

第一百四十七回

参議院経済・産業委員会議録第十一号

平成十二年四月二十日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十三日

辞任

脇 雅史君

補欠選任

陣内 孝雄君

四月十四日

辞任

前川 忠夫君

補欠選任

訓弘君

四月十九日

辞任

足立 良平君

補欠選任

訓弘君

四月二十日

続

海野 義孝君

補欠選任

訓弘君

出席者は左のとおり。

委員長

成瀬 守重君

補欠選任

訓弘君

理事

鈴木 勝君

補欠選任

訓弘君

事務局側

千葉 景子君

補欠選任

訓弘君

事務官

水野 義孝君

補欠選任

訓弘君

官員

西山 登紀子君

補欠選任

訓弘君

事務官

木原 敏義君

補欠選任

訓弘君

事務官

山下 芳生君

補欠選任

訓弘君

事務官

須藤 太郎君

補欠選任

訓弘君

事務官

保坂 三蔵君

補欠選任

訓弘君

- 委員長(成瀬守重君) 理事の補欠選任についてお詰りいたします。
- 委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。
- 委員長(成瀬守重君) 理事の補欠選任については、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
- 委員長(成瀬守重君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に山下芳生君を指名いたします。
- 政府参考人の出席要求に関する件
- 理事補欠選任の件
- 政府参考人の出席要求に関する件
- 委員長(成瀬守重君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。
- 消費者契約法(閣法第五六号)及び消費者契約法(第百四十六回国会參第六号)の審査のため、本日の委員会に政府参考人として経済企画庁国民生活局長金子孝文君及び法務省民事局長細川清君の出席を求め、その説明を聴取ることに御異議ございませんか。
- 委員長(成瀬守重君) 「異議なし」と呼ぶ者あります。
- 委員長(成瀬守重君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
- 参考人の出席要求に関する件

- 委員長(成瀬守重君) 消費者契約法(閣法第五六号)及び消費者契約法(第百四十六回国会參第六号)の両案を一括して議題といたします。
- 委員長(成瀬守重君) 消費者契約法(閣法第五六号)及び消費者契約法(第百四十六回国会參第六号)の両案を一括して議題といたします。
- 委員長(成瀬守重君) ただいまから経済・産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

政府及び発議者から順次趣旨説明を聽取いたします。堺屋経済企画庁長官。

○国務大臣(堺屋太一君) 消費者契約法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現在、我が国では、国民の自由な選択を基礎とした公正で自由な競争が行われる市場メカニズムを重視の社会の実現を目指し、構造改革が推進されています。こうした中、政策の基本原則を行政による事前規制から市場参加者が遵守すべき市場ルールの整備へと転換することが求められています。消費者のための新たなシステムづくりが大きな課題となっております。

その一方で、構造改革の進展に伴う商品、サービスの多様化の一層の進展による消費者の選択の自由が拡大する反面、消費者と事業者との間にある情報・交渉力の格差を背景に、消費者が事業者との間で締結する契約、いわゆる消費者契約に係るトラブルが増加しております。

こうした認識のもと、政府といたしましては、これまで国民生活審議会及び幅広い関係各方面との議論を重ねてまいりましたが、昨年末の国民生活審議会の報告の趣旨に沿い、公正で予見可能性の高い新たな民事ルールを整備すべきとの結論が得られましたので、本法案を提出することといたしました次第であります。

この法律の制定により、消費者利益が擁護されるとともに、消費者、事業者双方の契約当事者としての自己責任に基づいた行動が促されることによって、消費者と事業者との信頼感が増し、新たな経済活動や業態の創造が容易になり、活発化するものと確信しております。

次に、この法案の要旨を御説明申し上げます。この法律は、消費者が事業者との間で締結する契約に係る紛争を公正かつ円滑に解決するため、

次の二点について定めることとしております。

第一に、消費者契約の締結について勧説するに際し、重要事項について事実と異なることを告げたり、事業者に対し消費者がその住居等から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず退去しないなど、事業者の一定の行為により消費者が誤認しましたは困惑した場合について、契約の申し込みまたはその承諾の意思表示を取り消すことがであります。

第二に、事業者の損害賠償の責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額の予定または違約金が一定の限度を超えることとなる条項のか、消費者の利益を一方的に害することとしております。

その他、法の目的、消費者契約の範囲、事業者及び消費者の努力規定、取り消し権の行使期間等、所要の規定を置くこととしております。

以上がこの法案の提案理由及びその要旨であります。

その他の、法の目的、消費者契約の範囲、事業者及び消費者の努力規定、取り消し権の行使期間等、所要の規定を置くこととしております。

○千葉景子君 次に、発議者千葉景子君。

○千葉景子君 ただいま議題となりました消費者契約法案につきまして、その趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国は、経済、雇用、教育など多方面で急激な変容と緩やかな崩壊に直面しております。このような変化に対応するには、一人一人の自立する個人の確立と横の連帯、すなわち共生に基づき、国民の自由な創造性が發揮されるとともに、個人の自由な選択を可能とする國づくりが必要と考えます。

こうした國づくりに当たっては、喫緊の課題として、経済には可能な限りの自由の確保を、生活には安心と安全が守られる最大限のセーフティネットの構築をしていく必要があります。

以上申し上げました視点に立つて、このたび、

国民一人一人が消費者としての自由な選択の幅を

広げ、そのリスクをみずから管理するという時代に備えた消費者契約法案を提出させていただきました。その目指すところは、情報力や交渉力において事業者との間に格差がある消費者を悪徳商法や契約トラブルからガードする透明度の高いルールを設定するとともに、消費者みずから必要な情報を入手し、自分で的確な判断を下すことのできる賢く強い消費者の育成を支援しようとします。

なお、本法案は昨年の第百四十六回国会に提出されたものでありまして、今期国会に継続審査となつた法案であります。

以下、本法案の概要を御説明申し上げます。

第一は、法案の目的であります。

消費者が事業者と対等な立場において契約を締結することができるよう、消費者契約の効力等に

関し必要な事項を定め、消費者契約の締結過程及び内容の適正化を図るとともに、その実効性を確保するための措置を講ずることにより、消費者の利益を確保し、国民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的としております。消費者と事業者との実質的な対等性の確保という本法案の趣旨を可能な限り明示した目的となつております。

第二は、定義であります。

まず、消費者契約を、自然人が主として事業に関連しない目的で事業者と締結する契約と位置づけ、消費者をこの場合における自然人と定義しております。主として事業に関連しない目的であるならば、付隨的に事業に関連して使用される場合についても消費者契約に含まれることを条文上明確にしております。なお、労働契約は消費者契約から除外しております。

第三は、消費者契約における契約締結過程の適正化についてであります。

事業者が消費者に対し、重要事項について消費者が理解することができる程度に情報を提供しなければならないことを告げた場合、威迫した場合や困惑させられた場合と、取り消し事由を広くとつております。

た場合などについて、消費者は契約を取り消すこと

ができるとしております。取り消し権の時間は、追認が可能になったときから三年、契約締結から十年と定めています。また、内容が社会通念上異常であるためそのままを消費者が予測できない事項、すなわち不意打ち条項は無効としております。さらに、事業者が一方的に法律関係の設定または変更を可能にすることなど、いわゆる不当条項も無効としております。

第五は、実効性確保の措置などであります。

内閣総理大臣による不当条項削除等の勧告及び内閣総理大臣への申し出などの規定を盛り込んでおります。さらには、政府に対し、法施行後三年を目途に、消費者団体による差し止め訴訟などを

ついて検討し、必要な措置を講ずるよう求めています。

以上が本法案の趣旨及び内容の概要であります

が、今期国会に本法案と題名が同じ内閣提出の消費者契約法案がございますので、本法案と内閣提出法案との相違について追加して御説明させていただきます。

まず、内閣提出法案が消費者に情報提供すべき重要事項の範囲を、物品等の質、用途その他の内容及び対価その他の取引条件に限定されているのに対し、本法案は、重要事項として、一般消費者の判断に影響を及ぼすと考えられる事項のほか、

公明党の海野でございます。公明党・改革クラブを代表して御質問させていただきます。

最初に、私ごとで本日のスケジュールの関係で質疑のある方は順次御発言願います。

○海野義季君 おはようございます。

公明党の海野でございます。公明党・改革クラブを代表して御質問させていただきます。

最初に御質問させていただくことを成瀬委員長に

お許しいただいたことを心から感謝申し上げます。

御案内のとおり、北海道有珠山におきまして

は、先月三十一日以来約三週間にわたりまして噴火が続いております。そうした関係で、ビーグ

リは減少したとはいえ、なお七千名余の方々が仮宿舎におきまして大変御不自由な、また不安等に

おびえながらの生活を送つていらっしゃることに

対し、お見舞いを申し上げると同時に、有珠山の噴火が一日でも早く平穀におさまることを心から

念願するものでございます。

と同時に、前総理小渕さんにつきましては、日

標の半ばにおきまして、特に有珠山のことについて大変心配をされる中で、すべて後事のことを託

しながらだいま病床に伏せつていらっしゃることに對しては、一日も早く御快癒されることを心から

面している問題を抽出して、欧米諸国の法制度や法理論を参考に具体的な民事ルールの内容として考へるものとの試案といたしまして大胆な問題提起をした、こうしたらしいというより、問題提起をしたということです。

その後、国民生活審議会において、さらに、学界の方、消費者の方、あるいは法曹界、産業界など幅広い関係者にお集まりいただき、この試案を実施したときに具体的にどのような影響が生じるかといったような問題を考えまして、望ましくない副作用というようなものも少なくないなどの分析を行つてみました。そして、取引の実情やトラブルの実態を踏まえて、日本において法的措置として採用するのにふさわしいものを検討いたしました。この法的措置、民法的措置という点が非常に重要な点だと思います。

この結果、昨年の十二月に至りまして、消費者政策部会、これは国民生活審議会の一部会でございますが、報告となつてまとめられたものを骨子として、今日の提出した法案はこの報告を忠実に条文化したものでございます。

本法案は、特定の消費者トラブルの防止や救済を直接目的としたものではございませんが、本法の制定によって、事業者が不適切な行為を行つた場合、消費者が契約の取り消しや契約条項の無効を主張できる場合を新たに法定することとなります。また、消費者にとっては従来に比べまして救済手段が非常にふえるということにならうかと思ひます。

したがつて、本法は、民法、商法や特定分野を対象とする個別法、この制度と相互補完的な役割を果たすことによつて、消費者トラブルの防止と解決を通じて従来以上に消費者の利益を擁護することにならうかと思ひます。

一部に後退したんじゃないかという意見がございますが、先ほど申しまして一昨年の大胆な試案といふもので、たたき台といいますか議論のテーマを出した、それに比べてという御意見があつたがござりますけれども、前に出したものは

そういう性格でございますので、決して後退したと私たちには思つております。

○海野義孝君　ただいまの長官の御答弁で、大変この問題については国民の皆様方につつても理解が深まることになったのではないかと、このように思う次第でございます。

今、御答弁になつたことと多少重複するかもわかりませんけれども、審議会で昨年最終報告が十二月に出されるまでの間に具体的に論点となつた問題、今回の法案をつくつていく条文の中等にもちよつとございますけれども、特に論点となつたような点、何か特に御説明いただけるようなことがありましたらお願いします。

○國務大臣(堺屋太一君)　いろいろ審議会でも議論がありました。平成十年の中間報告以降の国民生活審議会における具体的な討論事項を例を申し上げますと、まず適用範囲、この法案の適用範囲でございます。実際にどのような契約を対象とすることができるのか、できる限りこれを明確にする必要があるということが一つの問題になります。その前提といたしまして、消費者と事業者を区分する基準を明確にするということが第一でございました。

事業者から消費者への情報の適切な提供の確保に関する規定、これもいろいろと議論になりました。個々の消費者契約の類型ごとに、消費者契約の態様、提供される商品またはサービスの特性、あるいは関連法制や自立ルールの存在など、事業者取引の特徴を十分に考慮した上で、客観的に判断されることになると考えられる重要な事項の内容を考えております。

それから、ついでですけれども、国とか県とか市町村などの公法人、それから特殊法人、非営利法人、あるいは弁護士、税理士などの専門的職業、こういったものは事業者になるのかどうか、この点についてお願いします。

○政府参考人(金子孝文君)　お答えいたします。

本法律案は民事ルールでありますので、民事ルールの基本たる民法における契約のうち、本法が規定いたします消費者と事業者との間で締結される契約を消費者契約とし、その対象としている

ない、こういう問題もございました。

それから、不当条項の方でございますが、不当

条項を明文で規定するに当たつては、諸外国の立法例も参考にしつつ、日本の実情やトラブルの実態に照らしてふさわしいものを採用する必要がある、こういうような議論がなされました。

これらの検討を踏まえまして、政府としても関係各方面と調整を行つて、公正かつ予見可能性の高いルールを策定するという観点から法律の規定

されたのが本案でございます。

○海野義孝君　大分広範につきまして御説明いたしましたで、ありがとうございました。

ちょっと細かな話でございますが、ちょっとお聞きしたいと思います。

本法の第一条の関係の定義の問題でござりますけれども、これから申し上げるような契約につきましては本法律案の対象となる消費者契約か否かといった点についてちよつと教えていただきたいのですが、一つは医療行為に係る医者と患者との間の契約、それから二つ目は住宅建築請負に係る工務店と消費者の間の契約、三つ目は電子商取引による契約、こういったものは消費者契約の対象となるかどうかという点について。

それから、ついでですけれども、国とか県とか市町村などの公法人、それから特殊法人、非営利法人、あるいは弁護士、税理士などの専門的職業、こういったものは事業者になるのかどうか、この点についてお願いします。

○政府参考人(金子孝文君)　お答えいたします。

まず、医療行為に係る医者と患者との間の契約ですが、強引、執拗で強要的、威圧的な事業

者の不当勧誘というトラブルの実態を踏まえて、

困惑の概念をより明確に具体的にしなければならぬ

は強制的に入院をしなければいけないわけですがれども、そうした行政処分のように医者と患者との間に契約が存在しないとみなされる関係についても本法の適用はありませんけれども、契約が成立していると見られる場合には医者と患者との間の契約について本法の適用があるということ

であります。

それから次に、住宅建築請負に係る工務店と消費者との間の契約についてですけれども、住宅建

築請負に係る工務店と消費者の間の契約についても、本法における消費者と事業者との間で締結される契約であるため、消費者契約に当たるわけ

あります。

それから三番目でございますが、電子商取引による契約、これはどうかということです。

それで、先ほども言いましたように本法は民事ルールであります。民法における契約のうち本法における消費者と事業者との間で締結される契約であれば、その形態のいかんを問わず本法の対象となります。したがいまして、電子商取引につきましても、本法における消費者と事業者の間で締結される契約であれば本法の対象となります。

次に、国、県、市町村などの公法人あるいは専門的職業は事業者となるかどうかということについてお答えをいたします。

これも先ほどと同じですけれども、本法は民事ルールであるため、民法における契約のうち本法における消費者と事業者との間で締結される契約であれば、私益公益の区別や営利非営利の区別を問わず本法の対象となります。したがいまして、国や県、市町村のような公法人、特別法による特殊法人、非営利法人や、弁護士、税理士などのいわゆる専門的職業についても本法第二条第一項の「事業者」に含まれるものであり、第二条第一項の「消費者」との間で締結される契約であれば本法の対象となるわけであります。

○海野義孝君　どうもありがとうございます。

次に、第三条についての解釈の問題でちよつと

教えていただきたいと思うんですが、第二条第一

項の関連でござります。

ちょっと条文を読むのは時間の関係もあるから省略いたしますけれども、消費者の自己責任を原則とするということであるならば、消費者に消費者契約の内容について必要な情報を提供する事業者の義務を努力義務とするだけでは十分と言えるが、これでは不十分じゃないかというような意見もあるやに聞いたんですけれども、この辺のところ、「情報を提供する」というその内容等にもよってくるんじゃないかと。先ほどからお触れになつているような重要な事項の問題のことになつてくるかと思うんですけども、その点がどうかといふ点です。

それからもう一点は、消費者に提供すべき情報の内容として決められています「消費者の権利義務」以外の「その他の消費者契約の内容」というのは、具体的にはこの辺はどういったことを指しているかといったことについてお聞きしたいと思うんです。

○国務大臣(堺屋太一君) この消費者契約法は、民事ルールとしては大変強い取り消しという行為を持つておりますので、その内容はかなり限的で、抽象度が高いために事業者にとって予見可能性を欠くような、健全なビジネスの発展を阻害するようなことになつてはならない、こういう前提が一方でございます。

こうしたことから、国民生活審議会においても、単なる重要事項の不提供だけでは取り消しという私法的効果を付与するのは適切ではないのです。なお、事業者から消費者に提供されるべき情報も規定することが必要な契約もあると考えられますが、そういった場合には、当該契約を対象とし

た個別法をつくるということでの具体的な部分を補えるのではないかと考えております。

また、消費者に提供すべき情報の内容を定めてある「消費者の権利義務」以外の「その他の消費者契約の内容」とは具体的にどんなものかという御質問がございましたが、この契約の内容とは、物品、権利、役務等の質、用途や、契約の目的物の対価、値段ですね、それから取引条件、商品の名前、事業者の名称等がそれに当たると思われます。

「消費者の権利義務」に該当する部分は、契約の内容の中でも主要な部分でござりますので特に例示したものであり、契約の内容に含まれております。契約の内容に含まれているもののうち、契約の目的物の対価や取引条件は消費者の権利義務に該当いたしますし、また物品、権利、役務等の質、用途は、すべてではないものの一部は消費者の権利義務に該当するかと考えております。

○海野義孝君 今のお答えは、重要な事項の内容といふものがこの第三条第一項の消費者の権利義務及び契約の内容の具体的なものであるというように御説明があつたわけござります。そのように理解させていただいております。

それからもう一つは、第三条の第二項関係の消費者の義務といふ問題ですけれども、消費者と事業者との間の格差を是正し立場を対等にするといふことが目的であるけれども、双方に自己責任はあるわけですから、必ずしもこれは対等にはならないという面があるかと思うんです。

そういう意味で今後、本法案を立法し、重要な項目とかあるいはまた損害賠償の問題であるとか、いろいろなそういう事項を具体的に明示されたということありますから、そういう意味で消費者の義務というのは、やはり消費者も自己責任というそういう意識を強く持つて事業者との契約に当たる。そういう努力をするということで、これは言つなければ、必ずしも事業者の義務と消費者の義務というのは義務の内容も程度問題違うんではないかと思いますが、義務としていると何と

なく強いような感じにとられると思うんですねけれども、これはどんな程度のことなんでしょうか。

○国務大臣(堺屋太一君) 消費者の努力規定を盛り込んだ理由は、事業者から提供される情報を活用し、契約内容を十分理解できるように努力していただきたい。消費者が十分に合理的な意思決定ができるのことを期待するというものでございまます。このことによって、民法その他で定められた消費者の権利が侵されるようなものではございません。あくまでもこれは努力規定でございます。

○海野義孝君 そこで、今の件についてもうちょっと、第三条第二項の規定について、これは消費者の権利を法的に制約するものであるかどうかというような点が重要な点だと思うんですけれども、具体的に言いますと、第三条第二項の努力をも、具体的に言いますと、第三条第二項の努力を消费者がしなかつた場合、いろいろな重要な事項等が盛り込まれたそういう契約条項等について、これがについて十分にそれを理解するよう努める、そういうことをしなかつた場合には、この第三条第二項を根拠にして消費者が第四条の取り消し権、これを行使できなくなるかどうかという点はいかがでござりますか。

○国務大臣(堺屋太一君) 委員御指摘の本法第三条第二項は、消費者に条文に規定された内容の努力をすることを求めた努力規定でございまして、私法的な効果、つまり契約の効果について発生するものではございません。したがって、消費者が本法案の第三条第二項に規定された努力を果たさなかつたとしても、これで取り消しが認められないとなるとか、あるいはいわゆる過失相殺というような判断によつて法的な影響が及ぶものではございません。

○海野義孝君 今最後の部分でお聞きしたいなと思うていてることにもちよつとお触れになりましたけれども、この点も改めてお聞きしたいんです。

第三条第二項の消費者の努力でござりますけれども、これを消費者がしなかつた場合には、消費

者が事業者に説明義務違反などに基づく損害賠償請求をした場合に、この第三条第二項によつて過失相殺の割合が大きくなるかどうかという点ですが、今ちょっとお触れになつたようですが、改めでひとつ。

○国務大臣(堺屋太一君) 先ほども申しましたように、消費者が理解する努力を怠つた場合であつても、事業者の側にそういう故意または過失、重要な事項の不実等がございますと、これで過失相殺で取り消しができないとか、その権利が制限されるということはございません。

○海野義孝君 次に、第四条、重要な事項に関するいわゆる契約の締結過程の問題についてお聞きしたいと思うんです。

まず最初に、誤認による取り消しといふことにについて、消費者の不利益となる事実を事業者が故意に告げなかつたこととの立証責任を消費者に求めるということはいかががかかるかというような意見があつたようになりますけれども、この点、故意かどうかとか、消費者の不利益となる事実を事業者が故意に告げなかつたことについてはどういうふうに理解といふか解釈したらよろしくんでしょうか。

○国務大臣(堺屋太一君) この不実告知であるとか、いわゆる断定的判断の提供、この株は必ず上がりますよというようなことでございますが、それが自体として事業者の不適切な行為という評価が可能でござります。これに対して、不利益事実の告知は事業者に積極的作爲的な行為を要求する規範であるため、取引の安定性を考慮してその行為の悪性の程度が高いものを契約取り消しの対象とするのが適切だと考えております。

こうした考え方から故意という消費者の主観的な要件を入れておりますが、これは立証しにくいということでござりますが、民法に詐欺というのがござりますけれども、これは二重の意思、まずだましてやろうということと、それによって利益を得ようということがはつきりしていなきやいけないという関係がござります。それに比べますと

この消費者契約法の立証はかなり緩くなっています。相手方を欺くことという意思よりも程度の弱いものでございますし、またそういうことを争ってやっているというような事業者がござりますと非常に立証しやすい。そういう点では、民法の詐欺などよりもはるかに立証しやすくなっていると考えております。

○海野義孝君 重要な事項の判断基準は一般平均的な消費者を基準とするのかどうかということです。例えば、高齢者など判断能力の劣るとされるような消費者についてはどのように扱うかとされています。

それともう一点は、事業者が消費者が受忍できないような不利益な事実だけを述べて殊さらには不利益な事実を故意に告げない場合は、この誤認による取り消しの本規定の適用はされるのかされないのか、その点はいかがでございますか。

○国務大臣(堺屋太一君) 二つの御質問の趣旨があつたと思うんですが、まず高齢者など非常に新しいことがわかりにくい状況の方でございますけれども、この消費者契約法は一般平均的な消費者を対象としております。

したがいまして、その物品なりサービスなりの買い手、消費者の方が一般的に高齢者であるというような場合には、その消費者の水準、当該商品、当該サービスの一般的な買い手ということになります。だから、相手によつて、あるいは商品、物品によつて、これはかなり高度の消費者が買うものだという場合と、高齢者あるいは子供ですね、そういう人が買う場合とは内容が変わつくるということになります。高齢者が一般的な消費者である場合には、重要事項等も主として高齢者を基準として行われるというような形になるうかと考えております。

それから、もう一つでございますが、事業者が消費者が受忍できそうな不利益な事実だけを述べてもう一つの不利益なことを隠していたというところでございますが、これは第一に、事業者にどうかと考えております。

て消費者に不利益になる事実をすべて網羅して説明するということは非常に難しい。その消費者がどういう関心を持っておられ、どれだけの知識があるかわかりかねますので、全部網羅することは難しいと思います。現在においても健全な事業者は消費者に不利益となる事実を説明しておりますが、第四条第一項にこのような内容を盛り込めば、事業者は消費者に不利益になる事実を説明することを委縮しまいました、かえつて消費者のためにならないという場合もございます。

また、第一といたしまして、消費者に不利益になる旨と、それよりもさらに消費者に不利益になる事実との程度の差の問題がございまして、それが意義ないしは違ひが必ずしも明確でないため、予見可能性が低くなり、法律的な安定が薄れてしまします。事業者の方としてこれが大事な部分だと思っても消費者の方はまた違うということもありますし、不利益というのもいろいろありますから、全部網羅しなきゃいかぬということになりますと、かなり契約が難しくなる。少額契約、いろんな中小企業の方々の販売等を考えておりますと、やはりそこまではできないんじゃないかなと、いうことでござります。

以上のことから、第四条第二項に、事業者が消費者に不利益になる旨を告げ、かつそれよりもさらに消費者に不利益になる事実を故意に告げなかつた場合についても取り消しを認めるという内容を盛り込むことは適切でないと考えております。

○海野義孝君 大変難しい御説明だったよう思います。確かにそういう消費者と事業者との間での契約といふものはいろいろとあれですが、私が認識するところは、やはり重要事項についてはきちんと説明するということが、まずこれが義務があると。それでないと、自己責任という問題と対等にこれについて法的にも追及できないというような感じがしたわけです。

それから、困惑による取り消しについてちょっとだけお聞きしたいんですが、例えば消費者が怖

がつたり、事業者が話す暇を与えないなどによつて退去すべき旨または退去する旨の意思表示を行なへなかつた場合には、この困惑による取り消しの規定が適用されないことになるんでしょうか。この辺の解釈はどうなんですか。

○國務大臣（堺屋太一君） 不退去・監禁ということがなつておりますて、それ以外の事業者の行為、例えば威迫・困惑行為や状況の乱用型の行為について取り消しを認めますといろんな問題が生じてまいります。

例えば、第一に、威迫・困惑行為や状況の乱用型の行為の意義が必ずしも明確ではなくなつてまいります。事業者にとって客観的にどのような行為をすれば取り消しの対象になるのか不明確になります。取引が不安定、あのときこうしたのが悪かつたと後で言わると取引の取り消しになるわけがござりますから、不安定になります。したがつて、これは明確にしなきやならないというのが第一です。

第二番目には、威迫でございますが、これはよく議論になるのでござりますけれども、大体は民法の強迫という概念に相当いたしまして、その違点があるという場合でござります。かかるに、困惑行為や状況の乱用型の行為に関しては、必ずしも消費者に当該消費者契約についての意思表示に瑕疵があった、不十分な部分があつたとは言えないと。このため、これらの行為について取り消しを認めますと、事業者が非常に難しくなりまして、何をしたらいけないのかその要件が不明確になつてしまります。この要件の明確さと取り消しという効果のバランスというのがやっぱり大事だらうと考えております。

以上の点を踏まえまして、政府案としては、消費者トラブルの実態あるいは消費者の保護を必要と規定が適用されないことになるんでしょうか。

とする程度、取引の安全の確保等々を考えまして、不退去、監禁ということを取り消しの条件にしたわけです。

消費者が出ていくつてくれとか帰りたいとか明確に意思表示をした、この点がちょっと問題にされるときがあるのでございますけれども、必ずしも言葉でなしに、そういうことが明らかにわかる行為をとるということがございますれば、これは不退去、監禁に当たると思います。この明確に意思表示をするというのが一つの要件になつておりますけれども、それは言葉だけではないということをございます。

○海野義季君 民法とこのただいまの第四条との関係でもうちちょっとお聞きしたいんですけど、この本案の第四条第一項及び第二項の誤認類型と民法九十六条の詐欺、それから本法の第四条第二項の困惑類型と民法九十六条の強迫、これはそれぞれどこが異なるか。今も少しそういう点もちょっとお触れになつたようになりますが。それからもう一つは、民法の詐欺、強迫に当たらないのにもかかわらず消費者契約法第四条で取り消しかという点、お聞きしたいと思います。

○國務大臣(堺屋太一君) 本法案の誤認類型におきまして対象とされる事項は、第四条第一項第一号の「重要事項」、それから同項第二号の「将来における変動が不確実な事項」、そして第二項における「当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実」としておりまして、民法の欺罔行為の要件を限定したものでございます。

民法の詐欺でございますが、民法の詐欺というのは二重の故意ということが言われておりますまして、詐欺の、まずだましてやろうという確実な意思がある、そしてそれによって自分が利益を得ようという意思がある、この二重の意思を証明しなきやいけないということになつております。詐欺の違法性が非常に強いということでございまして、本法案の誤認の類型では、これは、この二重

の意思あるいは詐欺の違法性というものは要件とされておりません。そういう点で、非常に立証しやすいのではないかと思つております。

また、この法案の困惑の類型でございますと、民法の強迫行為、すなわち相手を畏怖させるような行為がなくとも、客観的、外形的に不退去だと、おどすとかすごむとかいうことがなくても、帰らないというだけでこれが成り立つ、あるいは

帰さないというだけでこれが成り立つということです、かなり困惑の類型を明確にしております。さらに、民法の強迫の要件のうちで二重の故意、強迫の違法性、ここでもまた二重の故意というのがあります、おどしてやろうという意思があつて、それでもつけようという意思があることなんですが、そういう二重の故意、それから強迫の違法性というのがござりますが、本法の困惑類型ではそれが要件とはされておりません。

したがつて、この法案の第四条は、民法の詐欺、強迫を單に具体化、明確化したわけではありません、民法の規定に比べて消費者がその意思表示を取り消すことのできる範囲が相当に広がつているんじゃないかと考えております。特に、裁判外解決ということになりますと、これはかなり重要な効果を發揮するのじゃないかと考えております。

○海野義孝君 第七条関係の取り消し権の時効の問題についてちょっとお聞きしたいんですが、消費者契約のトラブル類に巻き込まれた消費者とりましては、事業者にトラブル処理の交渉を引き延ばされることは容易に考えられると思うんです。ここで、要するに、追認をすることができるときから六ヶ月間という行使期間、それからまた、もう一つは、いわゆる当該消費者契約の締結のときから五年間で無効になる。この根拠というか、これは何かを参考にといふか根拠にされてこういった六ヶ月とか五年間をお決めになつたのか、その辺何か、知りたいわけなんです。

○國務大臣(堺屋太一君) 本法の契約は、一般ではなく消費者契約、事業者が必ず一方で必ず一方

が消費者、こういう契約でございます。このため、行使期間の程度をどれくらいにするかということも考えたわけでございます。

第一に、民法はいろいろの意思表示の場合を想定しておりますが、取引社会の実情において比較的短期間のうちにその請求、弁済がなされることから、早急に法的関係を安定させたいという趣旨がございます。民法の規定によりまして、民法第百五十三条に債権者の催告後その効力を確定させるために必要な裁判上の請求権を行う期間を六ヶ月以内にしている。この民法百五十三条というのが一つの参考標準でございまして、裁判外で行使する形成権に当たる取り消し権につきましても短期の行使期間は同程度にするのがいいのではないかと考へております。

これは、追認できる状態になつて、だまされたとか不実告知があつたということを知るようになつてから六ヶ月、それも取り消したいという意を通知すればいいわけですが、そういふ点からいって決して短い期間とは思つております。そういうことで、この民法百五十三条の条項とそろえさせていただいたということでございまます。

○海野義孝君 最後に、もう一問お願いします。

○千葉景子君 きょうは長官、どうも御苦労さま

でございます。

円を払えば足りるということになります。○海野義孝君 今の点は、これが施行されてから契約を結んだ以後の問題ですね、それは○政府参考人(金子孝文君) 施行された後、締結された契約についてこれが適用されます。

○海野義孝君 時間になりましたのでこれで終わりますけれども、法案についての解説、大分できました。

あと、やはり問題は、消費者契約法の実効性と

いう問題をいかに確保するかということだと思います。この点についてはまた機会を与えられました。

本日はこれで御質問を終わらせていただきたいと思います。いろいろとありがとうございました。

○國務大臣(堺屋太一君) 私が経済企画庁長官に就任いたしましたのは一昨年の七月末でございました。それからこの消費者契約法というは既に話題になつております。私がいたしましても大変

思つております。そこで中間報告というた

たき台といいますか、そういう議論の対象となる項目を並べたようなものも出ておりました。さ

まざまな方面の意見を伺いました。どういうような消費者契約法をつくれば最もいいか、ぜひとも世

界に冠たるものを作りたいと考えまして、契約の場面とそれから無効条項の場面と両方を体系的に入れたものをつくろうということで、国民生活審議会でもさまざま議論がありました。

その前提といいますか、そういう議論の対象となる項目を並べたようなものも出ておりました。さ

まざまな方面の意見を伺いました。どういうような

消費者契約法をつくれば最もいいか、ぜひとも世

界に冠たるものを作りたいと考えまして、契約

の場面とそれから無効条項の場面と両方を体系的に

入れたものをつくろうということで、国民生活

審議会でもさまざま議論がありました。

その前提といいますか、先ほど委員の民主党

の提案にもございましたように、自由化が進む

につれて消費者と事業者との情報力の量、質の格

差、それから交渉力の差、そういうたのもも広がつてしまります。その反面、いろんな場面で自由選択という重要な消費者の権利がございます

し、また消費者の中にもいろんな方がおられるこ

とも考えていかにやいかぬ。そういうことをさ

まざまに考慮しているうちに民主党さんの方が先

に提案をしていただいたわけがございまして、そ

れも私たちも熟読玩味させていただきました。

その中で、特に私たち、予見可能性が高い、

この法案でこういう行為をすればどういうことに

なるか、これを取り消しがどの範囲にあるか、こ

の予見可能性の高いものをつくつて消費者、事業者双方の最大の利益、そして同時にまた、これか

消費者と事業者との信頼関係を高めて、これを新しい事業を生み出すのに効果のあるようなものにしたい、そういうようなことをさまざま考えまして、国民生活審議会の議論、それから各方面の御意見等を調整いたしまして、最終的には国民生活審議会の答申を文案にさせていただくというような形で提出させていただいたわけでございます。

いろいろ各方面の意見も多く、時代の流れも激しいものでござりますから、提案あるいは法案の作成にいささか手間取りまして、民主党さんにお提出していただいたことは私たちにとっても大変ありがたいといいますか、一つの参考になつたと考えております。

○千葉景子君 ありがとうございます。

目標とするところは必ずしも違う方向を向いていわることはございませんで、ぜひよりよいものにしてまいりたいものだというふうに考えております。

さて、その上で、法案の方に入らせていただきたいというふうに思いますが、やはりこの法律をつくるに当たりましては、基本的な立法目的といいますか、法案の目的がどういうところにあるのかということが法律全体に影響することであろうというふうに思います。目的に沿つて各条文もつくれられていくわけですので、まずその立法目的について改めて、先ほどもお話をございましたけれども、お尋ねをさせていただきたいというふうに思つております。

〔委員長退席、理事馳浩君着席〕

この消費者契約法が多くの方々からも要望されてきたという背景には、やっぱりこの高度に進展した経済システムの中、事業者として消費者の間には、情報あるいは知識、また交渉力、さまざまな点で構造的な格差がある、こういうことに着目をし、そしてこういう格差の中で消費者被害というのが大変増加をしてきており、こういうことが背景になりまして、この消費者契約法案と、いうものの必要性が叫ばれてきたものだというふうに思つております。

確かに現在、規制緩和、そしてまたそれそれが自立した個人としての責任を持つていくといふことも当然でございまして、それを私は否定するものではございませんけれども、やはりそういう自立性のある社会といふことを考へれば考えるほど、消費者の立場、先ほど申しましたような格差を持つて取引に当たる消費者の立場に立つて立法というのがなされる必要があるのではないか。十分に力を持つているそういうものに保護を与える必要は余りないわけとして、むしろそういうものに乏しい側に立ったきっちりとしたサポートのシステムというものが必要とされているんだろうとうふうに思っています。

そういう意味で、この法案の立法の目的がどこにあるのか。確かに自立性のある社会、そういう中で消費者も対等な立場にできるだけ立つてやろうということは否定しませんけれども、やつぱり本来は消費者の保護、こういうことに視点をきちつと置くべきではないかというふうに私は思うのですけれども、その点についてこの法案の、政府案の立法目的というのはどこに足がしかと置かれているものか、その点について改めてお尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(堺屋太一君) 御指摘のように、本案の目的は、消費者と事業者の間に存在する取引に関する構造的な情報の量、質の格差、それから交渉力の格差に着目して、消費者に自己責任を求めることが適切でない場合のうち、消費者が契約の全部または一部の効力を否定することができるようにする新たな法律を定めることによって消費者の利益を守ることになります。

だんだんと、昔は事前規制でございまして、いろいろと政府が規格基準などを定めて消費者の安全であるとか利益であるとかいうのを事前型に処理してきました。それが、自由な選択、消費者の自由な選択ということを重視するようになりますので、事後的に消費者の利益を守る、そういう観点から、この情報力、交渉力の格差に着目し

しかししながら、また本法は同時に、裁判規範あるいは紛争解決の具体的な指針としての機能も持つております。消費者契約に係る紛争を公平かつ円滑に解決することが必要であり、そういう効果がなければならないと思います。そのためには、消費者の事後救済を容易にし、かつ迅速にすることが大事でございます。

そういう点から、裁判における効力はもとより、裁判外の紛争の円滑化、迅速化、消費者と事業者双方の契約に関する意識の変化あるいは健全なモラルの向上といったような効果も期待しているところでございます。

したがって、この法案の直接の立法目的は、消費者契約に係る紛争を公正かつ円滑に解決することによりまして消費者の利益の擁護を図ることであります。これがひいては消費者と事業者とが自己責任を果たしていくに当たりまして環境を整備することにつながって被害を防止することに資する、こう考えております。

○千葉景子君 ありがとうございます。

ぜひこれから、法案のそれぞれの解釈あるいは考え方、そういう中で消費者の保護を図るという点を頭に置きながら進めていかなければいけないというふうに思っております。

〔理事馳浩君退席、委員長着席〕

ただ、そこで、この法案を見ますと、どうもその視点が必ずしも、消費者の視点というものが本当に十分に備わっているのか。やはり事業者と消費者をある意味ではもうこの時点で対等なところに置いて、余りにもひどいのはだめよと、こうもこういう立てる方になつてているのではないかなどいうふうに思われて仕方がありません。

そこで、多少具体的に順次お聞きしたいと思うのですが、それも先ほどの海野先生の御質問にもございました事業者と消費者の立場、これについて事業者も情報の提供の努力をしなさい、こういうことがうたわれています。これは少なく

ただ残念ながら、これは努力義務ということも、ございますが、これは法文のそれぞれの具体的内容の方でどの程度情報提供義務を尽くさなきやいけないかということが今度は具体的に出てくるんだろうとは思いますけれども、その努力義務に、もう一方で消費者の側にも理解をするように努めよという、消費者の側にも努力義務が課せられているということに法が構成されております。これは、先ほどから私の指摘させていただいている事業者と消費者の格差、こういうことから考えますと、双方に努力義務をしかも今度法的に課すということは、これはやっぱり消費者保護という観点から考えると非常に消費者に過大な重荷を負わせる事になるのではないか、こういう考え方につながっていくのではないかというふうに思っています。

お答えでは、これが法的効果、例えば過失相殺とかあるいは取り消し権の行使ができるなくなるとか、そういう効果を生むものではないんだということの御答弁が先ほどございましたけれども、やはりこれは法文に法的な義務といいますか、そういうことで明示をされているということになるわけですから、それだけ重い負担ということになりますかというふうに私は思います。むしろ消費者の側は、消費者がいろいろな情報を得たりあるいはみずから自立した消費者として誤りのない選択をするのは、消費者にとっては権利みたいなものですから、もうそれはいやでも自分でぜひそうしたいとむしる願つてゐるわけです。

だから、法的に理解するよう努力せよというのを事業者と対等な形で置くということは、いささかこの法の本来の趣旨から考えると違和感を持つことになりますし、それから過大な負担になるのではないかという私は思ひがいたしますが、長官、率直にいかがでしようか。

○國務大臣(堺屋太一君)　自由経済、市場経済になつてまいりまして消費者が自由に選択をできる、これは消費者にとって大変ありがたい権利で

ござりますし、また消費者が自由に選んだものによつて世の中が、消費者に選ばれたものがどんどん栄えていく、いわゆる消費者主権という世の中のことを想定しておるわけでございます。そうなりますと、やはり消費者の方が健全かつ賛成であつて、そしてなるべくいいものを選んでいただきます。そうしますと、いいものが生き残つてそうでないものが滅んでいくということになりますから、世の中がいい方に進むわけでございます。そういう観点から考えますと、やはり消費者の方々にもできるだけ取引の情報あるいは取引の対象となります商品やサービスの内容、それを十分に理解していいものを選ぶ賢い消費者になつていただくことが必要ではないかと思つております。

それはあくまでも消費者の権利でもあり義務でもあるわけですが、これによつて何らかの法的な、例えば消費者がその努力を怠つたら取り消しができなくなるとか、あるいは事業者も悪かっただけでも消費者も努力を怠つたら過失相殺だ、そういう私法的な影響は全くあらわれません。

ただ、やはりより消費者が情報を理解して取引の実態そしてその商品、サービスの内容を吟味していくたゞくというのは、これから自由経済、市場経済の世の中で大変重要なことだと考えております。

○千葉景子君 御説明の趣旨は私もよくわかります。むしろ、ここに消費者の権利ということを同時にうたつておいた方がいいのかなという気がするくらいでして、消費者がみずから選択ができるそういう社会というのは、私は本当に歓迎すべきものだというふうに思います。

ただ、これはまた前に戻りますけれども、そのため非常に情報の格差とか、あるいはいろいろな知識、交渉力にやっぱり格差がある。それなどをどうするかということには、やはり法の趣旨からいうと私はいま一つ納得がいかないところでございます。

事業者について、できるだけ格差がない条件をつくるための努力をせいとすることは十分法の趣旨からも考えられることですけれども、この消費者の努力義務というのがどうも、むしろ消費者にとって過大な負担を課せているようなそういう規定になつてはいるのではないかという規

定になつてはいるのではないかという私は率直な気持ちがいたしまして、できるならばこれはない方が法律としては大変輝いたものになるのではないかと率直に思いますが、御感想でよろしいです

ので、いかがでしょうか。

〔委員長退席、理事駒浩君着席〕

○国務大臣(堺屋太一君) 本法案の第三条にございます規定は全く同じではございません。契約の

内容を明確、平易にするように配慮すること、そ

れから契約の内容の必要な情報を提供するよう努めること、契約内容の理解に努めることと、

消費者と事業者によつてちよつと内容を書き分け

ておりますして、同じような努力を設けているわけではありません。

事業者の方には、契約条項が明確かつ平易なものになるよう配慮する努力、まず易しくわかりやすく言えど、それから情報を提供する努力を求めております。一方、消費者の方には、事業者から提供された情報を理解する努力を求めております。

○千葉景子君 御説明の趣旨は私もよくわかります。むしろ、ここに消費者の権利ということを同

時にうたつておいた方がいいのかなという気がするくらいでして、消費者がみずから選択ができる

そういう社会というのは、私は本当に歓迎すべきものだというふうに思います。

ただ、これはまた前に戻りますけれども、そのため非常に情報の格差とか、あるいはいろいろな知識、交渉力にやっぱり格差がある。それをしておるわけですから、事業者と消費者といふところに法の非常に重要な点がある

たゞ、これはいま一つ納得がいかないところでございます。

事業者について、できるだけ格差がない条件をつくるための努力をせいとすることは十分法の趣

旨からも考えられることですけれども、この消費者の努力義務というのがどうも、むしろ消費者に

者として契約の当事者となる場合もございます。

やはりこの消費者契約法の立法趣旨から考えま

すと、情報、知識、交渉力等の格差、これを是正するということからしますと、消費者というふ

うに思うんです。

事業者と消費者の定義でございますね、特に消費者

ございますが、個人については、消費者として契約の当事者になる場合は、事業者として契

約の当事者となる場合もございます。

ただいま仰せになりました八百屋さんが主と

いう場合でございますと、八百屋さんが主と

いうことからして、八百屋さんのが主と

いうふうに思つておられる方であります。事業との非関連性の基準

を、事業に直接に関連しない目的で取引する場合

には消費者なんだということをはつきりさせてお

く必要があるんじやないかというふうに思つて

います。

例えですが、よく例に引かれるんですけれど

も、八百屋さんのパソコンという例がよくあるん

ですね。個人の事業者、八百屋さんを営んでいる

方が、例え今はもうだれもがパソコンをいじつ

たりしますので、パソコンを購入して趣味にもイ

ンターネットなどをやつている。ただ、あれば確

かに御商売にも多少は役に立つこともあるわけ

であります。ただし、あれば確かに、こういう個人事業者などが自分の個

人生活のためにパソコンなどを購入する際、どう

なるのかというようなこと。

あるいは、例えばよく内職商法のようなものが

ござります。あるいはマルチ商法と言われるよう

な、法的に考えれば、自分も購入者でもあれば事

業者のような形態をとるようなそういう商法など

があり、逆に言えばこれは非常に被害を出していく

わけですね、それにひつかかたりして。そういう

ものは一体この法案では消費者として救済の

対象になつていくのか。その辺が私は、この第二

条の消費者の定義のところを見ますと大変難しい

のかなという感じがいたしております。

むしろ、こういうところに消費者としての被害

これがもし救済をされないということになると、

この法律の幅は随分狭いことになるなという気が

するんですが、この点について、消費者の定義に

ついてどういうふうに説明をいただけましょう

か。

○国務大臣(堺屋太一君) まず、消費者の定義で

ござますが、個人については、消費者として契

約の当事者となる場合もございます。

ただいま仰せになりました八百屋さんが主と

いう場合でございますと、八百屋さんが主と

いうことからして、八百屋さんのが主と

いうふうに思つておられる方であります。事業との非関連性の基準

を、事業に直接に関連しない目的で取引する場合

には消費者なんだということをはつきりさせてお

く必要があるんじやないかというふうに思つて

います。

同様にマルチ商法も、この取引では、加入者が

商品やサービスの再販売等を行う意思を持って販

売組織に加入して加入者になった上で、その商品

やサービスの購入計画を締結することが通常でござりますけれども、この場合には当該の商品、

サービスの購入契約は事業としてなされた、また

販売しようという場合には事業でございます。

したがつて、加盟店となつた加入者は、また販売し

ようということになります。そういう実態を見て、その人が買っただけなのか、再販をどんどんしているのかというところがやっぱり大きな分かれ道にならうと思うんです。

だから、買わされたというような人は消費者と

して保護できる。それが内職の目的で言われたとしても、買わされたというだけでしたらこれは消費者として保護の対象になると思います。

○千葉景子君 この条文の定義をどう解釈するかということになるうかというふうに思いますので、その点についてぜひ明確に解釈上させていた

だくことが大事だというふうに思います。

さて、この法案でも、一つは契約の締結過程、

ここについて問題があれば取り消し事由にするぞ

ということがこの法案の一つの内容でございま

す。ただ、私どもも出させていただきて、やっぱ

り契約締結過程を適正にするということと同じ目

的でいるわけですけれども、政府案の方では

非常に範囲が限定的になつていて、その範囲が契約の対象それから契約条件、こういう

ところに限定をされている、こういう法律の内容

でございます。

ただ、現実にいろいろな消費者被害あるいは現

実の取引、こういうことを考えますとこれだけで

本当に、立法的に立ち返りますけれども、いろ

いろな格差があり、取引の上では弱い立場にある

消費者を本当に十分に保護できるのだろう

かという感じがいたしますが、この情報を提供す

る、一方で、消費者の方は十分情報を持ち、あ

るは相手方の立場も知り、その状況もよくよく

熟知をしながら、消費者の方がそういうものを持

重な要事項の不実告知あるいは断定的な予測の断言、そういうところに限るというのが正しいのでないか、こう考えていくわけになります。

○千葉景子君 確かに、取引の安定のようなものを考へる必要というのは、これは否定するわけではありませんが、この点にし得ないという感じはいたしますが、この点についてはどうお考えでしようか。

○國務大臣(堺屋太一君) 今、千葉委員幾つかの例をおつしやつていただいたのでござりますけれども、それぞれまた違った問題があるかと思いま

す。

例えば、消防器の場合、売りに来た人がはつきりと、自分はうそをついて、これによつて相手をだまして、そして売り込んでもうけてやろうといふことでござりますと詐欺になる可能性はござります。したがつて、本法では消防器自体についてうときに取引の安定、安全、こういうものを考慮するというのは当然なんですねけれども、やっぱり今度の消費者契約法が情報格差などを背景にその

実であります。例えば、現実に物を購入し、いろいろな今被

害が出ているのを見ますと、購入の動機とか購入

の目的、こういうものにかかる場合というのにはかなりあるんです。

例えば、これは例としてよく引かれるものでござりますけれども、消防器を購入する際に、普通

だつたらそんなに要らないかなと。消防署から來ました、これは当然必要なものなんですというよ

うなことがある。これは購入動機として、別に普通の店頭ならあれなんだけれども、消防署から來たと言われるとなるほどと思う、こういう場合。

あるいは、よくあるシロアリの駆除サービスと

な、これもちょっと見て、お宅の柱は相当シロアリにやられていますね、これは駆除した方がよろしいというような、これも動機などにかかるところです。あるいは化粧品なども、やっぱり相当肌荒れも治りますというような、こういうケースなどの被害というのはかなりやつぱりあります。

そういうふうな経済のバランスということを考

えますと、やはりここに限定しておりますよう

言、そういうところに限るというのが正しいのでないか、こう考えていくわけになります。

○千葉景子君 確かに、取引の安定のようなものを考へる必要というのは、これは否定するわけではありませんけれども、こういうところがこの法案ではなかなか対象にし得ないという感じはいたしますが、この点についてはどうお考えでしようか。

○國務大臣(堺屋太一君) 今、千葉委員幾つかの例をおつしやつていただいたのでござりますけれども、それぞれまた違った問題があるかと思いま

す。

例えば、消防器の場合、売りに来た人がはつきりと、自分はうそをついて、これによつて相手をだまして、そして売り込んでもうけてやろうといふことでござりますと詐欺になる可能性はござります。

したがつて、本法では消防器自体について

うそを言わない限り取り消しにはなりませんけれども、民法の救済の可能性があらうかと思いま

す。

それから、シロアリでござりますけれども、本

シロアリがないのに、まあ普通の人は床の下など見ませんから、お宅の床の下へ入つてみたらえらいシロアリでもうじき家がひっくり返りますよ

ういうふうなことがありまして、これもやはりシロアリがないのにいたという、これは虚偽でござりますけれども、うけようという意思があつたらこれらも詐欺にならうかという気がいたします。

もう一つ、化粧品の場合は、これは多分多いのは訪販法にかかるんじゃなくて、それによって不當に高い料金を取つてもうけようという意味があつたらこれらも詐欺になりますから、内容が取り消しという非常に大き

な民法上では最も強い効果を發揮するわけですかから、これを実行するためにはその内容を明確にしておかなきゃいけない。例えば重要事項の説明

でも、必ずすべてをしなきゃならないという、ちよつとした買い物にも大変たくさん説明しておかないといけないということになります。

そういうふうな経済のバランスということを考

えますと、やはりここに限定しておりますよう

言、そういうところに限るというのが正しいのでないか、こう考えていくわけになります。

○千葉景子君 確かに、取引の安定のようなものを考へる必要というのは、これは否定するわけではありませんけれども、こういうところがこの法案ではなかなか対象にし得ないという感じはいたしますが、この点についてはどうお考えでしようか。

○國務大臣(堺屋太一君) 今、千葉委員幾つかの例をおつしやつていただいたのでござりますけれども、それぞれまた違った問題があるかと思いま

す。

例えば、消防器の場合、売りに来た人がはつきりと、自分はうそをついて、これによつて相手をだまして、そして売り込んでもうけてやろうといふことでござりますと詐欺になる可能性はござります。

したがつて、本法では消防器自体について

うそを言わない限り取り消しにはなりませんけれども、民法の救済の可能性があらうかと思いま

す。

もういろいろそういうことを考慮いたしまし

て、このあたりが一番穩当なところではなか

い。もし、さらにこれからいろいろの商売の方

法が出てまいりますけれども、そのときには

○國務大臣(堺屋太一君) 二つあると思うんで

一つは、この消費者契約法というのは、一方で民法の一般的な法律がございまして、詐欺とか強迫とかいうのはそちらで救われるということが

そのときでまた特別法をつくることも考慮しなきやいかぬかと思ひますけれども、全体の法案としてはこのあたりが一番バランスのとれたところだらうと考えてゐる次第です。

○千葉景子君 確かに、民法もございますし、それから各業法もございます。ただ、それを立法の趣旨あるいはその構造も違つてございまして、確かに民法でかなり詐欺が明確だと、そうなりますと詐欺として取り消しが可能になります。ただ、民法そのものがむしろ対等な当事者を前提にしてそれこそもう百年も経過するほどの法律でございますので、やっぱりそれで救済し得ない、あるいは各個別業法では救済し得ない、そういう被害が、すき間というわけではありませんけれどもやっぱり広範に存在をしている。そういう前提でございますので、やっぱりそれで救済し得ない、あるいは各個別業法では救済し得ない、そういう被害が、すき間というわけではありませんね。

そういう意味では、例えば立証の問題あるいは救済の手法、そういうことも含めて考えますと、やっぱりこの消費者契約法があらゆる取引について、その情報あるいは知識やあるいは相対したときのいろいろな交渉力を含めて格差のある消費者を本当に全体としてサポートしようという立法の趣旨からいうと、今長官が御説明いただきました、確かにほかの法律できちつと救済できる、あるいはそれが明確に該当するということになると、いつその法律を使うということは当然ではありますけれども、やっぱり幅広く今存在するような被害がもしこの法律で救済されないのであるとすると、何のための立法なのかなということにもなつてしまふだろうというふうに思ひます。

取引の安定といふことも、私も否定は先ほどから申しますようにしませんけれども、むしろ相手にはもうそれだけの十分な情報があり、それだけ上の立場にも立つて商売をしているというケースも多いわけですので、今幾つか指摘させていただいたような例、ケースなどが何とか救済できる、そういう方向にこの法案もさらに前進できないものだらうか、こんなふうに思ひます。

改めまして、こういう問題について、今特別法の検討も必要かもしれないというお話をあります

が、どうでしようか、そういう点などについてこれからも検討を続けていくというようなお気持ちはござりますか。

○国務大臣(堺屋太一君) こういう消費者契約法ができますことは、この条文のほかに、裁判外でいろいろ解決するという、消費者と事業者との關係を社会的に前進させるという意味が非常に大きいためだと思います。この条項だけの存在よりも、この法律ができるという、その存在自身で非常に世の中にいろんな社会的風習としての影響も与える、これの前進も大きいと思います。

ところが、こういう汎用的に広い範囲でとらえられるものに厳しい条項を与えますと、実際に日常生活で、そういうお挙げいただきましたようなシロアリとか消火器とか化粧品とかということじながらも、もつともっと一般的な取引が何回と変われておるわけです。そういうものを全部縛ると非常に不便も考えられます。

これからどんなことが起こつてくるか。今ちょうどEコマースとかいろいろ新しいことも起こつてくる事態でござりますから、そういう世の中が変われば、法律も変われば新法も出てくる、こればかりはかの法律でできちつと救済できる、あるいはそれが明確に該当するということになると、いつその法律を使うということは当然ではありますけれども、やっぱり幅広く今存在するような被害がもしこの法律で救済されないのであるとすると、何のための立法なのかなということにもなつてしまふだろうというふうに思ひます。

取引の安定といふことも、私も否定は先ほどから申しますようにしませんけれども、むしろ相手にはもうそれだけの十分な情報があり、それだけ上の立場にも立つて商売をしているというケースが多いわけですので、今幾つか指摘させていただいたような例、ケースなどが何とか救済できる、そういう方向にこの法案もさらに前進できないものだらうか、こんなふうに思ひます。

さらに、いろんなトラブルにつきましては、そういう相談機能を強めるとか、そういう活動の方もおろそかにできない。それにあって社会的に法的以上の効果を發揮することもあり得るんじゃないかと期待しております。

○千葉景子君 まだまだ御質問したいことはあるんですけれども、きょうは円委員と質問させていただくということになつておりますので、また時間が今後ございましたらぜひ、むしろ御質問するというよりは議論させていただければ大変ありがたいというふうに思つております。

今、長官おっしゃいましたような相談窓口の充実等も、大変今後この法律と相まって重要なところであろうかと思いますが、そういう部分なども含めまして、また機会がございましたらよろしくお願いをしたいというふうに思います。

私はこれで終わります。

○円より子君 おはようございます。民主党・新緑風会の円よりです。

昨日、質疑通告で、これから質問いたしますことに対する民主党和長官の両方にお願ひする予定でございましたけれども、私のうの本会議でも埠屋長官に質問させていただきましたし、また、今、委員会で公明党の海野先生また我が会派の千葉先生が政府案のこの消費者契約法についてはかなり突っ込んだ御質問をなさいましたので、埠屋長官の方に質問を多くさせていたいた、少し埠屋長官の方は質問が多くなることになりますが、大変広い範囲の者に対しても余りに過重な義務を課すのはいかがなものかと考えます。

また、我々でもそうなんですが、この説明義務を余りに多くいたしますと、忙しいときに店街でお店を張つておられる方々、その従業員の方々、そういった方々を全体として事業者と考へますれば、大変広い範囲の者に対しても余りに過重な義務を課すのはいかがなものかと考えます。

では、まずこの法案がつくられるに当たりまして、きのうお聞きしたんですが、埠屋長官は消費者の権利ということを自由な選択とおっしゃいましたが、そのうちにございましたので、埠屋長官は消費者を対等な立場に置いたのでは、実質的な意味で消費者を対等な立場に置いたのでは、実質的な意味で消費者を保護する、あるいは事業者の方に義務を課して実質的に対等な立場に置くということによって、事業者と消費者の契約を平和に紛争を未然に防止しよう、そのことによって消費者の利益を守ろうということです。

また、そのことによって消費者の消費活動が安心して消費を行えるということで活発になる、あるいは消費者の選択の範囲が広がることによつて、それがまた事業者の方も多岐にわかつて供給が活発になるということで、経済産業が活発になるという側面も持つてゐると思ひます。そうした方向でやはり消費者行政を行うことが適切ではないかと考へております。

○円より子君 ありがとうございます。

のお一人の小川先生にお聞きしたいんですが、まず消費者の権利とか消費者行政の目的というものをどのようにお考えになつておられますでしょうか。

○委員以外の議員(小川敏夫君) 御質問ありがとうございます。

消費者と事業者との立場というものは、これまでの質疑の中でもある出来ましたので簡略に申し上げますと、やはり事業者は扱う商品について非常に豊富な知識を持つておる、それからその契約を結ぶに当たる勧説方法についても非常に手なれています。

一方、消費者の方は、これから物を買つなら物を買う、契約をするなら契約をしてその契約内容に入ることで、事業者ほどその契約内容に関する商品とかそういうものについて十分な知識を持っていない、あるいはやはり取引に当たつても交渉能力も事業者には劣るというような面がござります。

契約関係では、あくまでも対等な立場で契約を結ぶといいましても、やはり形式的に事業者と消費者を対等な立場に置いたのでは、実質的な意味で消費者を保護する、あるいは事業者の方に義務を課して実質的に対等な立場に置くということによって、事業者と消費者の契約を平和に紛争を未然に防止しよう、そのことによって消費者の利益を守ろうということです。

また、そのことによって消費者の消費活動が安心して消費を行えるということで活発になる、あるいは消費者の選択の範囲が広がることによつて、それがまた事業者の方も多岐にわかつて供給が活発になるということで、経済産業が活発になるという側面も持つてゐると思ひます。そうした方向でやはり消費者行政を行うことが適切ではないかと考へております。

政府案では、「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、」といふになつております。また、民主党案の方は、「消費者が事業者と対等な立場において契約を締結することができるよう、」というような形を目的がなつてゐるんですけれども、どうも政府案についての御答弁を長官からいろいろお聞きしておりまして、先ほども事業者と消費者の両方の権利や経済の安定等のバランスをとつてこの法案がつくられたと、絶妙なバランスというんでようか、その辺がうまくいつたというふうにお答えになつているようにお聞きしましたけれども、両方の主張を聞きますとどうしても、バランスをとるといふといふ言葉ですけれども、妥協の産物になつたのではないかという批判も聞いておりまます。

それで、この法案は、政府案の側は妥協の産物で、私は、余り消費者の権利というよりは経済の発展、安定の方に少し傾いてしまつたのではないといふ気がしております。民主黨案の場合には、この法案の目指す目的といいますか、それは何なのか。そして、この法案というのは消費者のためなのか事業者のためになるのか、このあたり、率直な御意見を聞かせていただきたいと思っております。

またもう一つ、この点につきまして、私は、自己責任ということがこれから時代に大変必要になるとと思うんですけれども、対等な関係のもとでの自由競争の原則が通用する場合には自己責任といふものが十分間違えると思いますけれども、この法案でも示されております、政府案でも言われておりますように、消費者と事業者の間には大変情報の質、量また交渉力において格差があるわけであります。

そうした場合、その格差が解消されるような政策を講じた後に自己責任というのならわかるんですけども、残念ながら、ただ事業者情報提供を努力義務としてしまいまして、法的な義務になつてないわけです。そうすると、これでは自

己責任を問える状況にはならないと私は考えておりまして、この点についても民主党の小川先生にお聞きしたいと思つておりますし、また、政府案の第三条第二項で消費者に努力義務を求めておりますが、これは必要なか、削除すべきではないのか。こういった点についてお聞きしたいと思ひます。

小川先生にお願いいたします。

○委員以外の議員(小川敏夫君) 今、円委員から御指摘いただいた意見がそのまままさにそのとおりでございますというふうにお答えしたいようになります。

重複になりますが、先ほど述べたように、消費者というものが実質的な意味ではやはり弱い立場にあるというものを、その弱い部分を補強して対等な立場で消費契約を結べるようにするということが目的でございます。

ですから、この法律の目的の第一は、やはり法案のとおり消費者の保護でございます。そして、それに伴つて、消費者を保護することによって契約が活発に行われるということによつて経済産業が活性化するということがまた次の目的でござります。

○國務大臣(堺屋太一君) 政府案でも最大の目的は、消費者と事業者の間にある情報力の格差、交渉力の格差を解消して消費者の利益を保護することが第一の目的になつております。

ただ、その方法として情報提供を義務といたしまますと、これは消費者の保護だけではなくして、消費者自身も迷惑を受けるような取引の混乱とか、あるいは新しい方法の開拓がおくれるとかいうことがございます。だから、あくまでも第一の目的は消費者の利益を保護するという点では民主

○委員以外の議員(小川敏夫君) 一言で申し上げますと、政府案が取り消しの対象となる事項を限定いたしておりますが、この限定が実際に起きております悪徳商法による消費者の被害という現象から見ますと甚だ不十分であるというふうに思つております。

先ほど千葉委員の際に出てきました、例えば消防器販売の悪徳商法という問題がございました。これにつきまして堺屋長官の答弁は、仮に政府提案の消費者契約法に触れなくとも民法上の詐欺があることを考えますと、消費者契約法に規定しな

い部分は民法の詐欺を考えればいいのではないかというと、結局はその部分について新たな保護を、何の手だても講じないとということになると思ひます。

具体的な例は、たまたま消防器の例が出来ましたので申し述べますと、例えば堺屋長官のお話ですと、積極的な明白なうそを言えばそれは詐欺で民法で取り消されるから救済されるということでございましたが、積極的なうそに至らない場合、例えばあたかも消防官の服があるは消防団員のようない服装をして、消防署の方から来ました、今まで消防のためには消防器が必要ですかなぜひ買つております。

そんなことを考えますと、法的拘束力がないという長官のお言葉をいただきまして多少は安心しておりますが、しかし何も規定しなくてもいいのではないかというふうに考えております。

○円より子君 今、小川先生がお答えになられたように、確かに消費者の側がノーと言える賢い消費者にならなければならないということは当然のことでありまして、私もこれをえて入れる必要はないというふうに考えております。

それは次に、契約取り消しの対象となるものが、その要質な契約締結過程について、それを読みますと、民主党の方が広いよう感じられるんですねけれども、この政府案との違いについて、またこの法律の効力について小川先生に御説明いただきたいと思います。

○委員以外の議員(小川敏夫君) 一言で申し上げますと、政府案が取り消しの対象となる事項を限定いたしておりますが、この限定が実際に起きております悪徳商法による消費者の被害という現象から見ますと甚だ不十分であるというふうに思つております。

このような悪徳商法は、明らかに民法上の詐欺となるような方法はこれはふだんは講じないで、そのためには消防器が必要であると言われば、これはそのとおりでございますから。しかし、消費者の方は何が消防署の人が来て消防器は買わなくちゃいけないのかと思つて誤解するというような商法が一般でございます。

このような悪徳商法は、明瞭に民法上の詐欺となるような方法はこれはふだんは講じないで、法の網にひつかからないようなまさに抜け道を次々と見つけ出しても消費者を実質的にだます、被害を及ぼすような商法を考えておるわけです。ですから、消防器販売の場合、詐欺にならないようなケースの販売方法が実際に現に社会現象として起きているわけです。このような悪徳商法に対する消費者の保護が実際にこの政府案でと保護されない、これでは何のための消費者契約法なのかというふうに考えております。

民主黨案と趣旨は同じだと考えております。そこでは、もう一度小川先生にお聞きしたいんですけども、政府案の第三条第二項の消費者に努力義務を求めるることは削除してほしいという要望が随分消費者団体から出ているんですねけれども、そもそもこの消費者契約法はある部 分について特に法を定めたというものでありますと、消費者契約法に規定しな

○円より子君 今、消火器等の販売についてお話をいたしましたけれども、例えばこの闇法、政府案の方では第四条第三項に困惑について不退去・監禁行為以外の被害が続出していると聞いておりますけれども、先ほど千葉委員が質問なさいました威迫、それから例えば商人商法とかSF商法とかキャッチセールスとか靈感商法とか、本当にえつ、そんな商法があるのと、いうようなものが随分出てきておりますが、こういったものは、それでは民主党案ではこの被害者を救うことができるんでしょうか。

○委員以外の議員(小川敏夫君) 基本的には民主党案はそのような悪質商法のはばすべてを規制することができるような条項となっております。

第二条の一項におきまして、まず事業者が、法案をそのまま読んでもしようがありませんけれども、事実に反することを言つて消費者が誤解するようなことがあつた場合、あるいは事業者が威迫した、あるいは消費者を困惑させて合理的な判断を妨げた、あるいはたまたま消費者が何らかの形で何らかの事情で錯誤している、あるいは判断力が著しく不足しているというふうな状況を乱用するというようなことを網羅して、それを取り消すこと由として列举しております。

例えば、今出来ました恋人商法ですか、通行人に声をかけてあたかも女性がその男性に対して親しくなるような行動をとつて、そのことを大きな事情として商品を買わせるといふのは、これはやはり消費者が合理的に判断することを妨げることになると思います。

あるいは先ほどの消火器の商法ですが、これは重要事項について契約の目的物とか対価だけに限定しないで動機も含んでおりますので、重要事項について、先ほどの消火器ですと、そのものを購入する動機もこれに含まれるということで救済されることになります。

パターーンでは、集会所に多くの人を集めて、そこで事業者と通じたサクラというような客も含めて、どんどん物を買えばあたかも得したかのように錯覚に陥らせて高価な商品を貰わせてしまう後で落ちついてみると、とんでもないものを買ってしまったというような場合があるわけです。これらなどもやはり消費者の判断力が不足している消費者が催眠状態に置かれていると。あるいは特殊な雰囲気の中で買わなければいけないようなな匂いを感じたのであればそれは威迫とも言えますし、あるいは精神的な圧迫があれば、やはり消費者の私生活に関する困惑して困惑して消費者が合理的に判断することを妨げる事情にも該当するということになります。

そのようなことによりまして対処できるといふことでありますので、現在消費者問題として、要質商法問題として消費者が被害をこうむつて、不利益をこうむつているようなケースについては、この民主党提出の法案ですとほとんどが対処できるというふうに考えられます。

○円より子君 ただその場合に、やはり長官ががんばり業者側とのバランスということも大事だとおっしゃっていましたが、むやみに取り消し権を広げますと、逆に消費者の側にも悪質な人もいて、悪質な消費者の予備軍が目覚めるんじゃないのかというような指摘が業界側からあったと聞いておりますが、政府案では不退去の監禁という明確なものに取り消し権をつけたところふうになつたと聞いておりますが、民主党案ではそういうふうに心配がないのかどうか、こういふ意見についてどう思われますでしょうか。

○委員以外の議員(小川敏夫君) まず、民主党案が列挙しましたそうした取り消し事由につきまして、これはこの記載から明らかかなように、すべて通常の取引の勧誘方法ではない方法でござります。ですから、普通に営業しておる事業者の場には、これはすべて当たらないということணります。

また、基準が不明確ではないかということがございましたが、

さいます。が、基本的にはやはり消費者が合理的な基準として明確に定められたうえで、個々の消費者によって判断基準が異なるということがあります。したがって、このことはなりませんので、客観的な基準として明らかになると思われます。

また、その内容についてなお不明確であつてはならないということも含めまして、内閣総理大臣がその態様につきましての指針を定めまして、事業者が混乱することがないようにも努力しておるわけでございます。

また、一部のクレーマーの問題が出ました。が、やはりクレーマーがいるからしめし消費者の保護をしなくていいということにはなりません。やはりそういったクレーマー、すなわち正当な理由がないのに事業者に対してクレームをつけて何らかの補償を要求することをいふんだと思いますが、そのようなものについてはむしろ事業者の方が殺然として対処することが必要であると思います。

また、今回こうした消費者契約法を定めて、事業者のあり方、消費者のあり方を定めることによって紛争が非常に解決しやすくなります。その面では、クレーマーが本当の保護を必要とすべき消費者なのか、あるいはそうではなくて消費者の立場を乱用したクレーマーなのかということとも容易に判断がつきますし、またその対処も非常にスムーズに解決できることになると思われます。

こうした意味でも、やはり事業者が混乱に陥るということは余り考えなくて、むしろ消費者の保護を十分徹底することが望ましいし、それに対処したのが民主党の法案であると思つております。

○円より子君　今の民主党の御意見に対しても長官はどのように思われますでしょうか。

○国務大臣(堺屋太一君)　今、民主党案では二つポイントがあると思います。第一は、非常に広い範囲で取り消しができる、一番目は総理大臣の指針というのに依存しているということです。

私は、一般的な条項として、一般的な法律として

でこれをつくるとなりますと、やはり一般的にわかりやすい基準をつくっておかなければならぬ。これは今、小川先生が一般的な消費者を対象としているからごく常識的にというお話をございましたが、なかなかそこは定めにくい場合、本当に消費者がどの程度の理解力を持っていたのか、それは非常にわかりにくい基準になつてきて、大きな範囲に取り消しが広がる、混乱を広げるという心配があります。

もう一つ、法律といたしまして、総理大臣に基準あるいは指針というのを譲るとなりますと、どういうものが出てくるか。そして、これは総理大臣でございますから国会に諮らないで改正するところが起こる可能性があります。そのときにどんなことが起こつてくるのか。非常にやはり国民の代表である国会できちんと諮れるようにしておく方がいいんじゃないかな。そういう意味では、できるだけ具体的な内容を法案に書いていただく方がありがたいんじゃないかな、こう考えております。

○円より子君　今、小川先生がお話しにならなかつた点も少し出てまいりましたが、反論がございましたらお願いいたします。

○委員以外の議員（小川敏夫君）　まず、内閣総理大臣のガイドラインが国会の法律の改正によらなくてできるということをございますが、ただ、内閣総理大臣のガイドラインも、私ども提案の消費者契約法の三条で一、二、三、四、五とこの取り消し事由を定めた、そのことについてガイドラインを定めるということありますので、これは内閣が国会の意思を無視して恣意的ができるというものではないと思われます。

○円より子君　それでは、政府案には盛り込まれておりますせん不意打ち条項を民主党案では無効としておりますけれども、これにはどのような意味があるか、御説明いただけますでしょうか。

○委員以外の議員（小川敏夫君）　実際にこのような消費者問題が発生しております。いろんな例としまして、例えば表向きの契約では物品を買う、非常に安いので買ったところ、どうもたくさんあ

○円より子君 それでは、この消費者契約法、政
府案と民主党案があるわけですが、それぞれの消
費者契約法が成立しました場合、今後消費者契約
がどういった形になつていくのか、どういうふう
になつていくか考へていらっしゃるか、お答えい
ただきたいと思うんです。

長官は、予見可能性が高いこの法律の成立に
よつて、事業者、消費者の信頼関係が増し、新し
い業態の経済活動が活発化するのではないかとお
答えになつていらっしゃいますが、どうもこれで
本当に消費者が安心して今後契約に臨めるのか、
この消費者契約法が有効に機能するのか、その辺
について、また小川先生の方には民主党案であ
ればどう機能していくのか、それぞれお伺いしたい
と思います。

○國務大臣(堺屋太一君) 法律というものが、特に

こういう一般的に広く網をかけた法律というもの
がすべて有効だということにはなかなかならない
だらうと思います。

ただ重要なことは、こういう法律ができます
ことによつて悪徳商法は取り消しの対象になる可
能性がある。しかも、それが裁判外の簡易な方法
でとられるということは、悪徳商法を抑制する抑
止力としては非常に大きなものがある。それから
また、それができますことで消費者の方々が消費
者センターなり弁護士会なりそういうところに御
相談に行かれるような習慣がつく、そういうこと
によって日本の自由競争市場というのが非常に向
上するだらうという期待を持つております。

また、新しい商法、初めての商法が出てきた場
合、例えば電子取引でありますとかいろいろなこ
とが考えられておりますが、少なくともこれがど
ん取り消しになるようなものは、大変な被害
ですから、まともな事業者はやらないわけです。
そうすると、消費者の方から見ると、こういう新
しいものが出てきても、これは消費者契約法で通
ります。そうすると、新しい商法が非常に広がりや

すくて、知恵の時代にふさわしい多様な販売方
法、多様なサービス方法が開発される、そういう
点で日本の経済あるいは生活条件が発達すると思
います。

特に私が重要だと思いますのは、これから高齢
者の家族、あるいは男女共働きのお宅など、非常
に家事のアウトソーシングが盛んになつてくるだ
らうと思うんですね。そういうときに、この消
費者契約法に触れないでちゃんとできるものが生
まれてくる、それは透明性が高いから事業者の方
もこれなら大丈夫という事業コンセプトの組み方
がやりやすくなつてくる、これがこれから大きな
利点だと思つています。

その意味におきましては、一方で消費者の権利
を保護するとともに、消費者の利益全体を考え
て、新しい、より便利な、より使いやすい消費が
ふえてくることが大きな利点ではないかと考えて
おります。

一方、民主党が提案しましたこの消費者契約
法、民主党の案ですと、そのような抜け道を許さ
ない、威迫困惑といったさまざまな要件のものを
を包括しておりますので、これは本当に悪徳商法
の出現といつものを防止できて、そして堺屋長官
が言われたような趣旨の本当の意味の消費者行政
というものが実現できると思われます。

○円より子君 そうした意味でぜひとも、私は昨
年のお話を伺いました、言つておられるることは
まさにそのとおりだらうと思います。ただ
そうした御意見が果たしてこの政府提案の消費者
契約法に合つてているのかといいますと、合つてい
ないんじゃないかと思つております。実際には、
この政府提案の消費者契約法は、非常に取り消し
の要件あるいは不当条項の無効の要件といつもの
を限定しております。

私も、これまでの消費者問題、悪徳商法問題
といつもの振り返つてみると、常にやはり悪
徳商法をやる人は非常にこうかつであります。で
すから、何らかの規制法ができる、その規制に
ひつかからないような抜け道といつものを探して
して持つてくるというのがいわばこうした悪徳商
法の実態でござります。

そうしますと、今、この政府案のように取り消
し条項といつものを非常に限定的にしてしまいま
すと、当然悪徳商法をやる人はその政府案の限定
の保護という観点から不十分であると思われます
ので、なおこれを修正していただけるのであれば
私ももちろんこれを修正していただけるのであれば
ますと、法律上の安定性といつことが損なわれま
せん。

いましたけれども、消費者団体または先ほどの消

費生活センターそれからアドバイザーの方々、現

場で本当にさまざまなトラブルの被害に遭つて

困つていらっしゃる方々の相談を受けていらっ

しゃる方からは、ないよりはましという声も随分

出でおりまして、できれば本当に、法の網をかい

ぐつてさまざま出てくるそうしたもの阻止で

くるような、そしてそこから消費者が守られるよ

うな法律に修正できればと考えておりますけれど

も、ひとつ、とりあえず走つてみて、そし

て消費者の方も契約時に十分契約書を読んで自分

の権利を自分で守つていくような、そういう形

になつていく。そこで、先ほど小池さんからも答

弁がありましたP-I-O-N-E-Tや国民生活セン

ター、消費生活センターでの累計をきちんとし

て、どういった相談があるかを見て、レ

ビューをして、そのときにはた見直すといつこと

が大事だと思うんですね。

その件について、見直し条項をぜひ私は入れて

いただきたいと思うんですが、先ほど、消費者の

側に義務があることが書かれておりまして、それ

はあえてその義務を入れる必要はない」と私は考え

ているんですが、それを入れるならば見直し条項

もきちんと入れていただきたいと思うんですが、

もう一度、堺屋長官、いかがでしようか。

それからまた、見直し条項について民主党案で

はどう考へておられるかもお聞きして、最後の質

問どしたいと思います。

○國務大臣(堺屋太一君) 世の中が変化いたしま
りまして国民生活審議会また各方面と議論をいた
しまして、その結論を法文化したものでございま
して、私どもはこれが最良の法案だと考えており
ます。

○委員以外の議員(小川敏夫君) 同じことを繰り

返して申し上げませんが、政府案は非常に消費

者の保護という観点から不十分であると思われます
ので、なおこれを修正していただけるのであれば
ますと、法律上の安定性といつことが損なわれま
せん。

す。

だから私は、いつ変えるといふような見直し条項を入れるのではなくに、より実態に合った法律の運用、そして必要があつたときに改正するという立場で進むべきだと考えております。

○委員以外の議員(小川敏夫君) 私としましては、まず見直し条項というもの、これは社会の状況がさまざま刻々と変化しております。また、悪徳商法といふような問題は、先ほども述べましたように、次々と新手な方法を考えてくるといふような状況がございます。そうした状況を踏まえますと、どちらの法案にいたしましても、それが施行された後の変化といふものをよく見きわめ、また消費者の保護といふ問題と、それにかこつけたクレーマーによる事業の支障といふ声もありますので、そうした実態を踏まえて適切に対応する非常に限定的であるということについて、不十分な点がございます。不十分な面がある法律こそ積極的に見直しを入れていただきたいといふふうに思っております。

また、今、円委員から感想がありました。政府

案はないよりはましだといふような御意見もありましたが、私はもつと厳しい見方をしまして、限定期的に取り消し権を認めていたことは、限定されない部分については、これは悪徳商法を容認していることになるんじやないかと。いわば反対解説、こちらは禁止されている、禁止されているものに含まれないものは認められているといふ解釈が出て、かえつて政府案に取り消し権が認められない商法は法律で認知されたかのようなことになりはしないかといふ懸念も持つております。

そうした意味で、政府案の方が成立する可能性が大変高いですすけれども、むしろそうした意味で、政府案こそが施行後の早い時期にその表情を踏まえて見直しといふのを考えていたときだ

いと、このように考えております。

○円より子君 ありがとうございます。

そういうことなんで、これまではどちらかといふと消費者は弱い者、保護すべき者という考え方、これに対して業法によつて事業者を規制するということを通じて今まで消費者の保護を図ってきた。しかし、新しいこういう自立の時代を迎えた。しかし、新しいこういう自立の時代を迎えた。しかし、新しいこういう自立の時代を迎えた。

等は実現できない、これもほとんどの方の御意見が一致していると思います。

そういうことなんで、これまではどちらかといふと消費者は弱い者、保護すべき者という考え方、これに対して業法によつて事業者を規制するということによつて予見可能性を高める。私風に言へば、これに対する業法によって事業者を規制するということを通じて今まで消費者の保護を図ってきた。しかし、新しいこういう自立の時代を迎えた。しかし、新しいこういう自立の時代を迎えた。

午後零時三十七分休憩

午後一時四十分開会

〔理事駐浩君委員長席に着く〕

○理事(駐浩君) ただいまから経済・産業委員会を開会いたします。

午後一時四十分まで休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

○理事(駐浩君) 休憩前に引き続き、消費者契約法案(閣法第五六号)及び消費者契約法案(第百四十六回国会參第六号)の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

○加納時男君 休憩前に引き続き、消費者契約法案(閣法第五六号)及び消費者契約法案(第百四十六回国会參第六号)の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

にとつてもこういう民事ルールができるることにようつて、こういうことをやつてはいけない、こういうことはやるべきだというようなことで、やるべきこととやつてはいけないことが極めて明確になりますことによつて予見可能性を高める。私風に言へば、これに対する業法によって事業者を規制するとか、そういうような一時的現象ではなくして、構造的にこれが必要になつてゐるといふことが重要だと思つております。

といふことは、日本は長らく規格大量生産を目指してまいりまして、その中で官僚主導のもとにそれぞれに規格を定め、その規格を定めることによつて消費者に悪いものが出て、官僚主導で形を決めることで保つてきたわけでございます。ところが、世の中がどんどん進歩いたしまして、

○國務大臣(堺屋太一君) 御説のように、今なぜ消費者契約法かという問題は非常に重要な問題だと思います。といひますのは、苦情がふえていくのがいいのかどうかわかりませんけれども、こういうような考え方があるのかなといふには思ひながらやつていくとなると、中庸といふ言葉がいいのかどうかわかりませんけれども、こういうふつも、事業者にとつても予見可能性を高めて、つまり未然防除、行動規範についてもヒントになります。もう一つの考え方は、これは政府案の考え方を置いて、例えば契約の無効だとか取り消しかとかということを比較的広く認めていこう、そのためには政令に委任していくこという立場でございませんかと思います。一つの意見は、消費者保護に力点を置いて、例えば契約の無効だとか取り消しかとかということについて伺いたいと思います。

○國務大臣(堺屋太一君) 御説のように、今なぜ消費者契約法かという問題は非常に重要な問題だと思います。といひますのは、苦情がふえていくのがいいのかどうかわかりませんけれども、こういうふつも、事業者にとつても予見可能性を高めて、つまり未然防除、行動規範についてもヒントになります。もう一つの考え方は、これは政府案の考え方を置いて、例えば契約の無効だとか取り消しかとかということを比較的広く認めていこう、そのためには政令に委任していくこという立場でございませんかと思います。一つの意見は、消費者保護に力点を置いて、例えば契約の無効だとか取り消しかとかということについて伺いたいと思います。

○國務大臣(堺屋太一君) 御説のように、今なぜ消費者契約法かという問題は非常に重要な問題だと思います。といひますのは、苦情がふえていくのがいいのかどうかわかりませんけれども、

といひますのは、日本は長らく規格大量生産を

目指してまいりまして、その中で官僚主導のもと

にそれぞれに規格を定め、その規格を定めること

によつて消費者に悪いものが出ない、官僚主導で

形を決めることで保つてきたわけでございます。

ところが、世の中がどんどん進歩いたしまして、

技術の開発も早ければ消費者の嗜好も多様化する、国際交流もふえる、そういった中でいろんな多様な商品が登場し、多様なサービスが必要になつてしまひました。

特にこのサービスの面では、消費者に係るサービスが非常に多様化し、いろんなものがアウトソーシングされていく、そういう中でさまざまな商法も生まれ、それがいい影響もまた難しい問題も生み出した。そういうことを前提としてこの消費者と事業者との契約関係に新しいルールをつくらなきゃいけない、紛争をなくするような、解決するような新しいシステムをつくらなければいけない、そういうところから物事が考えられたわけです。

そのトラブルの原因には、その事業者あるいは消費者が悪意であるという場合もちろんございま

す。
きた御意見だと考へております。

ソーシングされていく、そういう中でさまざまな商法も生まれ、それがいい影響もまた難しい問題も生み出した。そういうことを前提としてこの消費者と事業者との契約関係に新しいルールをつくらなきゃいけない、紛争をなくするような、解決するような新しいシステムをつくらなければいけない、そういうところから物事が考えられたわけです。

そのトラブルの原因には、その事業者あるいは消費者が悪意であるという場合もちろんございま

す。
こういう意味で、消費者の立場を擁護しつつ、

全體としての経済あるいは生活の向上に役立てよ

うというのがこの法律の根本的な趣旨でございま

す。

○加納時男君 ありがとうございます。

今のお話を伺つていますと、消費者のよりよい選択、そしてまたトラブルの未然防止ということを一つ大きく取り上げていらっしゃるようになります。

私はこのことであつたんですが、どうもよく一つのパイを分け合うゼロサムという

のがございます。例えば、事業者が得すれば消費者は損する、消費者の利益をぶやすと事業者の利

益が減つちゃうという、何か一定のパイを取り合

うというようなそういう世界をゼロサムと、我々

ませんけれども、図書券かけてマージャンという

マージャンで、余りマージャン通になつちやいけ

ませんけれども、図書券かけてマージャンとい

うのもあるようですけれども、そういうことはやつ

ちやいけないと思つんすけれども、どこかで脱

線しましたが。

○加納時男君 ありがとうございます。

消費者に満足を、そして事業者に仕事をとど

うのはまさにプラスサムだと私も思つてゐるわけで

ございます。

そういうことで考えますと、P.L法との関係を

ちょっとここで伺いたくなるところでございま

す。

実は製造物責任法、P.L法でございますが、私

はこれもやはり民事ルールではないかなと、欠陥

商品についての民事ルール。今回の消費者契約法

は、契約締結プロセスと契約内容。この契約締結

プロセスと契約内容というのが実はP.I.O.N.E

Tで見ても苦情では非常に多いケースなもので

から、そこでこれについての民事ルールと。こん

なような理解でよろしいのかどうか。

よろしいとすれば、参考になりますので、P.L

法が施行されてから今日までどういう変化があつたのか。例えば、消費者の意識はどう変わつたのか、苦情や相談が何か変化があるのか、訴訟があつたかふえないのか、こういうことでかなり議論されたと思うのですが、それから企業の対応はどう変わつてきたのか、こういつたあたり、わかる

それから、製造物責任法というのは拡大損害に

ついてのルールなわけですけれども、その拡大損害を伴つた苦情相談件数、これは法施行後増加し

たものの、その後はほとんど変わつておらず、安

定的に推移しているという状況にあります。

それから、訴訟です。訴訟に関しましては、私

どもが確認している限り、製造物責任法に基づいて提訴された訴訟件数は、法施行四年余りが経過

した平成十一年三月末現在で二十件となつております。それで、戦後、製造物責任法が制定されま

まで約五十年間あつたわけですから、その間

は製造物責任法はなかつたんですが、やはり同旨

なことで裁判が起こされているわけですねけれども、その件数が百六十件ということになりますか

ら、百六十割る五十で、それまでは三件ぐらい

ただけるような契約内容、そして事業者の方々も考

えております。

したがいまして、消費者の方々に満足をしてい

たかということでございますけれども、P.L法の

だつたのかな。それで、先ほど申しましたように、製造物責任法施行以来四年で二十ですから五件ということで、ふえはしたわけですけれども、顕著に増加したということではないようあります。

これはもう一つの御質問に絡むわけですが、それもやはり企業の対応、そこが大きく変わったのではないかということと関連すると思います。それについて御説明したいと思います。

事業者の方では、こういうような製造物責任法の施行によって、製品の安全性確保のために、製品の安全基準の見直しや表示、取扱説明書の充実等積極的な対応が進んできていると思います。

それで、経済企画庁の調査では、P.L.法施行後の製品安全保証体制を企業に尋ねたところ、三分の二の企業が安全保証体制を見直したと、こう回答しているわけです。それで、製品の表示の取り組み、これがどうなったかという質問に対しては、多くの企業が、P.L.法の施行に当たって表示を見直したと、こう回答しているわけあります。

それから、P.L.法が裁判規範、行為規範としての機能を果たしているかどうかという御質問にお答えしたいと思います。

○加納時男君 まだそれは聞いていないけれども。

○政府参考人(金子孝文君) 聞いていませんでした。失礼いたしました。

○加納時男君 官僚の方は非常に先が見えるといふのはわかるんだけれども、質問する前に次の質問の答えを言われちやうとちょっとやりににくいのか。質問をしてから答えてもらうといふと思うんです。こちらは今お答えを聞いて次の質問を考えていたのですから。

企業は、例えば三分の二の企業が今のお話だと安全保証体制を見直したとか、それから表示を変えたとか、取扱説明書を工夫したとか、いろいろやっているんですね。私これ非常に意味があると思うのは、なぜこんな質問をしたのかという

と、今度の消費者契約法も、これをつくることによって恐らく、行為規範といいますか、そういう予見性が高まるということもあるんですけれども、どういうことを事前に予防しようというふうに企業はその行動を変えてくる。

つまり、次に、今あなたが答えようとした質問になりますけれども、裁判規範としてはもちろんだけれども行為規範としても機能しているということです。

○政府参考人(金子孝文君) 先生先ほどその行為規範に随分関心をお持ちではないかということでおっしゃるけれども、裁判規範としてはもちろんだけれども行為規範としても機能しているということです。

した。

それで、当然のことながら、P.L.法は裁判規範として機能しているわけありますが、行為規範、これは先ほど御説明しましたように、企業がその安全性に対する対応を非常に進めているということを御説明しました。それこそまさにこのP.L.法が行為規範として非常に重要な役割を果たしているということを示しているんじゃないかと考えております。

○加納時男君 どうも御苦労さまでした。

では、次の質問に移りたいと思うんですけども、対象の問題であります。

今回、この法の対象を消費者個人対事業者というふうに限定、限つたわけでございます。この法案で私が非常にいいと思ったのは、すべての業種を対象としているということを聞くのかといふと、これが例えば事業者から今のようないくつかで個人が買った場合、これは当然消費者契約法の対象になると思うんです。そういうふた場合には、消費者契約法があることによつてどういう点が今までの民法の原則に比べて、今のアリが大量に発生したというケースでやりやすくなるんだろうか。例えば重要事項の不告知などということで売買契約の取り消しというのができるのかと思うんですけども、その辺の解釈はいかがでしようか。

○国務大臣(堺屋太一君) 個別のことにつきましては政府参考人から後ほどまた答弁させますが、まず一般的に言いまして、先ほど委員御指摘のP.L.法というのは、民法で言います故意、過失による責任要件の不法行為の原則を欠陥を責任要件としたものに広げている、こういうところが重要なところでございまして、規格大量生産の時代に必要な民事ルールとして拡大された。

今度の消費者契約法というのは、消費者と事業

と、これは中古マンションのケースなんですね。中古マンションをある人が、神戸の御夫婦が貰つたわけです。売り主は、これは個人だったんですね。でも、迷惑だということで、契約の解除と購入代金などを返せといった損害賠償の請求を起したわけですね。これは四千七百万円の支払いを判決は認めているんですが、これはアリの被害が著しくて日常生活に支障があるということです。私も詳しくは読んでいないのでよくわからないですが、恐らく、私の想像によると、これは個人・個人間の争いだったので民法の原則でやったんだろうと。恐らく、売買の目的物に、隠れた瑕疵なんて習つたことがあります。隠れたる瑕疵があつたというようなことで債務不履行になりましたが、隠れたる瑕疵が、契約解除、損害賠償責任と、こんなようなことがだつたと思うんです。

これは、個人・個人だから今回の法律の対象じゃないんですが、なぜこんなことを聞くのかといふと、これが例えば事業者から今のようないくつかで個人が買った場合、これは当然消費者契約法の対象になると思うんです。そういうふた場合には、消費者契約法があることによつてどういう点が今までの民法の原則に比べて、今のアリが大量に発生したというケースでやりやすくなるんだろうか。例えば重要事項の不告知などということで売買契約の取り消しというのができるのかと思うんですけども、その辺の解釈はいかがでしようか。

○加納時男君 どうも御苦労さまでした。

では、次の質問に移りたいと思うんですけども、対象の問題であります。

今回、この法の対象を消費者個人対事業者といふと、これが例えば事業者から今のようないくつかで個人が買った場合、これは当然消費者契約法の対象になると思うんです。そういうふた場合には、消費者契約法があることによつてどういう点が今までの民法の原則に比べて、今のアリが大量に発生したというケースでやりやすくなるんだろうか。例えば重要事項の不告知などということで売買契約の取り消しというのができるのかと思うんですけども、その辺の解釈はいかがでしようか。

○国務大臣(堺屋太一君) 個別のことにつきましては政府参考人から後ほどまた答弁させますが、まず一般的に言いまして、先ほど委員御指摘のP.L.法というのは、民法で言います故意、過失によ

る者の間に存在する契約を対象としているということで、車の両輪をなすような形で民事ルールを補完することにならうかと思います。民法の限界を超える包摂的な民事ルールとして紛争の公正かつ円滑な解決を図るものとする共通の面がございますけれども、いわば車の両輪として消費者被害をとどめていくところが大きなところだだと思います。

そういう観点から申しまして、消費者契約法が消費者対事業者という点に限定されておりまして、消費者対消費者あるいは事業者対事業者というものが対象とはなつてまいりません。したがいまして、今のアリが大量に発生したというようなトラブルが個人と個人との間でござりますと、やはりもとの民法に戻りまして、債務不履行か、あるいはアリがないと言つたとしたら詐欺か、何かそういう方に行くのではないかと考えております。

追加の説明はありますか。

○政府参考人(金子孝文君) 消費者契約法でありますけれども、消費者契約法は二つあります。一つは契約締結過程におけることを言わなかつたかどうかという問題と、それから契約の条項目体がおかしくないか、この二つに分かれると思ひます。

それで、アリの問題ですけれども、仮にアリはいませんねと聞いたと、ところが、いやそんなものはいませんよということを答えて、それで契約の意思決定をさせたとすれば、それは不適なことを、つまり事実と異なつたことを言つたということであり契約の取り消しになるということになると思ひます。しかし、そういうことは気づかずに契約を結ばれて、それでアリがいたということになりますと、それは契約の内容 자체の話になつてしまふから、それは先生がおっしゃつたように瑕疵担保責任なりあるいは債務不履行なりで損害賠償が行われるということになるかな、こう考えている次第であります。

○加納時男君 今の件はわかりました。

全く似たようななうなうか、今アリの話をしたんだすけれども、今度は暴力団というケースもあつたんです。やつぱり中古マンションなんですかけれども、これは東京地裁で今から三年ほど、二年半ほど前に出た判決だたと思いますけれども、中古マンションをある人が買ったわけです。そうしたら、入居後そのマンションに暴力団組員がいたと。ただいるだけならしようがないんですけども、それが迷惑行為をした。例えばいろんな人を呼んできて大騒ぎをするとか、それから共用部分が非常に迷惑行為をしたというので、これでは安心して住めないというので売り主に契約の取り消しと損害賠償を求めたというんです、判決を貰ってちょっとあれと思ったんですが、契約解除を認めていないんです、この東京地裁は、損害賠償を一部認めたわけなんですが。

今回、これも個人対個人だということになつてしまつと今回の契約の対象外ですが、これを仮に事業者から中古マンションを個人が買ったというふうに置きかえて考えてみて、私どうもよくわからんないんですけども、今回の契約でこれは救わられるんじゃないかなと。つまり、重要事項不告知知、非常に乱暴なことをする暴力団員が住んでいるということを告知しなかつたのは取り消しの原因になるのかなと思うんですが、この辺はどうでしょうか。

○国務大臣(堺屋太一君) まず、本法の対象となるために事業者、マンションの売り主の方が業者であったといたしまして、その次に、暴力団が住んでいる、あるいは迷惑な使い方をしているといふことをその業者が知つていたといたしますと、これはかなり重要な不実告知になる可能性は高いと思います。また、その暴力団が出ていかないといふ意味で債務不履行になる可能性も高いと思ひます。だから、民法の債務不履行でいくか、あるいはこの新法によります取り消しでいくか、こ

これはそのときにもどちらでも選べる、両方とも使うべきだと思ひます。各項になるんぢやないかと思ひます。

○政府参考人(金子孝文君) ちよつと補足的に御説明させていただきます。

これは誤認に絡む話だと思うんですけれども、誤認の要件は三つありますて、一つは真実と異なることを言うこと、二番目が非常に変動が大きいものについて断定的な判断を示すこと、三番目は有利なことを言つてそれだけでこんな不利益なことがあるといふようなことをえて言わなかつた。その三つが要件になります。

ですから、この暴力団のことなんですけれども、暴力団を言わなかつた、それは非常に重要なことだと思いますけれども、言わなかつたというだけではやはりこの消費者契約法には当たらぬわけです。

ただ、暴力団、どうもこの辺はそういうことがあります、暴力団を言わなかつたときに、いやお客様が多いのでどうなんですかと言つたときに、丈夫ですよ、いませんよと言つたらもう絶対ダメですね。

それからもう一つは、これはいろいろケースによつて違うと思うんですねけれども、いやお客様なん、このマンションは非常にお金のある方が住んでいらっしゃいましてと言つて、暴力団もお金持続ちだつたといふようなことで、ああそれだつたらいいんじゃないかといふんですが、そういうお金持ちの暴力団がいて、それはお金持続ちだけかななど思つて、まさにそういう人がいるとは思わなかつたといふようなことになつた場合には、それは不利益なことを言わないということに当たるということもあり得るかもしれません。そういうようなことがあります。

○加納時男君 少しケーススタディーに時間がかかるつて済みませんでした。よくわかりました。

次は努力規定について、大臣とそれから小川議員に対しましてお伺いしたいと思います。

政府案では、きょう午前中も質疑がございまことに對しましてお伺いしたいと思ひます。

これが政府案に対する質問です。終わつた後、小川議員に今度は民主党案についての質問をさせていただきたいと思います。
○國務大臣（堺屋太一君）まず最初の御質問でございますが、事業者に対しましては、契約条項がどうも差を設けたというのは理屈のあることだと思つてゐます。つまり、事業者に対してはやや厳し目に、そして消費者に対してはやや易し目にといった、情報格差もあることだし、交渉力格差もあることだから、努力義務も差をつけたということがなと思ひますけれども、そういう理解でよろしいのかという確認が一つ。
もう一つ、これもさう午前中に議論のあつた契約内容の理解に消費者が努める、私はこれは極めて当たり前のことだし、当然こういうことは書いておかしくないと思つたのですが、問題は、この契約の理解に努めなかつた場合、つまり努めるごとに該当する条項に沿わずに消費者が理解をしようとした場合、これは例えば何か損害が出た場合に過失相殺になるんですかという午前中に質問があつたような気がするんですが、そのお答えもいただきたい。

明確かつ平易なものになるよう配慮する努力、これをはつきり努力としております。それに対し、対しましては努力の要請、一方対しては努力の期待というような違いがあるのではないかと思います。そして、この消費者に対する努力の期待は、これは民法の法的効果は全く持ちません。したがいまして、努力を怠つてはいたということを仮に裁判か何かで立証したからといって、それによって事業者側の責任あるいは義務が免れるということはございません。

○加納時男君 ありがとうございました。よくわかりました。

では、小川議員伺いたいと思います。

民主党さんの案、けさ配られたものを読ませていただきましたけれども、第三条第一項のところに、消費者の判断に影響を及ぼす重要な事項について、消費者が理解できる程度に情報を提供しないときは契約を取り消せるというようなことが書いてあつたというふうに思います。

私の質問は、消費者が理解できるかどうかは、だれがどのように立証するんでしょうかというのが第一の質問です。

加えまして、情報提供が不十分として取り消しが次々と行われる、乱発されると、中小企業だとか零細企業といった方々、私もこういう方々といろいろおつき合いしているんですが、そういう方の事業者の方、特に工務店等が次々と倒産するおそれがあるんじゃないかといった心配を、実はこの数年間ずっと話を聞いてきました。これについては民主党さんは具体的にどういうふうに答えられますかという、その二つをまず伺いたいと思います。

○委員以外の議員(小川敏夫君) まず、若干、その前に質問いたしました契約内容の明示の点でございます。

民主党の考え方は、消費者の保護それから紛争の事前防止という観点からすれば、消費契約の内

容をより契約の段階あるいは勧説の段階で明確にすると。その場合には、やはり事業者が書面を作成してこれを交付するということが一番確実であるうと思われます。

ただ、これを法的に義務づけますと、やはり契約の締結というものが停滞してしまうのではないか、必要以上の作業を事業者に課すことによって取引が停滞してしまってはいけないという観点から、法的義務にしないで努力義務としたものでございます。

消費者の方についてそのような義務を定めなかつたのは、これがそう定めることによって過失相殺、あるいは消費者に不利益な取り扱いを受けことになるような指針となりはしないかというところを懸念したことによって、そのような配慮から消費者に対する努力義務は設けなかつたといふことでございます。

それから、次の質問でございますが、消費者が理解できる程度に情報を提供しないときという法文の解釈ですが、これは個々の消費契約について個々の消費者がどのような理解をしたかどうかということを意味する用語ではなくて、一般的な消費者というものを基準に置いて、一般的に消費者が理解できる程度の基準はどういうものであろうかという客観基準というもの、つまり消費契約を結ぶときのその慣習や常識においての一般的な客観的な基準というものをこのような言葉で表現したものでございます。したがいまして、あくまで個々の消費契約のケースによって、個人的事情によつて判断が異なるというものではございません。そして、これは消費者がそのような客観的な注意基準というものの、あるいは理解できる基準というものを主張し立証する。これは、消費者がそもそも取り消しを主張する立場にあるわけですね。次に、取り消しの乱発ということが事業者に必要以上の損害といいますか、事業上の不安定を与えないかという点の御指摘、御意見でございます。

が、この点につきましては、私どもの方はむしろ反対に考えておりまして、このように消費者の保護というものを徹底することによって消費者が安心して消費契約に臨むことができる。また、消費者が安心して消費契約に臨むことができる結果、

選択の範囲も広がる。その結果、消費契約が活発になると、事業者の方から見ても需要があふれる、ますか、業績の上昇につながるのではないかと考

えております。

それから、取り消しが乱発といつても、事業者が正常な取引をしているときに消費者の一方的なわがままによって取り消されるというものではなくて、やはり民主党案でも、事業者が消費者をだます、威迫させる、あるいは困惑させる、あるいはその他、完全に勘違いしているのに乘じると

いたたような、やはり常識的な判断から見まして、事業者側にそれなりの責任があるケースに限つて消費者に取り消しを認めるものでございます。

以上でございます。

○加納時男君 三つ目には、ちょっと理屈っぽい話なんですねけれども、民法では詐欺とか強迫といった意思表示が瑕疵がある場合に取り消すことができるというところで、これはよく議論をするところなんですねけれども、民法の意思表示に関する理論からしますと、意思表示に瑕疵があると取り消せる、こういふことで、それを前提にしながら今回の法律も、詐欺とか強迫というのを少し広げて議論して消費者が詐欺法はできつあるんだと私なりには理解しているんです。

そこで、私は理解しているわけでございます。まず、政府案の第四条では、誤認と困惑による意思表示を取り消すことができることにしたわけですけれども、消費者契約を締結する判断に影響を及ぼす重要なものについて誤認させた場合は取り消しといふふうに私は理解しているわけでございます。

まず、政府の方に質問したいんですけども、消費者契約を締結する判断に影響を及ぼす重要なものについて誤認させた場合は取り消しといふふうに私は理解しているわけでございます。

次は、では今いろいろ話が出ていた契約の取り

消しというところに話題を移してみたいと思います。どうも御苦労さまです。ありがとうございます。○委員以外の議員(小川敏夫君) 三つほどコメントしたいと思います。

まず第一は、消費者の努力について。消費者が契約内容の理解に努めるものとするということを書くと、これは裁判上不利になるんじゃないかなとも思つておっしゃいましたけれども、先ほど立法側の意

思として、法案提出側の意思として私が質問した

のに対する回答を聞いていますと、裁判上に不利になることはないというつもりで書いたというふうなことを記憶にとどめたいと思っています。

二つ目の話ですけれども、この第三条第一項の

以上でございます。

○加納時男君 三つほどコメントしたいと思います。

まず第一は、消費者の努力について。消費者が契約内容の理解に努めるものとするということについてまで取り消しを認めるものではございません。たまたまその事業者が間違いを言つても、消費者がその間違いを知つていて正しい認識を持つて契約した場合であれば、これは消費者に取り消し権を認める必要がないわけでございます。あくまでも民主党の方は、そうした事業者の方が事実でないことを申し述べる、あるいは威迫、困惑とかそんなような要素があつてやはり意思表示をすら、それが民法上の瑕疵あるいは無効事由となら

規定があることによって消費者が安心して契約に臨めるだろうというのが小川議員の話だと思います。私はこれはおっしゃるとおりだと思います。しかし同時に、これが余りにも漠然としていますと、消費者の側は安心して契約に臨め、事業者は不安感を持つて契約に臨むのでは困ると私は思います。

○委員以外の議員(小川敏夫君) これは民主党案でございます。

○國務大臣(堀屋太一君) 重要な事項と申しますのは、当該消費者契約の目的となるもの的内容または取引条件であつて、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすもの、こう考えております。

この意味でさらにもう少しわかりやすく説明していただけたらと思います。

○國務大臣(堀屋太一君) 重要な事項と申しますのは、当該消費者契約の目的となるもの的内容または取引条件であつて、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすもの、こう考えております。

この社会通念に照らして、当該消費者契約を締結しようとする一般平均的な消費者が当該消費者契約を締結するか否か、その判断を左右すると客観的に考えられるような当該消費者契約についての基本的事項、こう定義しております。

もう少し平たく言いますと、まず契約する物品

なりサービスなりそのものであるということが第一でございます。一番目は、そのときのそのものの消費者、これは高齢者の集団が多いとか若者の集団が多いとかいうことありますれば、その商品のあるいはサービスの対象となる一般社会的な状況。その人たちの社会通念として持っているような知識、状態、そういうものでございまして、それがこれを買うか買わないか、この契約を結ぶか結ばないか、これを左右するような問題。これは、違っていても社会通念としてそれで左右されないようなものでござりますればそうでもないんですが、その意思決定を左右するようなもの。

そういう三つの条件、対象物であること、社会通念として重要であること、そして意思決定を左右すると思われること、この三つのそろつたものを重要な事項と、こう考えております。

○加納時男君 最初の方はや今までのと同じような難しい表現だったですけれども、最後の方は非常に今の大臣のお話はわかりやすかったので、今、最後に言われたようなことをぜひとも法律を制定した後はコメント一郎等でわかりやすく書いていただきたいということだけ注文させていただきます。

さて、ここで一番の議論になつたのは故意の問題だと思うんです。消費者にとって不利益な事実を故意に告げない場合は取り消せるということが昨日以来何度も議論されております。

大臣は、きょう午前中だつたと思いますけれども、民法の詐欺よりも緩いものであると。だます意思があるとか利益を得るとかいうようなことは民法の構成要件にならうかと思うんですけども、それほど厳しいものじゃなくてもつと緩いものだというようなことで、何となくわかるようないわからないような感じなんですねけれども、これをもうちょっととわかりやすく言うと、どのようにこういうことを立証するんでしょうか、消費者が当然立証するわけですが。どういうふうに立証すると詐欺よりも緩いと言えるんでしようか。

ながながイメージがわかないで、イメージがわなくて、大臣は非常に表現力豊かな大臣なのですが、わかりやすく説明していただきたいと思います。

○國務大臣(塙屋太一君) 故意とは、当該事業者が当該事業が当該消費者の不利益になるものであることを知つており、かつ当該消費者が当該事実

を認識していないことを知つていながらあえてどちらの暴力団もシロアリもそうなんですかね、事業者、事業者の側が消費者にこれは不利益だと、先

はそんなことは知らないらしい、これも知つていい。それで、自分は知つていて相手は知らない、しかも重要なことを知りながらあえて言わなかつた、これが故意ということにしており

○加納時男君 両方ともできると。つまり、八日間以内の方がいいと思つたらば訪販法でやる。それよりもっと後でも今回の法律で救われる、こ

ういう理解でいいかと思います。ありがとうございます。

○委員以外の議員(小川敏夫君) 現実に民主党さんに伺いたいと思いますが、民主党の

法案では契約取り消しの条件として第三条で五つほど、第一号から第五号ですか、だつとこれは並んでいまして、情報提供が不十分な場合とか、さつき出たものですが、重要な事項につき不実告知それから事実の不告知、それから威迫の場合、それからさらには合理的な判断を妨げる、それから判断力不足の状況を乱用と。

私は読んでいくと一々ごもつとものようと思うんですけれども、ちょっとと気には、威迫で

あのときには、特定離婚的役務として、エステと外国語会話と家庭教師の派遣とそれから学習塾の関連で思い出されるわけあります。

あのときには、特定離婚的役務として、エステとの会話で議論し、本会議でも通つた訪問販売法の改正というのが今回の消費者契約法との関連で思つてあります。

この我々の委員会で議論し、本会議でも通つた訪問販売法の改正というのが今回の消費者契約法との関連で思つてあります。

このときには、特定離婚的役務として、エステとの会話で議論し、本会議でも通つた訪問販売法の改正というのが今回の消費者契約法との関連で思つてあります。

民主党さんには生じておりますいわゆる消費者事件、四法案では契約取り消しの条件として第三条で五つほど、第一号から第五号ですか、だつとこれは並んでいまして、情報提供が不十分な場合とか、さつき出たものですが、重要な事項につき不実告知それから事実の不告知、それから威迫の場合、それからさらには合理的な判断を妨げる、それから判断力不足の状況を乱用と。

私は読んでいくと一々ごもつとものようと思うんですけれども、ちょっとと気には、威迫で

買わなきや先祖のたたりがおまえに降りるぞみたいな、強迫とは言わないけども、どうも人に不安を与えるような行為等も、まあ

広くやれるよというのがメリットだけれども、逆に言うとちょっとと不安だなというか、立場を変え

つか、第五号の判断力不足の状況を乱用する。これは何か文学的に見ると、私は非常に状況が浮かぶようでいいなと思うんですよ。

しかし、法律的に見ると若干あいまいな感じがするんです。抽象的かつあいまいだと。だから幅広くやれるよというのがメリットだけれども、逆に言うとちょっとと不安だなというか、立場を変え

つか、第五号の判断力不足の状況を乱用する。これは何か文学的に見ると、私は非常に状況が浮かぶようでいいなと思うんですよ。

それから、この五項の項目、抽象的と大

ながながイメージがわかないで、イメージがわなくて、大臣は非常に表現力豊かな大臣なのですが、わかりやすく説明していただきたいと思います。

○國務大臣(塙屋太一君) 本法案の誤認、困惑の

類型等による契約の取り消しと訪問販売法に関する法律におけるクーリングオフ権は、いずれも適用される。要するに、両方ともそのまま成立つわけです。したがつて、クーリングオフの規定そのものが強化されるわけではありませんが、消費者が契約の効力を否定を主張するための民事ルールが追加されるという意味において消費者の利益の擁護に資するものと思われます。

つまり、その四業種についてのクーリングオフ権はそのまま残ります。だから、そつちでクーリングオフしたいというのならそれもできます。また、こちらの消費者契約法の方で違反していると思えば、それで取り消すこともできる。両方とも有効だということです。

○加納時男君 両方ともできると。つまり、八日間以内の方がいいと思つたらば訪販法でやる。それよりもっと後でも今回の法律で救われる、こ

ういう理解でいいかと思います。ありがとうございます。

政令で定めるとなると、我々国会で二生懸命議論しているんですけども、これがどういった事項は国会で、国民から直接選ばれなこの場で議論して、法律で決めるというのですね。行政はけしかるとかけしからないと

ろんな議論がありますが、少なくもこう大事にやつて、今度は行政に任せちゃうですね。行政はけしかるとかけしからないと

出できまして、そこでは抽象的な話には具体的な基準を決めるというので、さあたと思って読んだら政令で定めるとあるね。

におきましても、信義誠実の原則とかあるいは権利の乱用とか正当事由とか非常に抽象的な言葉で法律が規定されておりましても、実際に百一年の歴史の中でそれが定着しているという部門もござります。そのようなことを考えれば、この五項は決して抽象的過ぎてどちらどころがないということはないと思つております。

以上でございます。

○加納時男君 私は、小川議員が言われるようには、民法の信義則なり公序良俗の原則とか、そういうことが長い歴史を持つてることはもちろん十分承知しているつもりであります。

なぜ今消費者契約法なのかといふと、その民法の原則では余りにも抽象的だといふので、判例はいろいろござりますけれども、消費者ルールといふか、こういう民事ルールをつくらうということは今議論されているわけですね。ですから、抽象的なものはほかにあるよといつたって、今具体的なものを作りようということなんです。ですから、こういう考案方の違ひだといふべきだ。そうしないと消費者も事業者も安心して契約に臨めないと、うなづけます。されども、こういう意思表示の取り消しといふのは、非常にもう大事なことであるから、これは厳しく明定すべきだ。そうしないと消費者も事業者も安心して契約に臨めないということで、私は明定する方がいいと思うんですね。

小川さんも決して明定するのに反対してはおられない、ただ明定するのを政令に任せようと、こういうことなので、私は政令に任せるのは変じやないんですけれども、單なる質問ですけれども、小川議員の方は、いや、さまざまな類型があるからそれをべきじやないかと言つているんですが、小川さんはそれに対して、きょう論争しているつもりじゃないんです、单なる質問ですけれども、小川議員一概に具体化するんじゃなくて、若干抽象化しておいて、具体化するに当たつては行政でやつたらいいんじゃないかと。これは考案方の違ひかもしれませんね。

それ以上のことは結構でございますが、私の意見としては、私はあくまでも国会議員の方が行政

府の人間よりも世間のことによく知つていていると我々は自負している、役所の方には悪いですけれども、そう思つております。小川議員も役所の方じやなくて国会議員でありますので、一緒に議論して明定化したいなど私は思つてゐるところでござります。

さて、じゃ最後に、無効について言つて終わりたいと思います。

契約の無効について、政府案では不当事項をこれで明定してあるわけであります。第八条、第九条、第十条というところで明定しております。

そこで政府案の方に質問になりますが、ここでは例え、事業者の損害賠償を免除するとか、損害賠償の額を勝手な金額に予定するとか、消費者の利益を一方的に害するような、そういう条項があつたならばもう不当事項として無効だよ。これはよくわかるんですが、よく読んでいつたら、この条項にないのがあるんですね。例えば不当な価格とか不当な目的というものは、当然私は無効にあつたなればもう不当事項として無効だよ。これはよくわかるんですが、よく読んでいつたら、この条項にないのがあるんですね。例えば不当な価格とか不当な目的というものは、当然私は無効にしていいんじゃないか、不当事項になるんじゃなくすけれども、不意打ち条項というのは、交渉の経緯などから消費者が予測できないような契約条項といふことにあります。この条項の要件を明確にすることはなかなか難しいなということで、その明確化にはならないことがあります。この不意打ち条項に関する規定は定めなかつたということです。

○政府参考人(金子季文君) 不意打ち条項ですけれども、不意打ち条項というのは、交渉の経緯などから消費者が予測できないような契約条項といふことです。

○政府参考人(金子季文君) 不意打ち条項ですけれども、不意打ち条項というのは、交渉の経緯などから消費者が予測できないような契約条項といふことです。

私は、政令委任がちょっと民主党さんの案は多いんじゃないかと。不当事項の判断と勧告とか、不当事項の公表権限だとか、こういう権限を委任

していく、今度は知事に権限を委任するところもあると想つんであります。

○加納時男君 ありがとうございます。

それでは最後に、民主党さんにこの契約の不当事項、無効について若干伺いたいと思います。

民主党さんの案を拝見しますと、契約を無効とする、不当事項という言葉で呼んでいますが、これは第九条に書かれております。先ほどの契約の取り消しと若干似たような質問になつちやうん

けれども、ここに書いてあるのは、例えは信義則違反のものであるとか、それから消費者の過重

うように極めて包括的かつ抽象的なんですね。これはやつぱり光と陰がありまして、包括的かつ抽象的だということは非常にいろんなものが入り得ると言つても、それは決して法が適用されない、そういうことになります。

ただ、消費者の側が何かで困つてゐるとか、あ

るいはよほど経験がない、初めてのものだとかいります。

だけれども、さつきの取り消しの場合と同じよ

うような弱みにつけ込むとか無知につけ込むとかいうようなことで暴利をむさぼりますと、これは民法第九十条の規定によって公序良俗の違反となりやなくて国会議員でありますので、一緒に議論して明定化したいなど私は思つてゐるところでござります。

さて、じゃ最後に、無効について言つて終わりたいと思います。

契約の無効について、政府案では不当事項をこれで明定してあるわけであります。第八条、第九条、第十条というところで明定しております。

そこで政府案の方に質問になりますが、ここでは例え、事業者の損害賠償を免除するとか、損害賠償の額を勝手な金額に予定するとか、消費者の利益を一方的に害するような、そういう条項があつたならばもう不当事項として無効だよ。これはよくわかるんですが、よく読んでいつたら、この条項にないのがあるんですね。例えば不当な価格とか不当な目的というものは、当然私は無効にしていいんじゃないか、不当事項になるんじゃなくすけれども、不意打ち条項というのは、交渉の経緯などから消費者が予測できないような契約条項といふことにあります。この条項の要件を明確にすることはなかなか難しいなということで、その明確化にはならないことがあります。この不意打ち条項に関する規定は定めなかつたということです。

○政府参考人(金子季文君) 不意打ち条項ですけれども、不意打ち条項というのは、交渉の経緯などから消費者が予測できないような契約条項といふことです。

○政府参考人(金子季文君) 不意打ち条項ですけれども、不意打ち条項というのは、交渉の経緯などから消費者が予測できないような契約条項といふことです。

私は、政令委任がちょっと民主党さんの案は多いんじゃないかと。不当事項の判断と勧告とか、不当事項の公表権限だとか、こういう権限を委任していく、今度は知事に権限を委任するところもあると想つんであります。

○加納時男君 ありがとうございます。

それでは最後に、民主党さんにこの契約の不当事項、無効について若干伺いたいと思います。

民主党さんの案を拝見しますと、契約を無効とする、不当事項という言葉で呼んでいますが、これは第九条に書かれております。先ほどの契約の取り消しと若干似たような質問になつちやうん

けれども、ここに書いてあるのは、例えは信義則違反のものであるとか、それから消費者の過重

うに、極めて包括的かつ抽象的なんですね。これはやつぱり光と陰がありまして、包括的かつ抽象的だということは非常にいろんなものが入り得ると言つても、それは決して法が適用されない、そういうことになります。

ただ、消費者の側が何かで困つてゐるとか、あ

れほど抽象的だとは思っていないんですが、抽象的という御批判をいたいでいる部分の規定を置いた趣旨でございます。

この規定の内容も、抽象的といいましても、やはりそれぞれ勝手に法律関係を変更できないものとか、過重な義務を要求するものとか、抽象的とはいしましてもかなりの程度具体的な基準が設けられております。ただ、これをなお混乱が生じないためにはやはり具体的なもの示した方がいいということでお令に任せておるわけです。

これを法律にしない、国会が決めた法律で、国会がそれを定めるのが適切という意見も確かにござつともではございますが、しかし日常頻繁に生ずる消費者事件に直ちに適切に対応するという場合には、やはり国民生活センターとか行政部門で、直接そうした消費者被害事件に当たられる部門を持つて行政府が当たるものまた適切な面もあるのではないかと思いまして、根本は、骨格は国会が決めておりまので、その決めた骨格の中で具体的な事例の明示は行政でもよろしいのではないかというふうに考えております。

○加納時男君

小川議員は非常に論理的にわかりやすくお話しになると私は非常に前から敬意を持つておるわけで。きょうのお話も非常に論理的で、部分的に論理的なんすけれども、全体を

かと。そういうことについては、小川議員はどういうふうにお考えでしようか。

○委員以外の議員(小川敏夫君)

まず根本は、で

き得る範囲、可能な限り民主党の案におきましても具体化されております。

○先ほどと同じような答弁になるかもしれません

が、事業者が一方的に法律関係の設定または変更ができるといえ、これはやはり非常に具体的になつておりますして抽象的ではないと思うんですねが、これをさらに、じやどういうことかといえ、解除権を一方的に認めないと勝手な代金の変更権を認めるとか、考えますればこれはもう幾つだつて考えられるケースが出てくるわけです。

それを一つ一つ法律で決めるといのも、これは法律のあり方として余りにも、かえて、何といふ表現がいいのかな、粗雑というか、逆にまとまりがない法律になつてしまつと思います。

ですから、それぞれの類型ごとにこれをパター

ン化して、その類型の柱となる問題点を言葉で表現すればやはり民主党のようなこの五つの表現ができないよとおっしゃるでしようけれども、法律ができるてしまうと、この法律をそのとおり読むとありますね、私は。そういう法律は余り記憶がないものですから、どうも気になるということが一つ。

これは、政府の裁量によつて消費者の救済レベルを拡大したり縮小したりすることも、そんな気はないよとおっしゃるでしようけれども、法律ができるわけなんで、私は、契約自由の原則への國家の過度の介入、私は行政の介入といふのはすごく嫌いな人間でありますけれども、そういう意味では行政の介入が懸念されるというのは非常に不安があるということを申し述べて、時間は少し早すぎけれども、私の質問をこれで終わらせていただきます。

○西山登紀子君

日本共産党の西山登紀子でございます。昨日は本会議でも代表質問をさせていた

だきましたけれども、きょうも委員会の質問をさ

構なお話ありがとうございました。

では、次の質問に移りたい。

今のお話を伺いながら感じたことですけれども、これは單なる質問ですけれども、こういう民

事ルールの根幹部分を政令だと指針といったようなものにゆだねている法律の前例があるのかどうかというは私はどうも非常にわからないんですけれども。つまり、内閣がかかるたびに民事ルールが変わっちゃうと。迅速に変わるのはいいのかもしれないけれども、迅速に悪く変わったら非常に困ると思うのでござります。

私の心配は、取引秩序が不安定になるんぢやないかと。そういうことについては、小川議員はどういうふうにお考えでしようか。

○加納時男君

どうもありがとうございました。

いろいろ私、率直な質問をしまして、率直に答えていただいて、非常にこういう議論を国会でぜひやつていきたいと思っております。

結びとしまして、私は、感想ですけれども、民主党さんの案、随分よくお考えになつたなどいうことは評価したいと思っています。しかし、どう

してもやっぱり私は、先ほどから申し上げているように、民事ルールの根幹にかかる部分を政令に任せているというのはどうも余り記憶がないんですね、私は。そういう法律は余り記憶がないものですから、どうも気になるということが一つ。

これは、政府の裁量によつて消費者の救済レベルを拡大したり縮小したりすることも、そんな気はないよとおっしゃるでしようけれども、法律ができると、この法律をそのとおり読むとありますね、私は。そういう法律は余り記憶がないものですから、どうも気になるということがあります。

先ほど来も御質問がありましたけれども、製造物責任法は、製品の欠陥を原因とした生命、身体、財産などの被害に対する無過失責任、賠償責任を課す、それで消費者の安全を守ることを意図したものですございました。今回の消費者契約法といふのは、製品やサービスなどの消費者契約における契約過程や契約内容について定めることによって消費者の利益を確保するものと考えておりますけれども、消費者行政におけるこの二つの法律の関係位置づけについて大臣のお考えをお伺いいたします。

○国務大臣(堺屋太一君)

製造物責任法は、規格大量生産が進みます現代社会において消費者の安全性が製品の製造者に依存する度合いが高いということから、そういう背景で故意または過失がないこととから、そのうえで損害賠償責任を規定した、こういうこ

で行政が政令で決めるべきことは決めるということでございますので、私は特に問題となる点は全くないんではないかと。

実際の紛争の取り扱いになれば、個々のケースの問題につきましては、これは国会が判断するんではなくて、この法律に基づいて裁判所がこの要件に当たるかどうか個々のケースの該当を判断するわけでございます。そういうたった裁判所が判断する上においても、これは十分に民主党の案におきましても要件が具体的に特定されていると私は思っております。

○加納時男君

どうもありがとうございました。

いろいろ私、率直な質問をしまして、率直に答えていただいて、非常にこういう議論を国会でぜひやつていきたいと思っております。

結びとしまして、私は、感想ですけれども、民主党さんの案、随分よくお考えになつたなどいうことは評価したいと思っています。しかし、どう

してもやっぱり私は、先ほどから申し上げているように、民事ルールの根幹にかかる部分を政令に任せているというのはどうも余り記憶がないんですね、私は。そういう法律は余り記憶がないものですから、どうも気になるということがあります。

先ほど来も御質問がありましたけれども、製造物責任法は、製品の欠陥を原因とした生命、身体、財産などの被害に対する無過失責任、賠償責任を課す、それで消費者の安全を守ることを意図したものですございました。今回の消費者契約法といふのは、製品やサービスなどの消費者契約における契約過程や契約内容について定めることによって消費者の利益を確保するものと考えておりますけれども、消費者行政におけるこの二つの法律の関係位置づけについて大臣のお考えをお伺いいたします。

○国務大臣(堺屋太一君)

製造物責任法は、規格大量生産が進みます現代社会において消費者の安全性が製品の製造者に依存する度合いが高いことから、そのうえで損害賠償責任を規定した、こういうこ

せていただきます。

私たち日本共产党も、日夜消費者トラブルの解決に当たっていらっしゃる消費者団体の皆さんや

消費者の権利を守るという立場から実効性のある消費者契約法の成立ということに努力をしてまいりました。衆議院では野党の皆さんとも協力をいたしましたが、参議院では与野党の力関係も大変拮抗いたしておりますので、ぜひ各会派の皆さんとも力を合わせまして、よりよい消費者契約法をつくっていくためにぜひ力を合わせたいというふうに思っております。

それで、民主党案につきましては私たちも質問を準備したんですけども、円議員の方の質問にほぼ盛られておりますので、質問は御遠慮させていただきましたのでお断りをしておきたいと思います。

まず最初に、大臣にお伺いいたしますけれども、も、一九九四年に制定されました製造物責任法とこの消費者契約法の位置づけについてお聞きをしたいわけです。

先ほど来も御質問がありましたけれども、製造物責任法は、製品の欠陥を原因とした生命、身体、財産などの被害に対する無過失責任、賠償責任を課す、それで消費者の安全を守ることを意図したものですございました。今回の消費者契約法といふのは、製品やサービスなどの消費者契約における契約過程や契約内容について定めることによって消費者の利益を確保するものと考えておりますけれども、消費者行政におけるこの二つの法律の関係位置づけについて大臣のお考えをお伺いいたします。

○西山登紀子君

日本共产党の西山登紀子でございます。昨日は本会議でも代表質問をさせていた

だきましたけれども、きょうも委員会の質問をさ

ておきます。

それで、政令に任せることがいけないというこそは決して、とにかくこの法律の基本を国会が決めておるですから、国会が決めたその枠の中

で行政が政令で決めるべきことは決めるとい

うことですけれども私は優位にあつていいんじやないかと、こういう民事ルールについては。

これは意見ですから、これ以上やりません。結

とでございます。従来の法律では、民法七百九条においては故意または過失というのを責任にしておつたわけでございますが、これに製品に欠陥があるというのを賠償責任の原因にした。したがつて、これは物の方、形のある物の方を規定しております。

今回の消費者契約法は、消費者と事業者との間に存在する契約締結の情報あるいは交渉力の格差、そういうものに着目をいたしまして、消費者が事業者との間に契約するものにつきまして、事業者の一定の不適切な行為によって消費者が誤認または困惑をした場合について契約を取り消すことができる、また民法等の任意規定を排除する特定の条項、例えば損害賠償の規定を全くなくするとか過大な違約金を取るとか、そういうようなものを除くという、契約過程とそれから契約条項、この二つに体系的に規定することによって消費者の利益を守ろうということでございます。

この両法律は、片一方は物の製造物でございまして、こちらは契約過程及び契約条項でございま

す。この二つが車の両輪となりまして、総合的に消費者の被害を防止して、これから多様な自由競争の世の中で消費者の利益を擁護する。そして

安心して新しい業態あるいは新しい製品を使っていだく、あるいは契約を結んでいただく、そう

いうことでどんどんといの方の、より効率的でより便利な世の中ができる、より安全な生活ができるようになります。そういう趣旨でこの二つの法案を車の両輪としてこれから消費者行政の支えにしていきたいと考えております。

○西山登紀子君 車の両輪ということで、消費者のそういう利益を擁護する、支えしていくとい

う御説明があつたわけですね。製品だけでなくサービスもあつたところですね。最近急

に議論があつたわけではありません。もうあれから六年もたつていてるわけでございますね。

○政府参考人(金子幸文君) 消費者契約法案です。

けれども、これは製造物責任法の検討を終えた後

に、国民生活審議会が六年前からその検討を行つ

てきたわけであります。しかし、民事ルールの具体的な内容につ

いていわゆる中間報告という形で試案を得てから

約二年で国会に提出できたということであつま

す。

それで、一方、製造物責任法でございますけれ

ども、製造物責任法は、昭和五十年に私法学会に

よるいわゆる妻試案が発表されたわけですね

ども、その昭和五十年から約二十年かかってこの

法律が、製造物責任法ができたということです。片

や二十年、片や二年だということを考えますと、

二年で成果を得た消費者契約法案は、その範囲、

これも製造物責任法よりもはるかに広いわけです

けれども、ということを考慮しますと、比較的短

期間でまとめられたのではないかという認識をして

いる次第であります。

○西山登紀子君 いろんな比較のやり方があるも

のだからというふうに思つたわけですね。

昨日も私は本会議で、トラブルがどれだけふえ

ているのかと、いうことで、消費生活新聞に掲載さ

れておりました PIO-NET の統計を御紹介いた

しました。それには、九八年のデータでは六十三

万件とトラブルの相談件数があえていた、それは

八〇年当時の三・二倍だと御紹介しました。八〇

年、ちょうど二十年ほど前におよそ二十万件の相

談件数があつたのが、今、この二十年の間に六十

三万件、実に三・二倍ということで、トラブルが

被害、消費者被害というのは非常に格段にふえて

おります。さらにその中でも、契約に関するト

ブルというのが約九割を占めるという、非常に内

容的にもふえているわけですね。

私は、政府は一方で規制緩和規制緩和と、こういうふうにやりながら、事消費者被害に対する対応というのは、どちらかというと個別法で対応し

てくる。後追い型というふうに言えると思うんであります。

そこで、これは製造物責任法の検討を終えた後であります。しかし、民事ルールの具体的な内容についていわゆる中間報告という形で試案を得てから約二年で国会に提出できたということであつま

す。

それで、内容に入つていきたいと思うんですけど、この消費者契約をめぐるトラブルの原因

というのは、契約の締結に先立つて契約内容を理解するに必要な情報というものが十分提供され

ないということが圧倒的に多いわけでございま

す。特に、トラブルになつたケースというのは、消費者がそのときの必要性から自主的に求めてい

るというよりも、むしろ事業者の売り込みによる

ものが圧倒的でございます。したがつて、私たちは、事業者が消費者と契約するに当たりまして、その内容を十分に説明する責任があるということを昨日の本会議でも申し上げ、契約の内容に関する情報の提供の義務づけ、これは不可欠であるというふうに考えて御質問させていただいたわけですけれども、私は昨日の御答弁は大変問題があるというふうに思つてゐるわけです。

私の質問に対する答弁は、結論的に言いますと、この情報提供の義務というものを法律にきちっと明記いたしますと、事業者にとって予見可能な性を欠いて、健全なビジネスの発展を阻害しかねない結果になりかねませんという答弁をされたわけです。これは、本法案の目的の第一条に定めている消費者の利益を擁護する、格差の是正もきちつとお認めになつて、その上で消費者の利益を擁護するという目的にはこれでは沿わないといえます。それからお認めになつたような御答弁によることをみずからお認めになつたような御答弁に思えるんですけれども、この点はどうですか。

○国務大臣(堀屋太一君) 情報提供義務というのは、これが取り消しという大変民事ルールとしては強い効果を發揮するものでございます。したがいまして、仮に情報不提供ということをこの取り消しの対象といたしますと、どういうことを言わなかつたら取り消しになるのか。それから、すべてを語らないと取引、契約が成立しない。そういうふうと、少額契約あるいは一般的な生活のものまで非常な手間がかかつてしまります。確かにそれによって被害といふものがないことはないでしようけれども、逆にそれを全部に義務づけますと、大変手間のかかる、一般的な普通の契約条項、普通の取引条項が阻害される面が大きくなってくるんぢやないか、そういう考え方もございます。それで、これは絶対的な義務として取り消しの条項にするのにはきついんじやないか、こう考へてゐるわけでございます。

○西山登紀子君 各種のマスクなどもこの消費者契約法案については、骨抜きだというふうな歴

しい見出しがついている報道もございますし、実体の皆さんの中には非常に落胆が広がつてゐる。まあ、ないよりはましだというような厳しい批判もあるようなんところでござりますが、やはり私は、こういう格差を認めながら事業者の情報提供をしつかりと義務づけない、というところにこの消費者契約法案の、やっぱり皆さんのが心配していることを明記いたしましたが、どうも事業者の圧力と言つたらあれでしようが、そういう意向に負けたんじゃないのかというような、そういう点がこの義務規定をしなかつたとということです。

どうも払拭することができない。そして、昨日の御答弁では明快に、事業者にとってとくに健全なビジネスの発展を阻害しかねない結果を招きかねないからこそ明記しなかつたんだというふうなことをあからさまに答弁なさいますと、ちょっとこれは、消費者の権利擁護にこの法律はどうなのかなというふうな懸念を強くするわけでござります。

次の質問に移りますが、同じような第一条の目的に關係することなんですが、格差の存在を明確に認識した上で消費者の利益を擁護する、この目的の一条というのは私は正しい規定だろうとうふうに思つてゐるわけです。この認識に立つのであれば、この格差の是正のためには、先ほど来申し上げておりますように必要最低限の、私たちは必要最低限の措置として情報提供の義務といふのは不可欠だと思ってるわけです。

ところが、この不可欠である情報提供の義務と、いうものを明記しない一方で、消費者に対しては契約内容の理解、努力しないということを一方で第三条で設けておりますね。これは、私たちは

本末転倒だというふうに思つてますけれども、どうですか、考へが逆立ちしていませんか。

○政府参考人(金子孝文君) 先ほどから大臣も答弁しておりますけれども、この努力規定でござい

ますけれども、これは事業者及び消費者の間では努力の程度、そこに差をつけているわけであります。

それは、その情報力あるいは交渉力の格差にか

らりますが、もともとこの法律の第一条で情報

量に格差があるんだとは明確になつてお

りますから、それを念頭に置いた上で、従来認められていた説明義務を事業者が全くしていったかど

うかということを裁判の上で考慮するといふこと

だらうと思つております。

○西山登紀子君 ちょっと最後が聞こえにくいの

で、もう少しはつきりと御説明いただけますか。

それから、消費者だけが努力をせよと言つてい

るんではなくて、まずその前提として事業者に情報提供努力を求めてるわけありますから、そ

うして与えられた情報などを活用して消費者に契約内容を理解する努力を求めるということによつて消費者の十分合理的な意思決定が行われるといふことは、まさに消費者の利益の擁護にかなうも

のではないかと私どもは考えてる次第であります。

○理事(馳浩君) 細川局長、もう一度明確にお話しください。

○政府参考人(細川清君) 済みません、明確なつ

もりだつたんですが。

最後に申し上げましたことは、この法律の第一

条で消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力に格差があるんだと、こういふことを明確に

言っておりますので、そういうことを念頭に置いて裁判でも、事業者がなすべき説明義務を全く

したかどうかを裁判所が判断するであろうということを申し上げたわけでございます。

○西山登紀子君 事業者には説明の義務があると

いうふうに裁判所は考へてますんでしょ?

○政府参考人(細川清君) これは、個別具体的な場合に、一定程度まで説明しないと正しく契約を

したことにならないという一般的な信義則の考え方から、そういう場合があるということは判例で認められているものでございます。

○西山登紀子君 判例では認められているものが

あるということなんですが、この消費者契約法

の第三条の「事業者及び消費者の努力」ということで、「情報を提供するよう努めなければならぬ」という、一方は「理解するよう努めるものとする」

という、この二つのちょっと書きぶり、言いぶりが違つておりますね。

この書きぶりは、確認いたしますけれども、裁

判になつた場合に事業者に対しても消費者に対し

影響を及ぼしたり、二項につき、これにより消費者が新たに法的義務を負つたり消費者の保護の範

ても、この規定を根拠にして双方の権利義務に変更を与えるんでしようか、何ら変更を与えるものではないというふうに理解する方がいいのでしょうか、どちらなんですか。

○政府参考人(細川清君) これは、先ほども申し上げましたとおり努力義務の規定で、いわゆる訓示規定でありますから、直接的には私法上の効果はないというふうに考えた方がいいのではないかと思つております。

○西山登紀子君 いろいろ書きぶりは、経済企画庁の説明では、事業者の方にかなりその努力の度合いをきつく要求している。消費者の方には理解するよう努めるということで、少しその努力の度合いを少なく要求しているんだ、こういうふうな説明が今まであつたように思つんすけれども、今のお話だと、まあこれは裁判になつたような場合には單なる建前規定といいますか、余り双方の権利義務には影響を与えるものじやないんだというふうに御説明になつたと思うんです。

そこで、大臣にお伺いしたいのですが、事業者の方には少し差をつけてあるんだ、事業者の方には少しきつい表現になつてあるんだというふうにたしか御説明が今まであつたと思うんですけれども、大臣、私たちは義務規定にすべきだと思つておりますが、しかし努力義務にして、なつかつ事業者の方に少し差をつけてあるんですよ。言われる以上は、少しは効果があるようにならぬいけないと思うんですけれども、これは少しでもその効果を期待していいのでしようか、あるいはその期待する効果を發揮させる何か方法を考えになつていて、それが一つ。

もう一つは、私たちが気になつておりますのは、この努力規定が、裁判になつたら双方に、事業者にとつても消費者にとつてもこれは影響を与えるものではないと、建前規定なんだということはそうだと思うんです。

それでは一方で、消費者がトラブルに実際に巻き込まれた局面で、消費者が事業者から説明を聞いていないあんたの方が悪いんだというふうに詰められて、この法律にだつてちゃんと理解をする努力をするということが書かれているじやないかというふうにこれが使われて泣き寝入りをするようなケースが生まれないかどうか。それはもう全く生まれない、心配ないよというふうにおっしゃつていただけるかどうか、この二つの点を大臣にお伺いしたいと思うんです。

○政府参考人(細川清君) 先ほど申し上げましたのは、直接的には私法上の効果はない、つまり取り消し等の効果が生ずるわけではないということを申し上げたわけです。

この法案では、事業者と消費者の間の努力義務については明らかに事業者の方に重い努力義務を課しているわけでござりますので、例えばぎりぎりのところで錯誤に当たるかそれから詐欺に当たるかあるいは信義則の適用があるかという場面では、この法律の立法趣旨に照らして裁判官が判断する、そういう意味でこれは効果があるということでございまして、直接的に取り消し等の効果が生ずるという意味ではないという意味で、直接的な私法上の効果がないというふうに申し上げたわけでございます。

○国務大臣(堺屋太一君) 今裁判の場合についてお話をございまして、法令としての効果は別として、裁判官の心証その他には影響があるというこですが、これがまた裁判外紛争処理ということになりますと、その場での立法趣旨そしてこの

なつたときに、かえつて消費者が事業者から詰められると、そういうことにこれは悪用されませんか。そういうケースは絶対ありませんか。

○国務大臣(堺屋太一君) そのため書きぶりを読んでおりまして、消費者の方から事業者に説明が不十分だったという詰め方と、それから消費者が理解していなかつたという詰め方と、責任の度合いは少し差が出てくるだろうと思います。

それで、先ほども申し上げましたけれども、消費者が努力していないから取り消しができないとか、あるいは過失相殺とかというようなことにはなりません。

○西山登紀子君 裁判になつた場合も、それはならない場合も、抑止力というのでしょうか、この法律が消費者の利益を守るためにそういうふうに働くことは非常に大事なことなんですけれども、今大臣がおっしゃつたように、この努力規定があるからといって、あんたが悪いんだと、理解が不十分だと、あんたの側に責任があるんだよということで消費者が引つ込むというのですか泣き寝入り、我慢をしなきやいけないというようなケースは、これはあつてはなりませんけれども、ないんだということを確認させていただいていいですか。

○国務大臣(堺屋太一君) そういうことはあるべきでないと思っております。

○西山登紀子君 あるべきではないんですけども、ないようにするために大臣はどうなさいますか。

○国務大臣(堺屋太一君) もしそういうトラブルが何らかの形で表面立つといたしますと、消費者活相談員とかなんとかというような人たちのところへ持ち込まれたいたしますれば、あなたの努力が足りないからこうなつたんだというようなことをはいよいよにするためにその相談員なりなんなりが応じるということにならうかと思います。

○西山登紀子君 そういうった場合には、当国会での大臣の御答弁をぜひ生かすようにという趣旨だと受けとめさせていただきたいと思うんです。

しかし、現実はそんな甘いものではありませんので、やっぱり私は、こういう消費者に対する努力規定を、一方で事業者に対して義務をきちっと課していないという、課していないのに消費者にこの努力規定を明記するという、これはやっぱりまずいことだと、なくすべきだというふうに考えます。

次に質問を移らせていただきますけれども、四条に規定していることでござりますが、消費者契約それ自体を取り消すことができる場合について具体的にお聞きをしていきたいと思います。

取り消すことができる場合についてですけれども、提供された情報の内容にかかるものと勧誘行為にかかるもの、二つの側面から規定をしているわけでござります。情報に関する部分について言いますと、重要事項について事実でないことを告げる、それから変動が不確実な事項について断定的判断を提供する、また重要事項について利益になることを告げて不利益になることを故意に限つたのでしようか。

○政府参考人(金子孝文君) その情報の点でありますけれども、誤認することを考えてみますと、大分今議論になつてゐるような情報を提供しなかつたということもそれは一つだと思います。それからもう片方では、うそを言うという、その間にスペクトラムみたいなのがあって、そこを一体どのくらいまで取り入れようかというのが私どもが随分考えたところであります。

それでは、また繰り返しになりますけれども、情報提供しなかつたということを果たして、全く効果がないということではございませんで、この違いはかなり事業者に対して圧力になります。

○西山登紀子君 二つ質問しているんですが、大臣、私は、その三条の一項で、こういう努力規定が消費者にもあるんだぞといつて、トラブルに

を決めないと、やはり事業者としてもしつかりした情報提供はできないだろうということで、包括的なルールの中で情報の不提供を取り消しという強い効果を持つものとして明定することはできないだろうということで、情報の不提供ということは取り消しの要件として明定しなかつたわけです。

そうなると一体どうなかということになります。されども、片方で先ほど言いましたそを言う、つまり事実と異なることを言う、これは異なることを言わないようすればいいわけですから、それくらいはしつかりやつてほしいというのがますあると思います。

それからもう一つは、断定的判断の提供ですけれども、これもそうなるかもしないわけですから必ずしもうそではないかもしない。でもやっぱりいろいろなトラブルを見てみますと、いやこの株が二倍になりますからと、なるかもしないわけですから全くうそじゃないかもしないけれども、相手のケースそういうことにならないといふことでトラブルが非常に起きているといふことで、不実でもなく情報の不提供でもないけれども、これはやはり取り消しの要件とすべきものでありますよと言つたことがありますからこれが入ってきたと。

三番目の問題ですけれども、非常に利益がありますよと言つたわけですけれども、それと密接に関連するような不利益、これを一般的な人が余り理解していないのを言わなかつたということでありますけれども、これは何かといふと、やはりこれはまさに情報の不提供なわけです。

しかし、先ほど申しましたように、何でもかんでもの情報提供というのは非常に事業者にとって不利なわけありますけれども、いいことを言つた、それと非常に密接な関係があつて得る不利益、しかも消費者がそれを知らないようなこと、それはしつかり言ってもらお必要があるんじやないか。それを言わない場合にはやはり契約の取り消しに該当するのではないかということ、その

三つ、つまり不実の告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知、不利益というのは利益であると言つた非常に密接な反面的なような不利益事実の不告知ですけれども、その三つを誤認とし、これにより消費者が誤認して契約を結んだ場合には取り消しすることができるということを定めたものであります。

○西山登紀子君 それでは次に、第四条の第一項第一号と第二項で言う「重要事項」の中には、契約の対象である商品やサービスの内容と契約条件に限られています。ここでもまた限られているわけですね。

そこで、政府は、先ほどある説明ありましたけれども、情報提供に係るトラブルがこの第四条の第一項、第二項、第四項すべて救済できると考へているのかということが一つです。

それから、こうやって限定をしていきますと、例えば、昨日も私、本会議で例に出させていただきましたけれども、事業者が家庭の水道水の検査をして、お宅の水は発がん性がありますよと言つて浄水器を売り付けるようなケースは対象にならないのではないか。それが確かに、この場合には発がん性が含まれていても、目的物というのは浄水器ですから、浄水器について事実と異なったことを告げない限りこの取り消しは認められないということです。

それから、それ以外に消費者契約法で救済されないケース、これは今申し上げたようなこと、それから消費者センターなどでは、そもそも契約になつていよいよな事例とか、それから代金を支払ったのに商品が送られてこないとか、あるいは詐欺などになるということです。

それから三項目は、これまでの情報提供に係る被害例で救済されないことになるケースにどんなものがあるのか、ちょっとと列挙して説明してほし

ないのではないか。それが二点目です。

○政府参考人(金子孝文君) この消費者契約法は、もう先ほど何回も議論になつていますけれども、いろいろ入つてきていますけれども、いつことを言つたがいまして、消費者被害の救済、これはこの消費者契約法、これができることによつて非常に大きな効果がありますけれども、これだけではなくて、これまでの民法、それからこれまでいろいろ使われてきた個別法、そういうものが相補完

成するためには、表意者、つまりこの場合は消費者ですが、表意者を錯誤に陥れ、その錯誤によって意思表示をさせることを意図していることということが二つ必要です。ですから、いわゆる「二重の故意」が必要であるとされているわけであります。これに対しても、本法案の四条第二項による不告知の類型は、このような二重の故意を要件としているという点で、詐欺とは異なる類型の取り消し規定であるというふうに考えております。

○西山登紀子君 詐欺罪の場合には、詐欺であるという二重の故意というものを立証するのも、訴えた側にその立証の責任があるんですけれども、それを立証する方法というのは例えば具体的にはどんなものをそろえるというんでしようか、必要

なんでしょうか。

○政府参考人(細川清司) 故意というのは、ある事実があるかないかを知つていてることと、うのが民法上の故意でございまして、詐欺罪といふのは刑法上の問題ですから、それとは異なります。ですから、そのことを知つていたかどうかというの

は本人の内心の事柄でありますから、なかなか直接証拠はないわけですから、客観的状況から見て、こういうときにはこの事業者の使用人は知つていてるに違いないと、そういうことが認定できれば、それは裁判でもそれを積極的に認定することはできるわけでございます。ですから、申し上げますと、故意の認定は、直接証拠に限らず、間接証拠であっても状況から推認しても差し支え

ないということでございます。経済企画庁にお伺いいたします
○西山登紀子君 経済企画庁にお伺いいたしますけれども、これは実際、消費者が故意の立証をするといふことは詐欺よりは易しいんだとおっしゃるんですけども、先ほども詐欺の場合どういうものをそろえたらいかとお伺いましたけれども、私はやっぱり、この内心の故意の立証というのではなくて、極めて難しいものだというように思うわけですね。

そこで、故意の立証、詐欺ほどではない、容易だといふふうにおっしゃいますけれども、具体的に、例えばわかりやすい例で、どの程度の内容を消費者がそろえればいいのか、その辺をお考えになつてお決めになつてあるんでしょうか、説明してください。

○政府参考人(金子孝文君) この法律の故意といふのは、先ほど大臣も説明いたしましたけれども、当該事業者が当該事実が当該消費者の不利益となることを知つており、かつ当該消費者が当該事実を認識していないことを知つていながらあえてといふ意味であります。

それで、そのときにその証明をどうするのかと、いうことですけれども、そのときに消費者は、今のことからいけば次の二つのことを証明すればいいということになります。

その一つは、この事実が私にとって不利益であることを事業者は知つていたでしようということ

をまず証明する必要がある。二番目は、私がこの事実を認識していないことを事業者は知つていたでしよう。その二つを証明すればいいということになります。

例えば、この例が適切かどうかわかりませんけれども、私どもがよく考えるのは、一九八〇年代の中ごろに出てきた変額保険であります。変額保険のときに、あれはどういう売り方をしたかといふと、これはこれまでの保険に比べるとすごく利回りがいいですよと言つたわけですね。ところが、これまでの保険の常識というのは元本割れをするということはなかつたわけですが、それも、それを言わなかつたということでトラブルがかなりあると思います。ということで、この場合につい

ては、特に新しい生命保険というのが出てきて、みんながその内容をよくわからない。そのとき、その利回りはいいですよという利益を言うわけですから、その反面の額面割れすることがありますといふことを言わなかつたということ、それがトラブルだと思います。

そのときに消費者は何を証明すればいいかといふと、額面割れをするということが不利益だなんというものは大体事業者は知つていると思ひますから、それは非常に簡単に証明ができるのではないか

だけでも、私はやっぱりそれは事業者の側の責任ではないあって、決してそれは消費者の側の責任ではない。だから、私はもう最後に、時間がないですから大臣にお伺いしたいと思うんですけれども、堂々とお商売をやつていらっしゃる事業者であれば、うつかり告げなかつたにしろ、故意に告げなかつたにしろ、だます意思を持って告げなかつたにしろ、だます意思を持って告げなかつたにしろ、重要な契約でいいことだけ言つて、消費者に利益になることだけ言つて、そして不利益になることを告げなかつたという事実だけでも、私はやつぱりそれは事業者の責任ではない。何でここに故意にといふうなややこしい内

心の問題をわざわざ入れたのか。何か取り消しに

ならないんですね。

○西山登紀子君 私はいろいろ伺つてもよくわからんんですね。

それで、やつぱり内心の、故意でうそをつけた、あるいはうつかりして告げなかつたにしろ、故意に告げなかつたにしろ、だます意思を持つて告げなかつたにしろ、重要な契約でいいことだけ言つて、消費者に利益になることだけ言つて、そして不利益になることを告げなかつたという事実だけでも、私はやつぱりそれは事業者の責任ではない。何でここに故意にといふうなややこしい内

心の問題をわざわざ入れたのか。何か取り消しになかなかできないようなものをわざわざここにつけた、それこそ故意につけたといふにしか思えないんですよ。

だから、私はもう最後に、時間がないですから大臣にお伺いしたいと思うんですけれども、堂々とお商売をやつていらっしゃる事業者であれば、うつかり告げなかつたにしろ、故意に告げなかつたにしろ、だます意思を持って告げなかつたにしろ、だます意思を持って告げなかつたにしろ、重要な契約でいいことだけ言つて、消費者に利益になることだけ言つて、そして不利益になることを告げなかつたといふことだけでも、私はやつぱりそれは事業者の責任ではない。何でここに故意にといふうなややこしい内

心の問題をわざわざ入れたのか。何か取り消しになかなかできないようなものをわざわざここにつけた、それこそ故意につけたといふにしか思えないんですよ。

それで、この故意といふのは、先ほども説明させていただきましたように、自分はこれは不利益なことだと、相手にとつて不利益なことだと知つたことだと、相手にとつて不利益なことだと知つたことだと、相手は知らないことはつきりわかつてゐる、そして相手は知らないことだと知つてゐる、それであえて告げなかつたということですが、相手が当然知つてゐるからと思つて告げなかつた場合もあります。そういうときこれが取り消しになりますと、非常に大きな影響があるわけですね。そうすると、相手が知つてゐるのかどうかわからぬことは全部告げなかきやいけないと

です。

それで、この故意といふのは、先ほども説明させていただきましたように、自分はこれは不利益なことだと、相手にとつて不利益なことだと知つたことだと、相手は知らないことはつきりわかつてゐる、そして不利益だ、それを知らないだらうといふことだと、相手が知つてゐるのかどうかわからぬことは全部告げなかきやいけないと

です。それから、私がそういうような額面割れをするなんということは知らなかつたということをあなたは知つていたでしようということですけれども、しかし、それは非常な新しい生命保険の商品ですから、普通の人はこんな額面割れをするなん

ということは大体知らぬのではないかといふようになりますと、それは、これも両方の内なることになりますと、それは、これがやつぱり私は社会的なモラルとして当然にしろ、だます意思を持って告げなかつたにしろ、消費者が不利益になることを告げなかつたといふことになりますと、それは、これも両方の内なる事情がそういうことであれば、そこは裁判に行つても裁判官の心証が十分得られるのではない

ことになります。

今言つたように、うつかり告げないにしろ、故

くなつてくるんじゃないかな。

そういうことを考えますと、確かに委員おつしやるよう非常に悪質な例を挙げてまいりますと問題が残りますけれども、全体として包括的な法律ということを考えますと、これはやはり必要な条項だらうと考えております。こういう全体のバランスということがやつぱり、これは単に事業者のためではなく、消費者が健全に便利に暮らせるために必要な条項だらう、こう考えております。

○西山登紀子君 いや、これはどうも私はちょっと納得いかないんですね。やつぱり消費者にとっては、うつかりであろうが、故意であろうが、だます意思であろうが、告げられなくて不利益になれば、それはやつぱり取り消すというのが最も消費者の利益にかなうことあります。されど、これはもう常識の問題じやないかなど。あえて故意を入れることによって、本当にスムーズに取り消しができることでもあえてこの取り消しができないようになつてしまふ、これがするためにですね。これはちょっとやつぱりなくすべきだというふうに思います。

それで、時間がありません、最後に大臣にお伺いしたいと思うんですけれども、第十条の問題なんですね。これは、一般条項が盛り込まれたと云ふことは積極的に評価をしたいと思うんですけど、先日の代表質問でも申し上げましたけれども、この現場の実際消費者トラブルの解決に苦労しているふうにしたいたので、いわゆる日弁連などが出していらっしゃるブラックリストやグレーリストをきちつと盛り込んでいただきたいという声が上がっているわけです。そこで、やっぱりそれを盛り込んだ方がよりトラブルの迅速な解決に役立つと思うんですけれどもどうかといふことが一点。

それから、やっぱりこれからこの法律を使って実効性のある、効果を上げていくためには、現場の相談員あるいは弁護士の皆さんのお力がどうし

ても必要です。だからこそ、今そういう現場の相談員の方や弁護士の皆さんが声を上げていらっしゃるように、ブラックリスト、グレーリストをさちつと法律に盛り込むということの方が効果が上げられるし、この現場の声を聞くべきじゃないか。

この二つの点、大臣にお伺いをして、質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(堺屋太一君) ブラックリストというのは評価の余地がない条項ということでございますし、グレーリストというのは評価の余地がある条項ということにならうかと思います。そういう条項を加えますと、本法の八条から十条までの規定について、無効となり得る具体的な契約条項については、この法律の解説書などで可能な限り事例を盛り込んでいきたいと思っております。これでありますし、また先ほど提案がありました民主党も我が国の今日の社会経済状況というのは、情報化によるものをしてみます。

○西山登紀子君 終わります。

○梶原敬義君 三十五分持ち時間ですので、変わった角度から質問をしてみたいと思います。我が国の今日の社会経済状況というのは、情報産業あるいはバイオ、通信、こういうものを中心にした産業革命の真っただ中にあるんだろう、このように考えておりまして、社会経済も日々ぐるしく動いておりますし、同時に新しいさまざまなものやサービスの取引が出現をしております。

あわせて、契約形態も複雑になつてているわけでありますが、消費者と事業者の間の取引におけるトラブルは、先ほどからお話をありますように、広島県とか奈川、若干後退したような話を聞きますが、むしろこのような時期に当たつては消費生活センターを充実させる方向で、前向きに大臣の決意を最初にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(堺屋太一君) 委員御指摘のとおり、この法律は成立いたしまして実施されたといつたましても、これが実効あるためにはやはりその実験的、これが大変重要なことです。そこで、私はまず、この苦情処理相談の最前线で頑張っておられます消費生活センター、これは先ほどからお話をありますように、広島県とか神奈川、若干後退したような話をお聞きますが、むしろこのような時期に当たつては消費生活センターを充実させる方向で、前向きに大臣の決意を最初にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(堺屋太一君) 委員御指摘のとおり、この法律は内閣府には経済財政諮問会議という経済政策の中心となる部門のほかに国民生活局といふ局ができます。そのほかいろんな幾つかの局ができるわけでございますが、これらの担当は形の上

情の申し出をしなかつたという人が六八%ちょっと超えております。圧倒的にそのまま泣き寝入りといいますか、表に出でられない数字が六八%強であります。非常に潜在的な苦情の存在がこの数字では浮き彫りになつております。そういう状況を考えると、少し時間はかかるものの、この消費者契約法というのは時宜を得てているというか、急がねばならないと考えております。

長い間、経企庁も苦労された、そうして今日に至つたことについては心から敬意を表したいと思いまして、私は、まだ先ほど提案がありました民主党も積極的な対案を出されたことにつきまして、心からわせて敬意を表したいと思っております。

私は、これは中身をいろいろこう見てみると、十分とは言えないものの、これは運営する過程の中でもまた国会を中心にして見直し、法律改正、こういうものをしっかりとやつぱりやっていく必要があります。私は表現は難しいんですが、実効性の確保、これは表現は難しいんですけど、実効性の確保を中心に最初に質問をし、時間があれば法案に入つていただきたいと思っております。

消費者契約法については、生身の消費者にとってこの法律が意味を持つものとなるには、紛争処理の手段が十分に機能することが必要だと考えております。特に、消費者団体などからは裁判外紛争処理機関の充実についての期待を寄せられております。

そこで、私はまず、この苦情処理相談の最前线で頑張っておられます消費生活センター、これは先ほどからお話をありますように、広島県とか神奈川、若干後退したような話を聞きますが、むしろこのような時期に当たつては消費生活センターを充実させる方向で、前向きに大臣の決意を最初にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(堺屋太一君) 委員御指摘のとおり、この法律は内閣府という総理大臣の知恵袋のような機関に移行するわけですが、この内閣府には経済財政諮問会議という経済政策の中心となる部門のほかに国民生活局といふ局ができます。そのほかいろんな幾つかの局ができるわけでございますが、これらの担当は形の上

では官房長官ということになりました、官房長官は大変多忙でございますから、そういう意味で委員の御心配ももつともかと思いますが、内閣としてこれはやはり引き継ぐべき重要な事項だと考えております。

したがって、総理大臣直属の問題として大いに國民生活の中心的な課題として考えていただきたい。

それは明確に次の機構にも引き継いでいく必要があることだと思います。

○梶原敬義君 なつかなか内閣といつても、これは党利党略じやないがそのときの政治情勢によって内閣というのはそう動くわけですから、こういうのは静かに恒常に地域の消費生活センター等各方面と提携をしてずっとやつていくことですから、これは浮ついた形じやなくしっかり根をおろした行政をやってもらいたいことを冒頭お願いを申し上げたいと思います。

そこで、具体的にお聞きしますが、現在都道府県の消費生活センターに対して財政的な助成という補助というか、そういうものは一体どうなつておられるのか、それが第一点。

それから第二点は、消費生活センターや苦情処理委員会等に対する地方交付税の基準の何かそういうのが部分が地方交付税の算定の基礎になっているのかどうか。

○政府参考人(金子孝文君) 国から都道府県等の消費生活センターに対する財政的補助についての御質問でありますけれども、経済企画庁は生活情報体整備等交付金を関係の都道府県に交付しております。

その内容は、コンピューターネットワーク、これはPIO-NETというわけですけれども、各地の消費生活センターと国民生活センターを結んでいろいろ苦情相談の情報を集め、また地方の消費生活センターにファイードバックさせるという、そういうネットワークですけれども、その整備事業に交付金を与えている。二番目は、消費者に対する情報提供事業、これについての交付金。三番

私が、商品テスト機器整備、これについて交付金を与えているということで、平成十二年度の予算額は全部で三億九千万円であります。

それから、消費生活センターあるいは苦情処理

と足し合わせていないのであれなんですかとお答えください。

○梶原敬義君 それは後でいいです。

○理事(馳浩君) 後でそれはお示しください。

○政府参考人(金子孝文君) はい。じゃ、後でお示しいたします。

○梶原敬義君 私は大分県の出身ですが、大分県の消費生活センターの皆さんにちょっと電話で話を聞いたんですけど、今、職員が九名、相談員が五名、それで相談員は嘱託で一ヶ月十八日以内の勤務です。それで全部女性であります。その契約期間というのは六年間でございますがやはり財政的な支援をしてもらえば、相談員のところで財政の応援をしてもらえると非常に元気が出る、こうのようになります。

そこで、少し質問が前後するかもわかりませんが、商工会議所あたりに中小企業診断士という人がおられるんです。この中小企業の診断をする人は、何人かは前は国の予算でやっておったんですね。しかしながら地方分権の話が出まして、県の方にその予算は国が渡し、県がその中小企業診断士の方に給料を渡す、資金を渡すように今なつておるんです。

私は、少なくとも相談員のところぐらいは、国が直接渡すのは無理かと思いますから、県に交付なくとも一分の一ぐらいの支援体制というのをつくっていく必要があるんだろう、それぐらいの価値がある、このように考えております。いかがでしょうか。

○政務次官(小池百合子君) 議員も御指摘になりましたけれども、都道府県におきます相談員の皆様方というのは、それぞれ地方の事情に合わせて報酬などの体系を実施しておられるというのが実情でございます。そして、その都道府県の消費生

活のあり方というのは、よつて、各都道府県に自

主的に判断していくだくということで算定してターケをいろんな意味でパックアップして、適切な苦情処理を妨げることがないように地方自治体に要請をしていきたいということをございます。

そして、それでは冷たいじやないかという話が出るかもしれません、生活情報体制整備等交付金の交付、先ほど金額を申し上げました。そして、消費生活相談員の研修とか相談業務といった情報提供などもいたしてありますし、また、消費生活センターでの苦情処理が適切に行えるようになっていきたいと思っております。

それから、今御提案がございました中小企業の経営指導員の養成の仕方で倣つてはどうかというお話をございますが、経企庁の方では、消費者からのさまざま苦情相談に適切に対応できます人材の確保と、また人材の養成の一環として、国民生活センターを通じまして、消費者問題、そして関係法令、商品知識など一定水準の知識を有して、また相談業務に対応できるいわゆる消費生活専門相談員の資格認定制度の運営を行っております。

ちなみに、平成十一年の五月現在でございますけれども、二千七十七名がこの資格を取得しておられるところでございます。そして現在、その方々を含めまして全国で約一千四百人消費生活相談員の方々が御活動をいたしているということでございますが、先ほども申し上げておりますように、それぞれの地方自治体でもって、より消費者の支援をしていくこうという判断に重きを置かれる自治体もありでしょし、それぞのところにお任せしていくというのがまさに地方分権のあり方ではないかと、このふうに思つておる次第でございます。

○梶原敬義君 今までやつてこられたことはわかるんですが、私が申し上げたいのは、むしろ思

つて財政的に中小企業診断士ぐらいのところまでは国が一步踏み出してもいいじゃないかと、

このように言つておるわけでありまして、今までやつておるふうに思つておる次第でございます。

○梶原敬義君 はい。

○政府参考人(金子孝文君) いろいろありますのでなかなか難しいのですが、まず県と市に分かれていますが、県の中の細目で消費者保護行政費という金額があります。これは標準団体行政規模、人口百七十万を基礎として、それに対して一体需

要額がどのくらいあるのかということで算定してますけれども、これについては、県について

ますけれども、都道府県におきます相談員の皆様方というのは、それぞれ地方の事情に合わせて報酬などの体系を実施しておられるというのが実情でございます。そして、その都道府県の消費生活のあり方というのは、よつて、各都道府県に自

させていただきたいと思います。

大分県の場合は、五千件を五人で苦情処理相談に乗っているわけですね。だから、五千を五で割ると一人千件なんです。東京ではもつと多いかもわからない。だから、大変なボリュームだと思うんですよ、これは。果たして一人が千件でこれで十分かと。もう少しよく相談に乗れるかもしれないけれども、なかなかあつちやこつちやあつてそれはいかないかもわからない。だからこういう実態を、相談員の今頑張っている実態、こういうものはある程度は国の方も、経企庁の方もつかんでおられると思うんですけれども、そこがもしわかれれば。わからないとまた後でもいいんですが。

○政務次官(小池百合子君) 私もこの消費者契約法の審議に入る前に、東京都の方の消費生活センターを取材というか視察してまいりました。本当に一人一人の相談員が熱心にまたそれぞれの相談に取り組んでおられる姿にまさに敬意を表したいところでございます。

平成十年度に経済企画庁の方で調査をいたしました、これはむしろそれぞれの報酬の方の調査でございますけれども、報酬と申しましては、これはむしろそれぞれの報酬と申しましては、これはもつと全国で国が音頭をとつて動き出すように指導してもらいたいと思いますが、現状とそれから今後の決意をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(金子孝文君) それでは、現状についてお答えをいたします。

苦情処理委員会、これは消費者から寄せられる

ところです。

苦情相談について解決が着しく困難な場合にあつ

せん、調停を行う第三機関として地方自治体が

条例によって設置している機関であります。

現在、五十九都道府県、政令指定都市のうち五

十六の自治体で設置されております。全部で都道

府県プラス政令指定都市が五十九ございますけれ

ども、五十六の自治体で設置されております。未

設置は、広島市、北九州市、福岡市、その三つの

政令指定都市であります。

○政務次官(小池百合子君) その苦情処理委員会

の点につきましては、この消費者契約法関連の事業といたしまして、平成十二年度で啓発事

業、啓發資料、パンフレットをつくるであります。

か、それからシンポジウムを開催することを考え

ております。また、マスメディアを通じました國

民への啓発事業ということを考えております。

やはりせつからくこの消費者契約法ができるわけ

でございますので、それを十分に活用していくだ

け、それが消費者の側からも事業者の側からも両

方がよく御理解いただいた上で本当の威力が發揮

できるものと信じております。

○梶原敬義君 今、民法の公序良俗とか、民法の

場合は訴訟とか、そういうものは大体国民の皆さ

んはもうわかつていますよね。しかし、この誤認

とか困惑とかいうようなことはこれから話であ

りますから、ちょっとやそっとではなかなか、日

本人の常識としてもう水や空気のような存在にな

るまでにはやはり時間がかかる。それは時間をか

ければいいというものではないんで、それはどん

どん出でますから、これは早目に、新しい商

品、新しい商売がどんどん出てきます。それに対

抗するためには早目にその辺のPRというか、國

民に行き渡らせることが大事で、長官。

思います。

次に、苦情処理委員会。大分県の場合も、

ちょっと聞きまし

たが、一年間一件やりましたと

いうことを聞きましたが、やっぱりこの法律が動

き出しますと少しふえてくるんだろうと思われま

すね。だから、相談員だけではこれは手にはばか

らないから、苦情処理委員会にもどんどん持つて

きない方がいいわけです。同時にまた、こういう

法律ができたということを国民に知らせるPR活

動なんというのは、これは大変だろうと思うんで

すが、そこは非常に大事なことだと思うんです

が、これが非常に大事なことだと思うんです

が、これ、できますかね。これは国民の皆さん

に、誤認とか困惑とかいうことは取り消しの対象

になるのよと、国民みんながずっとそういうルー

ルを今度新たにこれができますから、国民にこ

のルールが新しく行き渡るということはまた大変

な作業だと思うんですが、これはどう考えておら

れますか。

○梶原敬義君 それは早速調査をしてください。

それから、それは幾ら皆さんが頑張ったところ

でも、やっぱり予防で、先に、こういうことが起

きない方がいいわけです。同時にまた、こういう

法律ができたということを国民に知らせるPR活

動なんというのは、これは大変だろうと思うんで

すが、そこは非常に大事なことだと思うんです

が、これ、できますかね。これは国民の皆さん

に、誤認とか困惑とかいうことは取り消しの対象

になるのよと、国民みんながずっとそういうルー

ルを今度新たにこれができますから、国民にこ

のルールが新しく行き渡るということはまた大変

な作業だと思うんですが、これはどう考えておら

れますか。

○梶原敬義君 それは早速調査をしてください。

それから、それは幾ら皆さんが頑張ったところ

でも、やっぱり予防で、先に、こういうことが起

きない方がいいわけです。同時にまた、こういう

法律ができたということを国民に知らせるPR活

動なんというのは、これは大変だろうと思うんで

すが、そこは非常に大事なことだと思うんです

が、これ、できますかね。これは国民の皆さん

に、誤認とか困惑とかいうことは取り消しの対象

になるのよと、国民みんながずっとそういうルー

ルを今度新たにこれができますから、国民にこ

のルールが新しく行き渡るということはまた大変

な作業だと思うんですが、これはどう考えておら

れますか。

○梶原敬義君 それは早速調査をしてください。

それから、それは幾ら皆さんが頑張ったところ

でも、やっぱり予防で、先に、こういうことが起

きない方がいいわけです。同時にまた、こういう

法律ができたということを国民に知らせるPR活

動なんというのは、これは大変だろうと思うんで

すが、そこは非常に大事なことだと思うんです

が、これ、できますかね。これは国民の皆さん

に、誤認とか困惑とかいうことは取り消しの対象

になるのよと、国民みんながずっとそういうルー

ルを今度新たにこれができますから、国民にこ

のルールが新しく行き渡るということはまた大変

な作業だと思うんですが、これはどう考えておら

れますか。

○梶原敬義君 それは早速調査をしてください。

それから、それは幾ら皆さんが頑張ったところ

でも、やっぱり予防で、先に、こういうことが起

きない方がいいわけです。同時にまた、こういう

法律ができたということを国民に知らせるPR活

動なんというのは、これは大変だろうと思うんで

すが、そこは非常に大事なことだと思うんです

が、これ、できますかね。これは国民の皆さん

に、誤認とか困惑とかいうことは取り消しの対象

になるのよと、国民みんながずっとそういうルー

ルを今度新たにこれができますから、国民にこ

のルールが新しく行き渡るということはまた大変

な作業だと思うんですが、これはどう考えておら

れますか。

○梶原敬義君 それは早速調査をしてください。

それから、それは幾ら皆さんが頑張ったところ

でも、やっぱり予防で、先に、こういうことが起

きない方がいいわけです。同時にまた、こういう

法律ができたということを国民に知らせるPR活

動なんというのは、これは大変だろうと思うんで

すが、そこは非常に大事なことだと思うんです

が、これ、できますかね。これは国民の皆さん

に、誤認とか困惑とかいうことは取り消しの対象

になるのよと、国民みんながずっとそういうルー

ルを今度新たにこれができますから、国民にこ

のルールが新しく行き渡るということはまた大変

な作業だと思うんですが、これはどう考えておら

れますか。

○梶原敬義君 それは早速調査をしてください。

それから、それは幾ら皆さんが頑張ったところ

でも、やっぱり予防で、先に、こういうことが起

きない方がいいわけです。同時にまた、こういう

法律ができたということを国民に知らせるPR活

動なんというのは、これは大変だろうと思うんで

すが、そこは非常に大事なことだと思うんです

が、これ、できますかね。これは国民の皆さん

に、誤認とか困惑とかいうことは取り消しの対象

になるのよと、国民みんながずっとそういうルー

ルを今度新たにこれができますから、国民にこ

のルールが新しく行き渡るということはまた大変

な作業だと思うんですが、これはどう考えておら

れますか。

○梶原敬義君 それは早速調査をしてください。

それから、それは幾ら皆さんが頑張ったところ

でも、やっぱり予防で、先に、こういうことが起

きない方がいいわけです。同時にまた、こういう

法律ができたということを国民に知らせるPR活

動なんというのは、これは大変だろうと思うんで

すが、そこは非常に大事なことだと思うんです

が、これ、できますかね。これは国民の皆さん

に、誤認とか困惑とかいうことは取り消しの対象

になるのよと、国民みんながずっとそういうルー

ルを今度新たにこれができますから、国民にこ

のルールが新しく行き渡るということはまた大変

な作業だと思うんですが、これはどう考えておら

れますか。

○梶原敬義君 それは早速調査をしてください。

それから、それは幾ら皆さんが頑張ったところ

でも、やっぱり予防で、先に、こういうことが起

きない方がいいわけです。同時にまた、こういう

法律ができたということを国民に知らせるPR活

動なんというのは、これは大変だろうと思うんで

すが、そこは非常に大事なことだと思うんです

が、これ、できますかね。これは国民の皆さん

に、誤認とか困惑とかいうことは取り消しの対象

になるのよと、国民みんながずっとそういうルー

ルを今度新たにこれができますから、国民にこ

のルールが新しく行き渡るということはまた大変

な作業だと思うんですが、これはどう考えておら

れますか。

○梶原敬義君 それは早速調査をしてください。

それから、それは幾ら皆さんが頑張ったところ

でも、やっぱり予防で、先に、こういうことが起

きない方がいいわけです。同時にまた、こういう

法律ができたということを国民に知らせるPR活

動なんというのは、これは大変だろうと思うんで

すが、そこは非常に大事なことだと思うんです

が、これ、できますかね。これは国民の皆さん

に、誤認とか困惑とかいうことは取り消しの対象

になるのよと、国民みんながずっとそういうルー

ルを今度新たにこれができますから、国民にこ

のルールが新しく行き渡るということはまた大変

な作業だと思うんですが、これはどう考えておら

れますか。

○梶原敬義君 それは早速調査をしてください。

それから、それは幾ら皆さんが頑張ったところ

でも、やっぱり予防で、先に、こういうことが起

きない方がいいわけです。同時にまた、こういう

法律ができたということを国民に知らせるPR活

動なんというのは、これは大変だろうと思うんで

すが、そこは非常に大事なことだと思うんです

が、これ、できますかね。これは国民の皆さん

に、誤認とか困惑とかいうことは取り消しの対象

になるのよと、国民みんながずっとそういうルー

ルを今度新たにこれができますから、国民にこ

のルールが新しく行き渡るということはまた大変

な作業だと思うんですが、これはどう考えておら

れますか。

○梶原敬義君 それは早速調査をしてください。

それから、それは幾ら皆さんが頑張ったところ

でも、やっぱり予防で、先に、こういうことが起

きない方がいいわけです。同時にまた、こういう

法律ができたということを国民に知らせるPR活

動なんというのは、これは大変だろうと思うんで

すが、そこは非常に大事なことだと思うんです

が、これ、できますかね。これは国民の皆さん

に、誤認とか困惑とかいうことは取り消しの対象

になるのよと、国民みんながずっとそういうルー

ルを今度新たにこれができますから、国民にこ

のルールが新しく行き渡るということはまた大変

な作業だと思うんですが、これはどう考えておら

れますか。

○梶原敬義君 それは早速調査をしてください。

それから、それは幾ら皆さんが頑張ったところ

でも、やっぱり予防で、先に、こういうことが起

きない方がいいわけです。同時にまた、こういう

法律ができたということを国民に知らせるPR活

動なんというのは、これは大変だろうと思うんで

すが、そこは非常に大事なことだと思うんです

が、これ、できますかね。これは国民の皆さん

に、誤認とか困惑とかいうことは取り消しの対象

になるのよと、国民みんながずっとそういうルー

ルを今度新たにこれができますから、国民にこ

のルールが新しく行き渡るということはまた大変

な作業だと思うんですが、これはどう考えておら

れますか。

○梶原敬義君 それは早速調査をしてください。

それから、それは幾ら皆さんが頑張ったところ

でも、やっぱり予防で、先に、こういうことが起

きない方がいいわけです。同時にまた、こういう

法律ができたということを国民に知らせるPR活

動なんというのは、これは大変だろうと思うんで

女房は共働きでありますし、自分はお金を持っていますから、ころと乗ります。ダニの話が出ていた瞬間に、それで二十何万するものを買ったんですね。僕も横から、おまえそんなことをせぬで、布団を干すのは外へ干して、太陽の当たるところへ干せと、こう言おうかと思つたけれども、ころへ干せと、こう言おうかと思つたけれども、乗つてしまつて、それで買つたんですね。それで、ダニがどうやこうや言うのですから、ぜんそくにダニが悪いとかなんとかいう話をしているのを黙つて聞いていたんですが、そこらにつけられてしまつて、結局二十何万のを買つてふらふらといつて、全く使つてないんです。

だから、これはなかなか本当に私は、普通の人ほどどこかにその人の弱点を持つている。その弱いところにほつとこう入つてくる。それはなかなか商売は上手ですから、これはぜんそくにダニが悪いですよとかなんとか言えば、もうすつと入つていくわけですから。

だから、そういうことに対応するためには、何回も申し上げますが、国もやはりある程度予算措置をして、そして勢いをつけて、そういう弱みにつけ込むような事業者というのはこれからまたどんどんふえるし、また金融商品なんかでは大変なことになるだろう、このように心配しておりますから、これはもう少し経企庁も勇気を出して、さつき言いましたように中小企業診断士にお金を活センターあたりにももう少し予算を投入するよう、思い切つて予算要求を僕はしてもらいたいと思うんですよ、大蔵省に対し。真っ向から議論をして、それで前向きに行かせるように対応してもらいたいと思います。

そのことを申し上げて、時間が来ましたので一応きょうは終わります。

○水野誠一君 もう大分各委員から質問が出てまいりまして、最後の質問となります。私は多少時間を短縮して、皆さんお疲れなんで、貢献したいと思います。

きのうも実は代表質問を若干させていただきま

して、それぞれについての御答弁をいただいたわけがありますが、きょうはその代表質問を若干補足する内容、それから加えて何点か具体的な問題について御質問をさせていただきたいと思つています。

まず、昨日伺わせていただいたのは、まず何をもつて公正なるルールとするかということを明確に認識しておくことが必要であるという点であります。契約行為における公正とは、お互いが十分な情報をもつて自由な判断を許されること、そしてさらに重要なのは、当事者それぞれがその情報と判断にはつきりと責任を持つということではないかと、かように申し上げたわけであります。

同じことを繰り返すつもりはございませんが、きのう申し上げたかった趣旨というのは、消費者行政においてもいわゆる自己責任の原則をゆがめることがあつてはならない、こういう点であります。

さて、さらに言えば、この消費者保護の観点とそれからその自己責任原則というものは必ずしも矛盾する、相反する概念ではないということをございます。

これまでに当委員会で中小企業支援施策やベンチャーサポート策が論議されたときにも私は同様の趣旨の意見を述べさせていただきましたが、そういう中で、この六年間の議論の中で特に事業者側がこだわった主張、あるいは最後まで双方でもめた論点、それはどんなことだったのかといふのを少し整理して御紹介願えればと思います。

○政府参考人(金子孝文君) 国民生活審議会で事業者側から意見あるいは懸念が表明されましたので、それについて述べてみたいと思います。当然のことながら、この事業者というのは健全な事業者ですから、そういう方々がいろいろ意見、懸念を示されたということです。

総論いたしましては、正常な事業を運営している事業者に無用な混乱を招くことのないよう、規制する際には極力あいまいさを排除してほしいということを評価したいと思つております。今後の消費者行政においても、この趣旨が尊重されることをひとつ改めてお願いしておきたいと思います。

費者契約法に対する意見や主張にはどんなものがござつたのか。

六年間という非常に長い期間この法案策定に向けた論議がされたわけであります。それがわゆる有識者、それから弁護士会、それから消費

者団体、そして事業者団体など、さまざま立場の方がお出になつて、その方々からヒアリングを行つたということであります。そこではやはり立場の違いから双方この法案に対してかなり厳しい意見も出てくる中で、昨日も質問の中にもありましたけれども、何かちょうどその中間的な妥協の产物だというような言われ方も片方ではあるわけではありませんが、私は必ずしもそうではないと思うんです。

ただ、比較的マスコミ等の論調を見ると、弱い消費者を悪徳事業者から守れという前提が非常に強くアピールされているということであります。一方、事業者側にとってもこの法案というのは非常に重要な意味を持つとともに、昨今いろいろな意味で消費の形が変わつてることによつて、事業者側が持つてゐる問題意識、悩みといふものもある種非常に深刻になつてきている面もあると思います。これは、片方では悪徳業者がばかりすることによって非常に善意の業者が迷惑をこうむるというようなことも含めてござりますが、

そういう中で、この六年間の議論の中で特に事業者側がこだわった主張、あるいは最後まで双方でもめた論点、それはどんなことだったのかといふのを少し整理して御紹介願えればと思います。

それからまた、消費者契約法の施行に当たつては、同法に関するコンメンタールをわかりやすい形で示すようなパンフレットをつくつてほしいと

いうことで、この法律の周知徹底を図つてほしい

ということです。

それから、何が最後まで問題になつたかといふことですが、これはここでも議論になつてゐるわけですが、それからも、やはり情報の提供、その問題で、先ほども申しましたように情報の不提供、これは取り消しの効果ということでは、これはもつて取り消しの効果といふことでは、これは健全な事業活動を行うことができないということで、非常に強い懸念が示されたことだと思います。

それから、大体今言つてることなんですが

、これまでにいわゆる事業者側から出てきた消費者契約法に対する意見や主張にはどんなものがござつたのか。

第二点ですが、契約の取り消し、無効という強引実態に即応した法制度としてはほしいといふ規定する際には極力あいまいさを排除してほしいことが第一点であります。

これが、これまでにいわゆる事業者側から出てきた論議がされたわけであります。そこにはいわゆる有識者、それから弁護士会、それから消費

なっています。単なる情報の不提供を要件として取り消しの効果を付することは要件効果のバランスを失すことである、望ましくないということです。

それから第二ですけれども、取り消しの効果が認められる困惑類型につきましては、その上限、上限というのは民法の強迫になると思います、そこで下限、これは許容されるセールストーク等を明確に定めるとともに、客観的に決められた行為に限定すべきであり、消費者の主觀によつて左右されるものであつてはならないということです。

ただけれども、何かちょうどその中間的な妥協の産物だというような言われ方も片方ではあるわけではありませんが、私は必ずしもそうではないと思うんです。

ただ、比較的マスコミ等の論調を見ると、弱い消費者を悪徳事業者から守れという前提が非常に強くアピールされているということであります。一方、事業者側にとってもこの法案といふのは非常に重要な意味を持つとともに、昨今いろいろな意味で消費の形が変わつてることによつて、事業者側が持つてゐる問題意識、悩みといふものもある種非常に深刻になつてきている面もあると思います。これは、片方では悪徳業者がばかりすることによって非常に善意の業者が迷惑をこうむるというようなことも含めてござりますが、

そういう中で、この六年間の議論の中で特に事業者側がこだわった主張、あるいは最後まで双方でもめた論点、それはどんなことだったのかといふのを少し整理して御紹介願えればと思います。

それからまた、消費者契約法の施行に当たつては、同法に関するコンメンタールをわかりやすい形で示すようなパンフレットをつくつてほしいと

いうことで、この法律の周知徹底を図つてほしい

ということです。

それから、何が最後まで問題になつたかといふことですが、これはここでも議論になつてゐるわけですが、それからも、やはり情報の提供、その問題で、先ほども申しましたように情報の不提供、これは取り消しの効果といふことでは、これは健全な事業活動を行うことができないということで、非常に強い懸念が示されたことだと思います。

それから、大体今言つてることなんですが

、これまでにいわゆる事業者側から出てきた消費者契約法に対する意見や主張にはどんなものがござつたのか。

第二点ですが、契約の取り消し、無効といふ強引実態に即応した法制度としてはほしいといふ規定する際には極力あいまいさを排除してほしいことが第一点であります。

これが、これまでにいわゆる事業者側から出てきた論議がされたわけであります。そこにはいわゆる有識者、それから弁護士会、それから消費

ておりますし、そういう意味で非常に共通点もあるんですが、一方で違う点もある。つまり、消費者契約法が契約の全部または一部に効力が及ぶというのに對して、金融サービス法の効果は条件を満たした場合に顧客が金融機関に対しても損害賠償を請求できるというものでありまして、非常に似た点もあるんですが、こういった異なる点もあるという、国民にとってわかりにくい、この性質の違う二つの法律の関係、これをどういうふうに理解したらいいのか。

さういう実は御答弁を聞いていたんですが、いま一つちょっとよく理解ができない点もありますので、あえて同じ質問をさせていただきたいと思います。

○国務大臣(堺屋太一君) この消費者契約法は、今委員御説明いただきましたように民法の全体をカバーする、労働契約を除いてすべてをカバーする法律でございます。これがございまと新しい商法とが新しい業態が出てきたときも対応できるという、そういう非常にいいところがござります。

個別法は、既に起こっている問題点をやはりねらいの聲でいくところがございまして、この金融商品の販売等に関する法律というのは、金融商品という非常に変動性が激しく、また金額も張ると、そういうものを対象にしておりますので、内容は非常に明確でございます。限られたものでございますから、告げなければいけない内容についても非常に明確になつております。それに比べて消費者契約法は全体を対象としておりますから、かなり、どのような業態にも対応できる、こういうような形になつております。

個別法の方が金融取引については優先いたします。この二つの中でもし違う点がありますならば、どちらに同じような事例を伺いたいのですが、住宅法との関係でございます。住宅法を見ますと、三十八条に損害賠償額の予定等

の制限に関する条項がありまして、業者は宅地や建物の売買契約において、買い手の債務不履行を理由とするキャンセルの際の買主に対する損害賠償額をあらかじめ定める場合には、代金の二割を超える額を定めてはならないと割合の上限を規定しております。そして、さらにそれを超える部分は無効だとしているわけです。

一方、この消費者契約法では、九条一号に消費者契約の解除に伴う損害賠償額の予定に関する条項があつて、消費者のキャンセルによる損害賠償額などをあらかじめ定める場合には、それと同種の消費者契約の解除に伴う損害賠償額を超過した額を定めてはそれは無効であると、こういう規定になつております。

この二つを読み比べますと、かなり違いといつますか差があるような気がするんですが、ちよつと私もその専門的なところはよくわからないんでですが、ちょっとそういう気がする。こういった場合、宅地や建物の売買契約においては今の大臣のお答えからいくと宅建業法の規定が優先するのかなと思うんですが、その間に何か矛盾というものはないんでしょうか、その点についてお尋ねします。

○政府参考人(金子孝文君) 先ほどの大臣の答弁に若干補足させていただきます。

それで、消費者契約法のこの金融商品販売法なんかと絡む問題は、結局意思表示の瑕疵があることによって取り消しができるという規定をしていました。金融商品販売法というものは、リスク情報を提供しなかつたときには、それは一種の不法行為になり、不法行為の場合には損害賠償責任になるということですから、両者は要件効果が全く異なるわけであります。ですから、そういうことになります。

○水野誠一君 さういうことは、すべてそれぞれの業法が優先するというわけでは必ずしもない。ケース・バイ・ケースなんでしょうか。

○政府参考人(金子孝文君) ですから、それは要件効果が異なるものだつたら両方できるわけですね。ところが、同じようなもの、つまり要件が同じようなものだつたら一体どつちが優先するかといえば特別法が優先するということです。

○水野誠一君 じゃ、もう一つ伺いたいんです。支払いが滞った場合には、事業者は未払い代金分に対して六%を超える遅延損害金を請求することができないと規定しております。

一方、この本法案は、九条二項に、品物の代金の支払いが滞った場合には、事業者は未払い代金分に対して六%を超える遅延損害金を請求することができますけれども、これはまさに定めていることがあります。

同じというか、片方の場合には、つまり消費者契約法の場合には、その解約に伴つて事業者に生ずべき平均的な損害額を超えたような損害賠償を規定することは、それ以上は無効だと言つていいわけですね。それから、宅建業法三十八条は「割定」と、それから宅地建物取引業法三十八条と消費者契約法の関係は異なります。

それで、こういうような宅地建物取引業法三十八条と消費者契約法の関係というのは、まさにこれは抵触いたしますから、これは本法十一条第二項には「消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力について民法及び商法以外の他の法律に別段の定めがある」と。この「別段の定め」というのが今議論になつている宅地建物取引業法三十八条ですから、そこで決まつている場合にはそれが特別法として優先しますということですから、この場合には二割がその損害賠償額になるということになります。

○水野誠一君 ということは、すべてそれぞれの業法が優先するというわけでは必ずしもない。

○政府参考人(金子孝文君) ですから、それは要件効果が異なるものだつたら両方できるわけですね。ところが、同じようなもの、つまり要件が同じようなものだつたら一体どつちが優先するかといえば特別法が優先するということです。

○水野誠一君 じゃ、もう一つ伺いたいんです。この割賦法では、第六条二項に、品物の代金の支払いが滞った場合には、事業者は未払い代金分に対して六%を超える遅延損害金を請求することができますけれども、これはまさに定めていることがあります。

それで、次に宅建業法二十八条の問題になるわ

には、未払い代金分に対して年率一四・六%を超える額を定めてもそれは無効である、こういう規定がございます。この場合、これも先ほどと同様に解釈すればよろしいですか。

○政府参考人(金子孝文君) これも、割賦販売法第六条第二項は支払いが滞った場合の遅延損害金額を定めていますから、そこまで両者は抵触するわけですね。それから、宅建業法三十八条も同じことを定めていますから、そちらが優先するといふことであります。

この場合には、消費者契約法に対する割賦販売法の場合は、消費者契約法に対する割賦販売法の第六条第二項は消費者契約法十一条二項の「別段の定め」に当たりますから、そちらが優先するといふことであります。

次に、インターネット関係、これが非常に今も勉強させていただきたいと思います。

この中で幾つかお尋ねしたいと思うんですが、まず、消費者及び事業者そのものの定義に関するお尋ねです。

法案では第一条に、消費者契約の定義を「消費者と事業者との間で締結される契約をいう」と定め、消費者の定義を、「事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く」「個人」。そして事業者の定義を、「法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人」と規定しています。消費者と事業者との間で締結される契約を消費者契約というとしたとしても、個別の取引契約においては、消費者的な性格を持つ企業もあれば事業的な性格を持つ個人も十分あり得ると思うわけです。

消費者と事業者の境目については、今までのようない時代と違つて、これからはますます個人が企業かという線引きでは適切ではないんじゃないかなと、そういう気がしております。最たるもののが今申し上げたインターネット上のオーナーなど

いて考えてみても、消費者的な立場と事業者的な立場を時々刻々行き来をしていると、こういう性格が随分出てきています。こういった消費者と事業者との間の線引き、これは大変難しい時代に入ってきたいるんじゃないかなと思うんですが、その点についてどういうふうに解釈したらいいか。

○政府参考人(金子孝文君) この法律におきまして、消費者と事業者との間の線引き、事業性を持つていてかどうかということであります。それでは、事業とは何かということですけれども、これは一定の目的を持って同種の行為を反復継続的に行うことと、こう通常定義されているわけあります。

したがいまして、例えば八百屋さんの場合に、八百屋さんが当然野菜の仕入れを行い、それを売るというのは反復継続的にしていますから、そういう面で八百屋さんというのは事業者ですね。それからあとは、その八百屋さんが、そこで事業というものは定まりますから、ここで定め方は事業のためにということで、八百屋さんはそれほどコンピューターは得意じやないかもしませんけれども、しかし八百屋さんという事業を行うためにコンピューターを買った場合には、そのときにその八百屋さんは事業者としてあらわれるということになっています。しかし、自分の楽しみのためにコンピューターを買うということになれば、それは事業のためじゃありませんから、そのときの八百屋さんは消費者になるということです。

○政府参考人(金子孝文君) 勘誘と单なる表示についての区別について私は説明をしなくてよろしいという理解でよろしいんでしようか。

単に事実だけを言うことになりますと、電話で例えAさんとということでの勘誘というかアプローチをしたということになれば、それは勘誘になると思います。それから、電子メールで、電子メールといつての区別について私は説明をしなくてよろしくなることがあります。しかし、最近またいろんな意味でインターネットの情報伝達手段というのが高度化してまいりまして、特定の個人向けに用意されたホームページに、いわゆるブックマークというような手段なんですが、特定の情報を入れてくる。つまり、言つてみれば、だれもがアクセスできるホームページということではなくて、むしろ個人に特定の情報がブックマークされてくるような商法、商業者なのあるいはここで言う消費者なのかといふことを抽象的に決めることがなかなか難しいと思います。

○水野誠一君 次に、勘誘と单なる広告との違いという点、これもインターネットの世界ではないか線引きが難しいんではないかと思うんです。が、この点について伺いたいと思います。

この法案の中に消費者が契約を取り消すことができる要件を定めているのが第四条の部分であります。が、ここには、契約の締結について勘誘をするに際し、重要事項について事実と異なることを告げ、不利益となる事実を故意に告げなかつた場合などに契約を取り消すことができるそ

うです。これは先ほどから各委員からいろいろ質問が出ている点であります。これはいずれも勘誘する際における事業者の行為、それが要件になつておられるわけであります。

この勘誘の定義について伺う前に、まず二点、簡単な確認をしたいと思うのですが、一つは、電話による勘誘と電子メールによる勘誘に条文解釈上違ひがあるのかどうか。二つ目は、条文で意味するところの勘誘に当たらない行為の過程で、例えば重要事項についての不実の告知などがあった場合には契約の取り消しができる要件を満たさないことになると理解していくかどうか、この二点についてお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(金子孝文君) 勘誘と单なる表示についての区別について私は説明をしなくてよろしくなることがあります。しかし、最近またいろんな意味でインターネットの情報伝達手段というのが高度化してまいりまして、特定の個人向けに用意された

ホームページに、いわゆるブックマークというような手段なんですが、特定の情報を入れてくる。つまり、言つてみれば、だれもがアクセスできるホームページということではなくて、むしろ個人に特定の情報がブックマークされてくるような商法、商業者なのあるいはここで言う消費者なのかといふことを抽象的に決めることがなかなか難しいと思います。

○水野誠一君 そのとおりです。

○政府参考人(金子孝文君) そのための法をつくったか、考えたかなど、それは十分に考えていないと思います。

ただ、この法の法の法をつくったか、考えたかなど、それは十分に考えていないと思います。

消費者、あるいは勘誘とは何かということは、その時代、社会通念、そういうものによって変わつてきますから、その運用によってその問題は解決できるんではないかと思います。ただ、いろんなほかの問題が出てきて、電子商取引に特異な問題が出てきてこの消費者契約法では対応できない

となれば、それはそれに即応した新たな法が必要になるのではないか、こう考えております。

○水野誠一君 大変重要なポイントだと思ふんであります。といいますのは、今まさに消費者の関係とか勘誘、広告の関係とかいうのが従来の常識でははかれないところに、ちょうど変わり日

に来ているという、まさに転換期だと思ふんであります。特にその中で、私が最近非常に心に残つておりますのは、東芝のクレーム事件というのがございました。あれはクレームを言った人が本当にク

レームの形で日々入つてくる、こういうようないふたということではありませんので、これは勘誘にならずに、その場合に、その広告の中に不実があつたとしても、これは先生が御指摘のように勘誘の過程で事実と異なることを言つたかどうかと

いうことがこの要件になりますから、そもそも勘誘に当たりませんので、消費者契約法の取り消し要件にはならないということであります。

○水野誠一君 ということは、例えばだれでもアクセスできる状態にあるホームページ上に特定の商品の紹介がある、購入を勧める内容だった場合でもそれは勘誘にはならないということ、そういう理解でよろしいですか。

○政府参考人(金子孝文君) ちょっと私の答えが誤解を与えたと。ちょっとメモが入つてましたけれども。

電子メールの場合は、特定の者に対するものなので、それは勘誘行為になる。ただ、ホームページがあつて、そこに私がアクセスしていつた

ということだけでは勘誘にはなりませんと、そこには書いてあつただけでは、ということです。

○水野誠一君 ということは、今確認をしていたので非常に明快になりましたけれども、電子メールで特定の人に対して寄せられた情報といふものは、これは勘誘になる、そういう理解ですか。よろしいですか。

○政府参考人(金子孝文君) そのとおりです。

○水野誠一君 しかし、最近またいろんな意味でインターネットの情報伝達手段というのが高度化してまいりまして、特定の個人向けに用意された

ホームページに、いわゆるブックマークというような手段なんですが、特定の情報を入れてくる。つまり、言つてみれば、だれもがアクセスできるホー

ムページということではなくて、むしろ個人に特定の情報がブックマークされてくるような商法、商業者なのあるいはここで言う消費者なのかといふことを抽象的に決めることがなかなか難しいと思います。

それから、電子メールで、電子メールといつての区別について私は説明をしなくてよろしくなることがあります。しかし、最近またいろんな意味でインターネットの情報伝達手段というのが高度化してまいりまして、特定の個人向けに用意された

ホームページに、いわゆるブックマークというような手段なんですが、特定の情報を入れてくる。つまり、言つてみれば、だれもがアクセスできるホーメールといつての区別について私は説明をしなくてよろしくなることがあります。しかし、最近またいろんな意味で

インターネットの情報伝達手段というのが高度化してまいりまして、特定の個人向けに用意された

ホームページに、いわゆるブックマークといふことを抽象的に決めることがなかなか難しいと思います。

○水野誠一君 そのとおりです。

○政府参考人(金子孝文君) そのための法をつくったか、考えたかなど、それは十分に考えていないと思います。

ただ、この法の法の法をつくったか、考えたかなど、それは十分に考えていないと思います。

消費者、あるいは勘誘とは何かということは、その時代、社会通念、そういうものによって変わつてきますから、その運用によってその問題は解

決できるんではないかと思います。ただ、いろんなほかの問題が出てきて、電子商取引に特異な問題が出てきてこの消費者契約法では対応できない

となれば、それはそれに即応した新たな法が必要になるのではないか、こう考えております。

○水野誠一君 大変重要なポイントだと思ふんであります。といいますのは、今まさに消費者の関係とか勘誘、広告の関係とかいうのが従来の

常識でははかれないところに、ちょうど変わり日

に来ているという、まさに転換期だと思ふんであります。特にその中で、私が最近非常に心に残つておりますのは、東芝のクレーム事件というのがございました。あれはクレームを言った人が本当にク

レーマーだったのかどうかというようなところを、これは断定するわけにはいかないんですが、しかし今までと、一消費者がある企業に対しでクレームを持ったときに、今まででは大企業に立ち向かう手段がなかったということなんですが、あの場合は一個人がホームページをつくって東芝のやり方に異を唱えるということによってあれだけの大きな反響が出てくる。東芝の株が下がるぐらい大きな反響になるということは、必ずしも巨大な事業者、組織的な事業者と力の弱い個人という関係だけでもなくなってくる。

こういう大きな時代変化の中でこの消費者契約法といふものを今後どう考えていいだらいいか、これは大いに今後のテーマとして私も勉強させていただきたいと思っております。

それから最後に、これも皆さんからもう出ているので繰り返しませんが、全国の消費生活センター、あるいはそういう組織が縮小傾向にあるというお話を繰り返し出しています。これは、確かに地方自治体も含めて大変予算が絞られている、

リストラの時代でありますから、幾ら苦情数がふえたからといってそれに対してもなかなかその規模を拡大するということが難しいともよくわかります。

そこで、やはりもう一つ何かこれから、今後知恵を使わなきやいけないんじゃないかななど。まさに今申し上げて、いるようにインターネットの時代でありますから、新しい消費生活センターのあり方というのも摸索しなければいけませんし、それから、先ほど来お話が出ていますP.I.O

—NET、これも今は消費生活センターの中でのクローズドサーキットとして情報交換がされているものであります。まさにもっと広く消費者そのものと情報交換ができるようなインターネットのシステムの導入とか、やっぱり何かそういうものが今後必要なんじゃないかと思うんですが、その辺についてお考えをぜひ伺いたいと思います。

○政務次官(小池百合子君) ほとんど各質問者の

方がこの問題をお取り上げになつてあるということはそれだけ、もちろん消費者契約法を審議してお詫びいたします。

が、消費者問題というのがいかに我々の生活に身近であるかということ。それから、プロデューサーオリエンテッドな社会からいかにコンシューマー

マーケティングな社会に今変わりつつあるかということではないかと思つております。

今御指摘ございましたように、消費生活センターの縮小の動き、残念ではございますが、それぞれの地方自治体での財政状況ということもあります。

縮小の動きが、まだ一部ではございますが、現実にはござります。

そうした中で、先ほども苦情処理委員会が、大臣の方から地方によってばらつきがあるというお

話がございました。やはり、消費者行政に熱心な地方自治体、そうでない自治体、もしくはほかの

ものに熱心な自治体、いろんな色が出てくるといふことも、これも地方自治体のある意味では自然なあります。

そういう中で、では経済企画庁とすればどうするのかということで、生活情報体制整備等交付金というお金の問題、それから消費生活相談員の

国民生活センターにおける研修、相談業務に関する情報提供、こういった苦情処理が適切に行える

こととなる条項の全部又は一部を無効とする

ことにより、消費者の利益の擁護を図り、もつて国民生活の安定向上と国民经济の健全な発展に寄与することを目的とする。

(目的)

○理事(馳浩君) 参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

○理事(馳浩君) 消費者契約法案(閣法第五六号)及び消費者契約法案(第百四十六回国会參第六号)の審査のため、

来る二十五日の委員会に参考人の出席を求める意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(馳浩君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

四月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、原発推進反対、脱原発への政策転換に関する請願 第一一〇号

原発推進反対、脱原発への政策転換に関する請願 第一一〇号 平成十二年四月四日受理

請願者 東京都中野区弥生町五ノ一五ノ九

ノ五〇一 村田アツ子外二十三名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

四月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費者契約法案(閣法第五六号)

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し(第四条—第七条)

第三章 消費者契約の条項の無効(第八条—第十条)

第四章 雜則(第十一条—第十二条)

附則 第一章 総則

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にからんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承認の意思表示を取り消すことができるることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もつて国民生活の安定向上と国民经济の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「消費者」とは、個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう。

第三条 この法律において「事業者」とは、法人その他他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

第四条 この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

(事業者及び消費者の努力)

第五条 事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者

理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧説をする際しては、消費者の

理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について必要な情報を提供するよう努めなければならない。

第六条 消費者は、消費者契約を締結するに際して

○理事(馳浩君) 本日の質疑はこの程度にとどめ

目次

消費者契約法案

は、事業者から提供された情報を活用し、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について理解するよう努めるものとする。

第二章 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し

(消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第四条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対しても次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来において受け取るべき額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

三 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対しても次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。

三 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それからの場所から退去しないこと。

四 第一項第一号及び第二項の「重要事項」とは、消費者契約に係る次に掲げる事項であつて消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものをいう。

一 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容

二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他取引条件

五 第一項から第三項までの規定による消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

(媒介の委託を受けた第三者及び代理人)

第六条 第四条第一項から第三項までの規定は、これらに規定する消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法(明治二十九年法律第八十九号)第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

(取消権の行使期間等)

第七条 第四条第一項から第三項までの規定による取消権は、追認をることができる時から六箇月間行わないときは、時効によつて消滅する。当該消費者契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第百九一条及び第二百八十九条ノ十二の規定(これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。)は、第四条第一項から第三項までの規定による消費者契約としての株式又は新株の引受けの取消について準用する。この場合において、同法第百九十五条中「錯誤若ハ株式申込証ノ要件ノ欠缺ヲ理由トシテ其ノ引受ノ無効ヲ主張シ又ハ詐欺若ハ強迫ヲ理由トシテ」とあり、及び同法第二百八十九条ノ十二中「錯誤若ハ株式申込証若ハ新株引受權証書ノ要件ノ欠缺ヲ理由トシテ其ノ引受ノ無効ヲ主張シ又ハ詐欺若ハ強迫ヲ理由トシテ」とあるのは、「消費者契約法第四条第一項乃至第三項」同法第五条第一項ニテ準用スル場合ヲ含ムノ規定ニ因リ」と読み替えるものとする。

第三章 消費者契約の条項の無効

(事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効)

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

〔当該事業者〕とあるのは、「当該事業者又は次て勧誘をするに際し、当該消費者に対しても次に掲げる消費者契約の締結について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中

2 消費者契約の締結に係る消費者の代理人、事業者の代理人及び受託者等の代理人は、前条第一項から第三項まで(前項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、それぞれ消費者、事業者及び受託者等とみなす。

二 当該事業者に対する債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項

四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項

五 消費者契約が有償契約である場合には、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき(当該消費者契約が請負契約であるとき)に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

六 損害を賠償する責任の全部を免除する条項

二 事業者の債務不履行(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

三 損害を賠償する責任の一部を免除する条項

四 損害を賠償する責任の一部を免除する条項

五 損害を賠償する責任の全部を免除する条項

二 事業者の債務不履行(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項

三 損害を賠償する責任の一部を免除する条項

四 損害を賠償する責任の一部を免除する条項

五 損害を賠償する責任の全部を免除する条項

二 事業者の債務不履行(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項

三 損害を賠償する責任の一部を免除する条項

四 損害を賠償する責任の一部を免除する条項

五 損害を賠償する責任の全部を免除する条項

しくは一部を負い、瑕疵のない物をもつてこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えるもの

二 当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日（支払回数が二以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。）までに支払わぬ場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるもの

（当該超える部分）

（適用除外）

二 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力について民法及び商法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

び商法の規定による。

第十二条 この法律の規定は、労働契約については、適用しない。

附 則

この法律は、平成十三年四月一日から施行し、この法律の施行後に締結された消費者契約について適用する。

（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

第十一条 民法、商法その他の法律の公の秩序に関する規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

（他の法律の適用）

第十二条 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力については、この法律の規定によるほか、民法及

第四章 雜則

平成十二年五月一日印刷

平成十二年五月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

0